

# 上砂川町地域防災計画

(平成27年4月改定)

上砂川町防災会議

# 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章 総則                        | 1  |
| 第1節 計画策定の目的                   | 1  |
| 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱   | 1  |
| 第3節 上砂川町の地勢と災害の概要             | 3  |
| 第4節 計画の修正                     | 6  |
| 第2章 防災組織                      | 7  |
| 第1節 防災会議                      | 7  |
| 第2節 災害対策本部の設置                 | 9  |
| 第3節 本部の配備体制                   | 13 |
| 第4節 住民組織等の活用                  | 15 |
| 第3章 災害予防計画                    | 16 |
| 第1節 重要警戒区域及び整備計画              | 16 |
| 第2節 水防計画                      | 22 |
| 第3節 雪害対策計画                    | 22 |
| 第4節 融雪災害予防計画                  | 23 |
| 第5節 消防計画                      | 24 |
| 第6節 備蓄に関する計画                  | 33 |
| 第7節 防災知識の普及計画                 | 33 |
| 第8節 防災訓練計画                    | 34 |
| 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画      | 34 |
| 第10節 自主防災組織指導育成計画             | 37 |
| 第4章 災害情報通信計画                  | 39 |
| 第1節 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達計画 | 39 |
| 第2節 災害通信計画                    | 43 |
| 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画         | 43 |
| 第5章 災害応急対策計画                  | 53 |
| 第1節 動員計画                      | 53 |
| 第2節 災害広報計画                    | 55 |
| 第3節 避難救出計画                    | 56 |
| 第4節 食料供給計画                    | 63 |
| 第5節 衣料、生活必需品等物資供給計画           | 65 |
| 第6節 給水計画                      | 67 |
| 第7節 医療救護計画                    | 68 |
| 第8節 防疫計画                      | 77 |
| 第9節 清掃計画                      | 78 |
| 第10節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画 | 79 |
| 第11節 障害物除去計画                  | 80 |
| 第12節 輸送計画                     | 80 |
| 第13節 労務供給計画                   | 81 |
| 第14節 文教対策計画                   | 82 |
| 第15節 住宅対策計画                   | 84 |
| 第16節 被災宅地安全対策計画               | 85 |
| 第17節 災害警備計画                   | 86 |
| 第18節 下水道対策計画                  | 87 |
| 第19節 自衛隊派遣要請計画                | 88 |
| 第20節 ボランティアの受け入れ計画            | 92 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 第6章 地震災害対策計画                 | 93  |
| 第1節 地震災害対策計画                 | 93  |
| 第7章 事故災害対策計画                 | 94  |
| 第1節 航空災害対策計画                 | 94  |
| 第2節 道路災害対策計画                 | 97  |
| 第3節 危険物及びその他の災害対策計画          | 100 |
| 第4節 林野火災予消防計画                | 100 |
| 第8章 災害復旧計画                   | 104 |
| 参考資料                         | 106 |
| 上砂川町防災会議条例                   | 106 |
| 上砂川町防災会議運営規程                 | 108 |
| 上砂川町災害対策本部条例                 | 109 |
| 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定   | 110 |
| 中空知地域救急医療相互応援協定書             | 113 |
| 北海道広域消防相互応援協定                | 115 |
| ＜別記別表1＞ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間 | 118 |

# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上砂川町防災会議が作成する計画であり、上砂川町の地域に係る防災に関して、災害予防、災害応急及び災害復旧対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- (1) 上砂川町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- (2) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- (3) 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止並びに被害の軽減を図るための施設の新設、改善等災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等の災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災思想の復旧に関すること。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

防災関係機関、特別地方公共団体及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

### 1. 指定地方行政機関

- (1) 北海道農政事務所 **旭川地域センター**
  - ア. 災害時における米穀の確保、応急配給及び緊急輸送を行うこと。
  - イ. 災害応急食糧対策に必要な措置を講じること。

### 2. 自衛隊（陸上自衛隊第10普通科連隊）

- ア. 災害派遣要請権者の要請に基づく人命、財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。

### 3. 北海道

- (1) **空知総合振興局地域政策部地域政策課**
  - ア. **空知総合振興局**地域災害対策連絡協議会に関すること。
  - イ. 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。
  - ウ. 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
  - エ. 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、総合調整を図ること。
  - オ. 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。

- (2) **空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所**
  - ア. 所管する道路及び河川の管理、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
  - イ. 水防技術の指導を行うこと。
  - ウ. 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。

- (3) **空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）**
  - ア. 災害時における医療救護活動を推進すること。
  - イ. 災害時における防疫活動を行うこと。
  - ウ. 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を推進すること。
  - エ. 食品衛生の指導及び監視に関すること。

- (4) **空知総合振興局森林室**
  - ア. 林野火災の予防対策を行うこと。
  - イ. 緊急復旧用材の供給を行うこと。

#### 4. 北海道札幌方面砂川警察署

- ア. 災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等を行うこと。
- イ. 気象予警報等の伝達及び災害情報の収集を行うこと。

#### 5. 上砂川町

- (1) 町長部局
  - ア. 町防災会議に関する事務を行うこと。
  - イ. 本部を設置すること。
  - ウ. 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を行うこと。
  - エ. 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
  - オ. 災害情報等の収集及び伝達を行うこと。
- (2) 教育委員会
  - ア. 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
  - イ. 教育施設の被害調査及び被害報告に関すること。
  - ウ. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

#### 6. 砂川地区広域消防組合上砂川支署・上砂川消防団

- ア. 消防活動に関すること。
- イ. 水防活動に関すること。
- ウ. その他災害時における救助活動に関すること。

#### 7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) **東日本電信電話株式会社北海道事業部**
  - ア. 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。
  - イ. 非常通信及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電報または電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
- (2) 北海道電力株式会社滝川営業所
  - ア. 電力施設の防災管理を行うこと。
  - イ. 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
- (3) **日本郵便株式会社砂川郵便局・上砂川郵便局**
  - ア. 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。
  - イ. 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を講じること。
- (4) 上砂川三師会
  - ア. 災害時における医療機関との連絡調整並びに救急医療及び助産を行うこと。

## 8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 北海道中央バス株式会社
  - ア. 災害時におけるバス等による輸送の確保を行うこと。
  - イ. 災害時における救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等について関係機関への支援を行うこと。
- (2) 上砂川建設業協会
  - ア. 災害時における応急土木建築工事についての協力を行うこと。
- (3) 一般運送業者
  - ア. 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと。
- (4) 危険物関係施設の管理者
  - ア. 災害時における危険物の保全に関する措置を講じること。
- (5) 地域自治組織団体
  - ア. 被災箇所の応急対策及び被災者救援対策に協力すること。

## 第3節 上砂川町の地勢と災害の概要

### 1. 地勢

- (1) 位置及び面積  
本町は、空知支庁管内のほぼ中央に位置し、周囲は歌志内市・砂川市・奈井江町及び芦別市に囲まれている。経緯は東経 142°、北緯 43°、広ぼうは、東西 10.3 キロメートル、南北 8.4 キロメートルで、面積は 39.91 平方キロメートルである。
- (2) 地勢形態  
東部は重畳とした山岳地帯であって、夕張山脈が南北に走り次第に西方に向かい傾斜して石狩平野に続いている。  
集落は、北部を東西に河川に沿って形成されているほかは、ほとんどが森林である。
- (3) 河川状況  
本町の集落地帯を貫流する河川は、源を東部山脈に発するパンケ歌志内川で西山沢川と合流して本町の北部を西流して砂川市で石狩川に注いでいる。  
このほか、豊平川、奈井江川が南部を西流しているが、いずれも上流部分である。

### 2. 気象

気候は四季を通じて変化がはげしく、年平均気温は約 6 度～8 度であるが、夏季は 30 度を越えることもしばしばあり、冬季には氷点下 20 度以下に下がることもある。いわゆる大陸性気候である。

降雨量は、年間 900mm 程度で、8・9 月に多く、風は四季を通じて北西風で、冬季には南風が多くなる。

初雪はおおむね 10 月下旬ごろにみられるが、根雪になるのは 12 月上旬で、融雪はおおむね 4 月中旬である。降雪量も年間 900mm 程度である。

### 3. 上砂川町の過去における災害の主な記録

本町の過去における主な災害の発生記録は次表のとおりで、気象災害については暴風雨（台風及び低気圧）による被害である。

災害記録

| 年月日          | 種 別   | 地 域      | 被害状況  |
|--------------|-------|----------|---|
| 昭和 20 年 12 月 | 火 災   | 市街 2 町内  | 店舗・住宅・7 棟 6 戸 (792 m <sup>2</sup> )   |
| 昭和 21 年 1 月  | 火 災   | 奥 沢 春ヶ 台 | 炭住 12 棟 48 戸全焼<br>" 3 棟 12 戸半焼  |
| 昭和 29 年 5 月  | 火 災   | 本 町      | 一坑坑外施設 16 棟 (4,359 m <sup>2</sup> ) 全焼  |
| 昭和 29 年 9 月  | 台 風   | 全 町      | 台風の中心示度 960Mb 風速 35M<br>全壊家屋 16 棟 34 戸<br>半壊家屋 75 棟 195 戸<br>非住宅の被害 34 戸<br>学校の被害 小破 (校舎屋根損壊)<br>6 校 延 2,458 m <sup>2</sup>   |
| 昭和 34 年 12 月 | 火 災   | 市街 12 町内 | 車 庫 全焼 992 m <sup>2</sup>   |
| 昭和 34 年 12 月 | 火 災   | 本 町      | 選炭機 全焼 5,329 m <sup>2</sup>   |
| 昭和 36 年 7 月  | 大雨・水害 | 全 町      | 空知地方の集中豪雨 (250mb) によりパンケ歌志内川及び奈井江川が氾濫する。<br><br>家 屋 倒 壊 1 戸<br>家 屋 流 失 1 戸<br>床 上 浸 水 39 戸<br>床 下 浸 水 177 戸<br>道 路 欠 損 壊 139m<br>橋 梁 流 失 5 箇所 (81m)<br>橋 梁 損 壊 1 箇所 (20m)<br>田畑流失及び冠 2.4Ha<br>水<br>河 川 堤 防 欠 壊 5 箇所(182m)<br>一坑二坑内浸水による損害<br>215,600 千円<br><br>死傷者 1 人(坑内水没による) |
| 昭和 37 年 8 月  | 大雨・水害 | 全 町      | 台風 9 号により全道的に大雨となりパンケ歌志内川が氾濫する。<br>家 屋 流 失 3 戸<br>床 上 浸 水 57 戸<br>床 下 浸 水 108 戸<br>道 路 損 壊 6 箇所 445m<br>橋 梁 流 失 1 箇所 16m<br>橋 梁 損 壊 1 箇所 12m<br>田 畑 冠 水 0.5H<br>a<br>が け く ず れ 4 箇所 12m   |

| 年 月 日       | 種 別   | 地 域 | 被害状況  |
|-------------|-------|-----|---|
| 昭和 50 年 8 月 | 大雨・水害 | 全 町 | 台風 6 号により全道的に大雨となりパンケ歌志内川が氾濫する。<br>床上浸水 41 戸<br>床下浸水 71 戸<br>がけくずれ 20 箇所<br>道路損壊 5 箇所<br>田畑冠水 1 箇所<br>降雨量 163.5mm   |
| 昭和 53 年 8 月 | 集中豪雨  | 全 町 | 床上浸水 14 戸<br>床下浸水 60 戸<br>道路損壊 7 箇所 113m<br>がけくずれ 2 箇所<br>浄水場えん堤土砂堆積 15m<br>降雨量 129.9mm   |
| 昭和 56 年 8 月 | 豪 雨   | 全 町 | 死 者 1 名<br>家屋一部損壊 1 戸<br>床上浸水 36 戸<br>床下浸水 136 戸<br>道路損壊 16 箇所<br>がけくずれ 10 箇所<br>河川敷地損壊 13 箇所<br>道有林被害 44 箇所<br>水道施設被害 7 箇所<br>清掃施設被害 2 箇所<br>学校施設被害 9 箇所<br>商工被害その他 13 箇所<br>降雨量 402.5mm |
| 昭和 63 年 8 月 | 豪 雨   | 全 町 | 床上浸水 3 戸<br>床下浸水 64 戸<br>道路損壊 13 箇所<br>がけくずれ 1 箇所<br>水道施設被害 2 箇所<br>降雨量 195.5mm   |
| 平成 6 年 8 月  | 豪 雨   | 全 町 | 床上浸水 2 戸<br>床下浸水 12 戸<br>水道施設被害 3 箇所<br>降雨量 117.5mm   |
| 平成 16 年 9 月 | 台 風   | 全 町 | 台風 18 号により全道的に暴風雨となる。<br>(最大瞬間風速は 30m を記録。)<br>公共施設等の被害 10 箇所<br>公住・街路灯の被害 2 箇所<br>物置・車庫・倒木等の被害 48 箇所余り。  |

## 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、随時検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって改革の変更（削除）を必要とするとき。
3. 新たな計画を必要とするとき。
4. 防災基本計画の修正が行われたとき。
5. その他上砂川町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

# 第 2 章 防災組織

## 第 1 節 防災会議

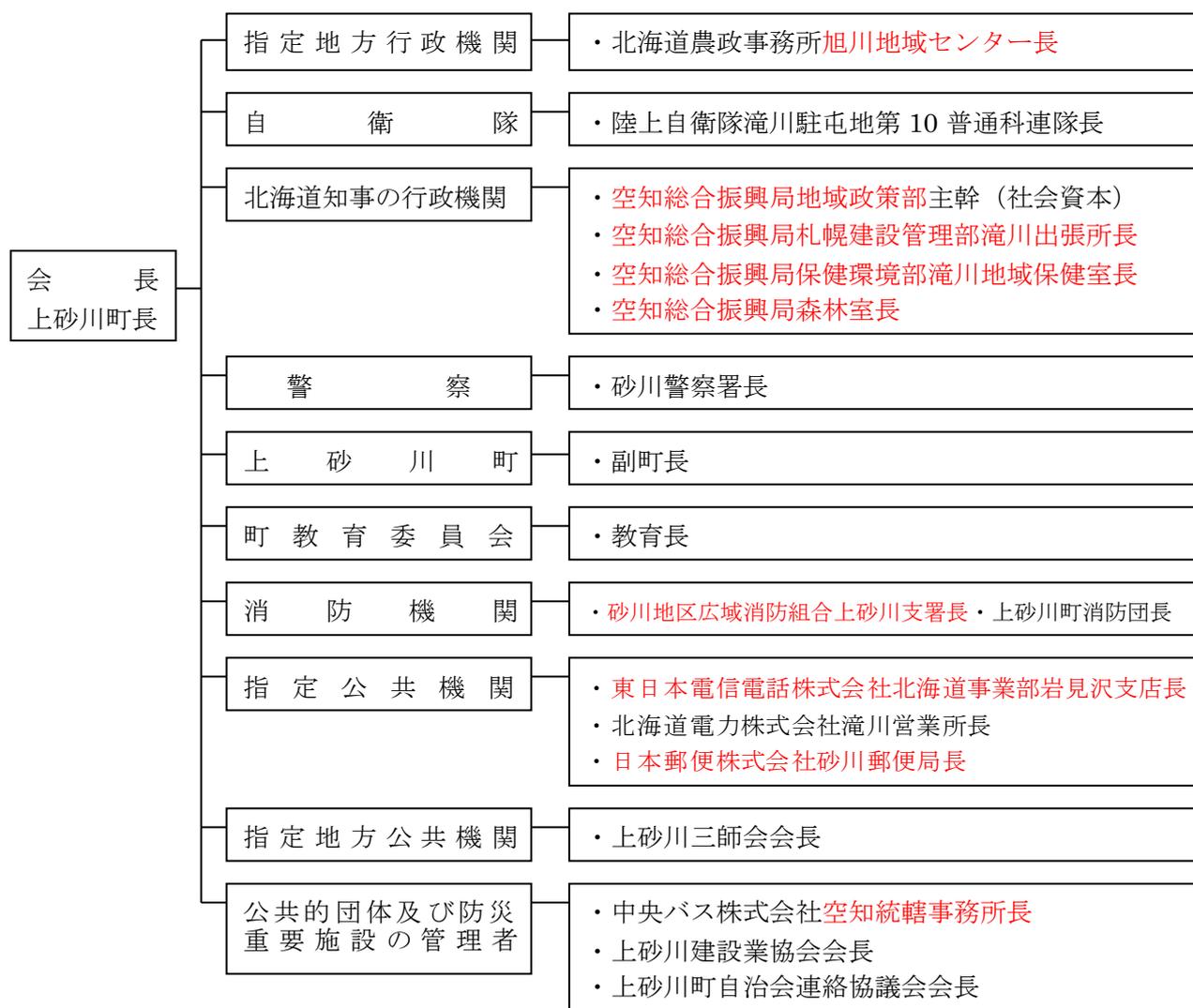
災害対策基本法第 16 条の規定により制定された上砂川町防災会議条例（昭和 37 年 12 月 22 日条例第 28 号）に基づき防災会議を設置する。

この防災会議は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その推進を図るとともに、災害の情報収集・関係機関相互の連絡調整を行うことを任務とするもので、町長を会長とし、各関係機関の代表等を委員として次のとおり構成する。

### 1. 組織

防災会議の組織は、次のとおりとする。

組織図



## 2. 運営

上砂川防災会議条例（昭和 37 年 12 月 22 日条例第 28 号）及び上砂川町防災会議運営規程（昭和 38 年 9 月 18 日防災会議訓令第 1 号）の定めるところによる。

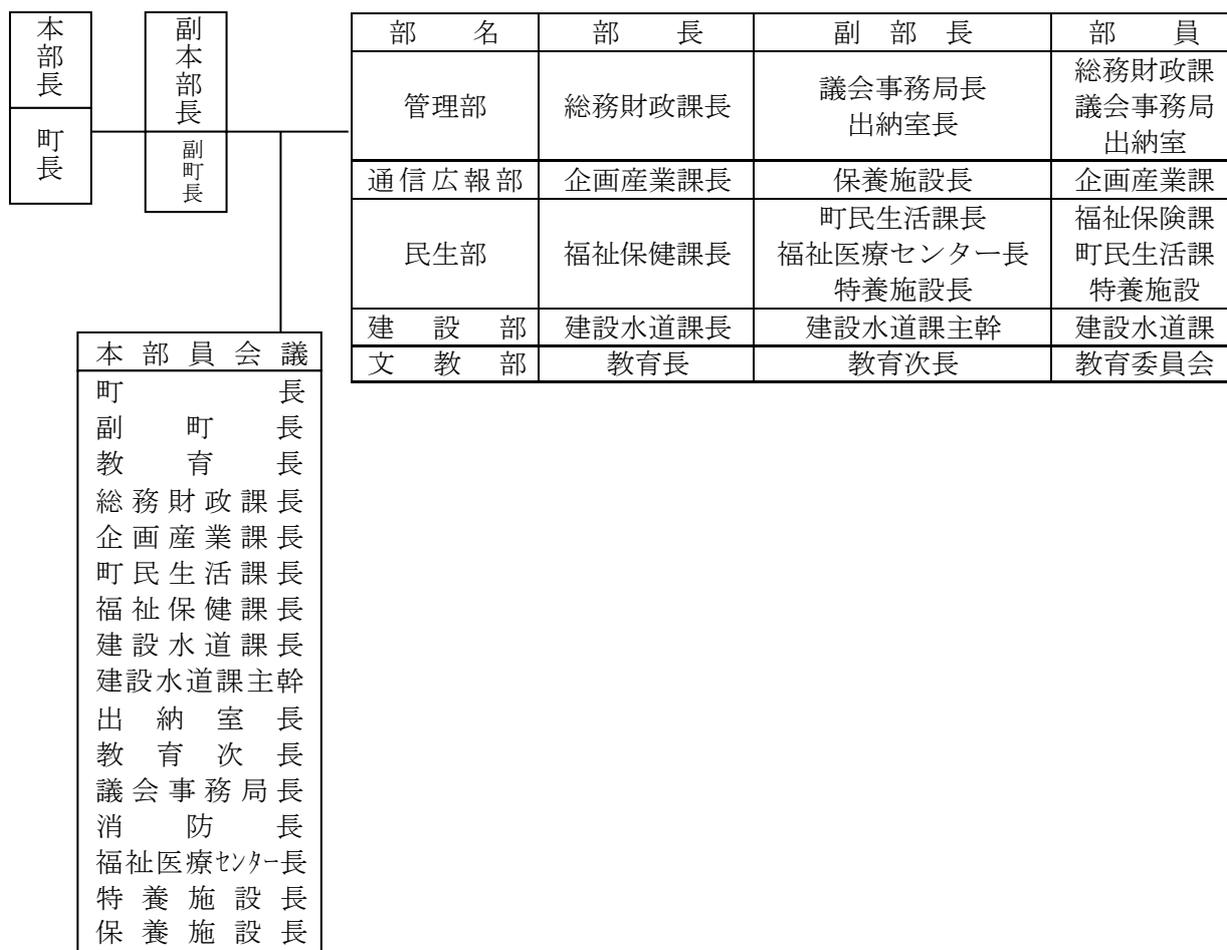
## 第2節 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合で、防災の応急対策を実施する必要があると町長が認めるときは、本計画の定めるところにより災害対策本部を設置する。

### 1. 組織

災害際作本部の組織は次のとおりとする。

上砂川町災害対策本部組織



## 2. 運営

本部の運営は、上砂川町災害対策本部条例（昭和 37 年 12 月 22 日条例第 28 号）及び上砂川町災害対策本部運営規程（昭和 40 年 4 月 1 日訓令第 1 号）の定めるところによるが、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項は、本部員会議で決定するものとする。

### (1) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び各部長、副部長で組織する。

#### ア. 本部員会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の決定並びにその切替及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 政府、道、公共機関及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要な事項

#### イ. 本部員会議の開催

- (ア) 各部長は、それぞれの所掌事務について必要な資料を提出するものとする。
- (イ) 本部長は、会議の構成員のほか必要と求める者を会議に出席させ、またはこれらの者の一部をもって会議を開くことができる。
- (ウ) 本部長は、会議の招集を必要と認めるときは、管理部長にその旨を申し出るものとする。

#### ウ. 会議事項の周知

会議の決定事項のうち本部長または各部長が職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

## 3. 本部の所掌事務

災害対策本部の各対策部所掌事務は、次のとおりである。

各部長は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の部員を定め、体制を整備しておくものとする。

## 4. 本部の設置基準(時期)

災害対策本部の設置については、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに設置するものとする。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (3) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象、地象若しくは水象に関する情報または警報が発せられ、設置の必要があるとき。

## 5. 本部の廃止基準(時期)

町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、災害対策本部を廃止することができる。

- (1) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (2) 災害応急対策が完了したとき。

## 6. 災害対策本部の設置または廃止の通知公表等

災害対策本部を設置または廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、知事、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知するとともに、一般住民に対しては、電話または広報車の利用等適宜の方法により周知するものとする。

上砂川町災害対策本部事務分掌

| 部         | 事 務 分 掌  |
|-----------|--|
| 各 部 共 通   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること。</li> <li>2. 所管に属する災害応急対策等に必要な資機器材の整備及び点検に関すること。</li> <li>3. 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>4. 災害時における所管事項の執行記録に関すること。</li> </ol>   |
| 管 理 部     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置に関すること。</li> <li>2. 災害対策本部員会議に関すること。</li> <li>3. 防災会議に関すること。</li> <li>4. 本部の庶務に関すること。</li> <li>5. 庁内非常配備体制に関すること。</li> <li>6. 町議会との連絡に関すること。</li> <li>7. 自衛隊の派遣要請に関すること。</li> <li>8. 災害救助法の適用手続きに関すること。</li> <li>9. 避難命令の発令に関すること。</li> <li>10. 指定行政機関に対する応急措置の要請に関すること。</li> <li>11. 災害救助隊の編成に関すること。</li> <li>12. 町有財産の被害調査及び復旧に関すること。</li> <li>13. 災害対策の予算・経理に関すること。</li> <li>14. 応急救助費等の支出に関すること。</li> <li>15. 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。</li> <li>16. 義援金等の出納保管に関すること。</li> <li>17. 災害日誌及び災害記録に関すること。</li> <li>18. 気象の予警報及び情報の受理並びに伝達に関すること。</li> <li>19. 一般的被害状況の調査に関すること。(人的被害、住宅被害、非住家被害)</li> <li>20. 被害状況の報告に関すること。</li> <li>21. 関係機関に対する陳情及び請願に関すること。</li> <li>22. 各部の連絡調達に関すること。</li> <li>23. 被災地の視察に関すること。</li> </ol> |
| 通 信 広 報 部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害広報に関すること。</li> <li>2. 報道機関との連絡に関すること。</li> <li>3. 災害報道記事、災害写真の収集に関すること。</li> <li>4. 災害時における無線通信に関すること。</li> <li>5. 災害復旧と総合計画との調整に関すること。</li> <li>6. 電気・通信施設の被害状況の収集及び復旧に関すること。</li> <li>7. 災害時の衣料、生活必需品その他災害応急物資の調達に関すること。</li> <li>8. 危険地域に対する避難予警報に関すること。</li> <li>9. 本部と災害地及び被災者避難所との連絡に関すること。</li> <li>10. 林野の火防及び復旧対策に関すること。</li> <li>11. 被災した商工業者に対する融資に関すること。</li> <li>12. 観光施設の被害状況調査、復旧対策に関すること。</li> <li>13. 災害時の物価の値上がり抑制に関すること。</li> <li>14. 災害時の生活必需物資等の消費流通対策に関すること。</li> <li>15. 農業被害の調査及び救援対策に関すること。</li> </ol>  |

| 部     | 事 務 分 掌   |
|-------|---|
| 民 生 部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助計画及び実施に関すること。</li> <li>2. 被災者の避難に関すること。</li> <li>3. 災害時の応急食糧に関すること。</li> <li>4. 応急炊き出しに関すること。</li> <li>5. 被災納税者の町税・国民健康保険税の減免に関すること。</li> <li>6. 災害救助日誌の作成記録に関すること。</li> <li>7. 被災者の生活必需品の調達配布に関すること。</li> <li>8. 救助活動に対する日赤との連絡に関すること。</li> <li>9. 災害による死体の収容及び埋葬に関すること。</li> <li>10. 被災者の生活援護に関すること。</li> <li>11. 被災地の医療及び助産に関すること。</li> <li>12. 被災地のじんかい及びし尿処理に関すること。</li> <li>13. 被災地の死亡獣畜の処理に関すること。</li> <li>14. 災害時の医薬品及び衛生資材の確保に関すること。</li> <li>15. 衛生施設の被害調査に関すること。</li> <li>16. 感染症予防及び患者の収容に関すること。</li> <li>17. 災害時の防疫及び清掃に関すること。</li> <li>18. 行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>19. 道滝川地域保健室との災害関係事務の調整に関すること。</li> <li>20. 医師会との連絡調整及び救急医療班の編成に関すること。</li> <li>21. 義援金の受領及び配分に関すること。</li> <li>22. 社会福祉施設の災害対策に関すること。</li> <li>23. 社会福祉施設の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>24. ボランティアの受け入れに関すること</li> </ol> |
| 建 設 部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害応急資材の調達、配分及び保管に関すること。</li> <li>2. 道路・橋梁及び河川の災害応急措置に関すること。</li> <li>3. 被災地の飲料水の確保及び給水に関すること。</li> <li>4. 災害時における輸送の確保に関すること。</li> <li>5. 障害物除去に関すること。</li> <li>6. 上水道・下水道施設の災害応急措置に関すること。</li> <li>7. 避難所及び炊出し場の設営に関すること。</li> <li>8. 建築物の災害対策に関すること。</li> <li>9. 災害公営住宅及び応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>10. 土木関係の被害調査に関すること。</li> <li>11. 建築物の被害調査に関すること。</li> <li>12. 災害復旧土木事業に関すること。</li> <li>13. 公共用建物の災害復旧事業に関すること。</li> <li>14. 災害時の交通危険箇所の標示に関すること。</li> </ol>   |
| 文 教 部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>2. 教育施設の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>3. 児童生徒の避難に関すること。</li> <li>4. 被災児童・生徒の応急教育及び学用品の調達に関すること。</li> <li>5. 教育施設の避難所等開放に関すること。</li> <li>6. 災害時の学校給食に関すること。</li> <li>7. 災害活動に協力する婦人団体・青年団体等の連絡調整に関すること。</li> <li>8. 教育関係の義援金の受領及び配分に関すること。</li> </ol>   |

### 第3節 本部の配備体制

#### 1. 配備体制

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、「非常配備の基準」により配備体制をとることがあるものとする。
- (2) 前号の「非常配備の基準」は、下記のとおりとし、配備体制の決定は本部長が行う。
- (3) 各部長は、所掌事務に基づき部内の配備基準を定めて、これを部内に徹底しておくものとする。

#### 非常配備の基準

|      | 第1 配備体制<br>(準備体制)  | 第2 配備体制<br>(警戒体制)   | 第3 配備体制<br>(出動体制)   |
|------|--|---|---|
| 配備時期 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 暴風・暴風雪・大雨・洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。</li> <li>2. その他本部長が特に必要と認めるとき。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 局地的な災害の発生が予想される場合、または災害が発生したとき。</li> <li>2. その他本部長が特に必要と認めるとき。</li> </ol> | 広域にわたる災害の発生が予想される場合、または被害が甚大あると予想される場合において、本部長が配備を指令したとき、または予想されない重大な災害が発生したとき。 |
| 配備内容 | 災害情報の収集連絡のため、少数人員をもって当たるもので、状況により第2 非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。  | 関係対策部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに応急対策を開始できる体制とする。   | 災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機または出動して災害応急活動に従事する体制とする。             |

|                  |           | 第1 配備体制<br>(準備体制)    | 第2 配備体制<br>(警戒体制)   | 第3 配備体制<br>(出動体制) |
|------------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|
| 配<br>備<br>体<br>制 | 管 理 部     | 課長・局長・室長<br>・ 指定する職員 | 全 員                 | 全 員               |
|                  | 通 信 広 報 部 | 課 長                  | 係長以上の職員             | 全 員               |
|                  | 民 生 部     | 課 長                  | 係長以上の職員             | 全 員               |
|                  | 建 設 部     | 課長・指定する職員            | 係長以上の職員<br>及び指定する係員 | 全 員               |
|                  | 文 教 部     | 課 長                  | 係長以上の職員             | 全 員               |

## 2. 本部各班の配備要員

### (1) 動員（招集）の方法

動員（招集）の方法は、第5章第1節 動員計画により行うものとする。

## 3. 非常配備体制の活動要領

### (1) 本部の活動開始及び終了

#### ア. 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、または発生した場合において災害対策本部が設置されたときに、その一部または全部が活動を開始する。

#### イ. 活動の終了

予想された災害の危険が解消したと認められるときまたは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに、本部の活動を終了し解散するものとする。

### (2) 非常配備体制下の活動

#### ア. 第1 非常配備体制下の活動

第1 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 管理部長は、道及び関係機関と連絡をとって気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部長に連絡する。

(イ) 各部長は、管理部長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時職員に対し必要な指示を行う。

(ウ) 指示を受けた職員は、所属する部及び係の所在場所に待機する。

#### イ. 第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、必要に応じ関係部長を収集し、情報を聴取するため本部員会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討する。

(イ) 各部長は、所掌事務に関する情報の収集及び連絡体制を強化する。

(ウ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

a. 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につけせる。

b. 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて災害の発生が予想される地域へあらかじめ配置する。

c. 災害対策に関係のある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

#### ウ. 第3 非常配備体制下の活動

第3 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

第3 非常配備体制が指令されたときは、各部長は、災害応急対策に全力を傾注するとともにその活動状況を随時管理部長を通じ本部長に報告するものとする。

## 第4節 住民組織等の活用

- (1) 災害応急対策を迅速的確に実施するために、特に必要と認めるときは、本部長は次の団体等の協力を得るものとする。
- ア. 各町自治会
  - イ. 婦人団体及び青年団体
  - ウ. その他（地域における防災組織等）
- (2) 協力団体等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。
- ア. 地区内の被害状況調査の協力
  - イ. 避難所の奉仕
  - ウ. 炊出しの奉仕
  - エ. 救援物資の支給及び応急資材の輸送
  - オ. 飲料水の供給
  - カ. 災害地域の防疫、清掃の奉仕及び応援
  - キ. 本部への災害状況の通報、その他災害応急措置の応援
  - ク. 被災地の防犯

---

## 第3章 災害予防計画

---

災害対策の究極は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。

予防計画は、災害対策を計画的に推進するため、災害予防に必要な施設の整備及び訓練など、災害予防責任者の行うべき事項を定める。

### 第1節 重要警戒区域及び整備計画

本町において水害・地すべり・がけ崩れなどにより災害が予想される警戒区域及びその整備は次のとおりである。

#### 1. 重要警戒区域及び整備計画

##### (1) 災害発生予想地域

別表1「災害危険区域図」のとおりである。

##### (2) 被害想定と整備計画

###### ア. 市街地における低地帯の浸水予想区域

別表2「市街地における低地帯の浸水予想区域」のとおりである。

###### イ. 地すべり・急傾斜地崩壊予想区域

別表3「地すべり・急傾斜地崩壊予想区域」のとおりである。

###### ウ. 土石流危険渓流

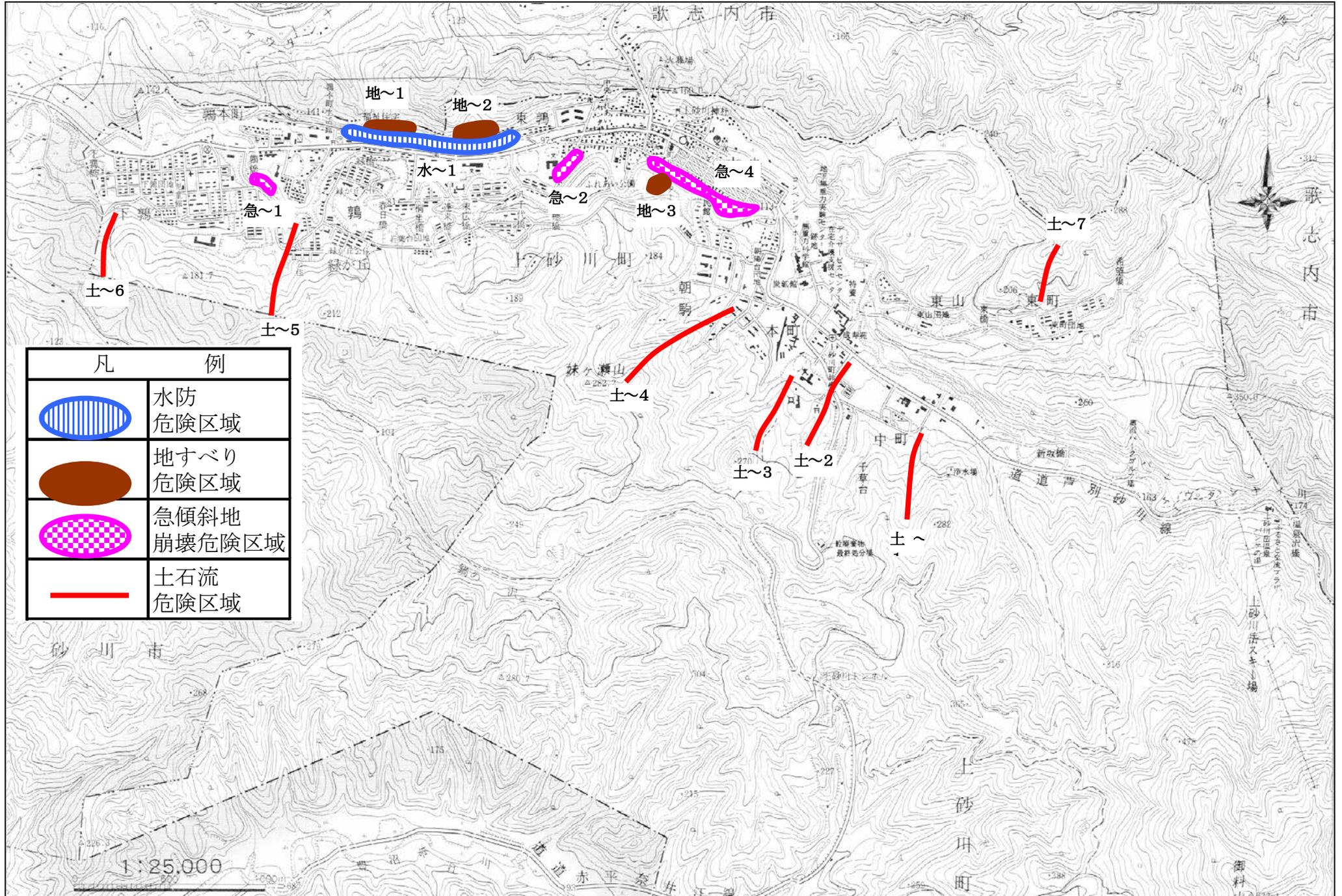
別表4「土石流危険渓流」のとおりである。

#### 2. 危険物災害予想区域

危険物取扱所（給油取扱所）及び、その保安管理などの実態は別表5のとおりである。

# 災害危険区域図

<別表1>



| 凡 例   |                |
|---|----------------|
|    | 水防<br>危険区域     |
|    | 地すべり<br>危険区域   |
|   | 急傾斜地<br>崩壊危険区域 |
|  | 土石流<br>危険区域    |

<別表2> 「市街地における低地帯の浸水予想区域」

| 番号     | 災害発生予想区域  |            |           |                                 | 予想される被害   |             |    |     | 法令等における指定状況 |     |           |          |              |    | 整備計画     |                    |
|--------|-----------|------------|-----------|---------------------------------|-----------|-------------|----|-----|-------------|-----|-----------|----------|--------------|----|----------|--------------------|
|        | 地区名       | 場所         | 災害の<br>要員 | 警戒区域<br>〔面積<br>距離〕              | 住家<br>(戸) | 公共施設<br>(棟) | 道路 | その他 | 指定<br>機関    | 法令名 | 指定<br>年月日 | 指定<br>番号 | 予想区域<br>との関連 |    | 実施<br>機関 | 概要                 |
|        |           |            |           |                                 |           |             |    |     |             |     |           |          | 全域           | 一部 |          |                    |
| 水<br>1 | 鶉本町<br>東鶉 | 町道<br>北線沿線 | 排水路<br>狭少 | 39,000 m <sup>2</sup><br>1,300m | 65        | —           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 町        | 年次計画<br>により<br>実施中 |

<別表3> 「地すべり・急傾斜地崩壊予想区域」

| 番号     | 災害発生予想区域                    |                          |            |                                  | 予想される被害   |             |    |     | 法令等における指定状況 |     |           |          |              |    | 整備計画     |              |
|--------|-----------------------------|--------------------------|------------|----------------------------------|-----------|-------------|----|-----|-------------|-----|-----------|----------|--------------|----|----------|--------------|
|        | 地区名                         | 場所                       | 災害の要員      | 警戒区域<br>〔面積<br>距離〕               | 住家<br>(戸) | 公共施設<br>(棟) | 道路 | その他 | 指定<br>機関    | 法令名 | 指定<br>年月日 | 指定<br>番号 | 予想区域<br>との関連 |    | 実施<br>機関 | 概要           |
|        |                             |                          |            |                                  |           |             |    |     |             |     |           |          | 全域           | 一部 |          |              |
| 地<br>1 | 鶉本町<br>北3丁目<br>北2丁目         | 町道鶉北<br>線山手側             | 地<br>すべり   | 14,000 m <sup>2</sup><br>300m    | 20        | 1           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 町        | 計 画<br>検 討 中 |
| 地<br>2 | 鶉本町<br>北1丁目<br>東鶉<br>北1条5丁目 | 〃                        | 〃          | 15,000 m <sup>2</sup><br>300 m   | 25        | —           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 〃        | 〃            |
| 地<br>3 | 中央南4条                       | 川向                       | 〃          | 12,000 m <sup>2</sup><br>150 m   | 4         | —           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 〃        | 〃            |
| 急<br>1 | 下鶉<br>東1丁目                  | 若草団地                     | 急傾斜<br>地崩壊 | 1,500 m <sup>2</sup><br>100 m    | 6         | —           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 道        | 補 助<br>要 望 中 |
| 急<br>2 | 東鶉                          | 南2条<br>1丁目<br>南2条<br>2丁目 | 〃          | 2,300 m <sup>2</sup><br>230 m    | 11        | —           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 〃        | 〃            |
| 急<br>3 | 中央                          | 南2条<br>1丁目<br>南3条<br>5丁目 | 〃          | 10,000 m <sup>2</sup><br>1,000 m | 22        | 1           | —  | —   | —           | —   | —         | —        | —            | —  | 〃        | 〃            |

<別表4> 「土石流危険溪流」

| 番号          | 危険区域の現況 |     |             |                      |      |              |        | 予想される被害                |           |             |     | 整備計画      |          |           |
|-------------|---------|-----|-------------|----------------------|------|--------------|--------|------------------------|-----------|-------------|-----|-----------|----------|-----------|
|             | 区域名     | 水系名 | 河川名         | 溪流名                  | 溪流番号 | 溪流概況         |        | 砂防指定地<br>指定番号<br>年 月 日 | 住家<br>(戸) | 公共施設<br>(棟) | 道路  | その他       | 実施<br>機関 | 概要        |
|             |         |     |             |                      |      | 溪流延長<br>(km) | 面積(ha) |                        |           |             |     |           |          |           |
| 土<br>〓<br>1 | 中 町     | 石狩川 | パンケ<br>歌志内川 | 左4の沢川                | 161  | 0.23         | 1.8    | —                      | 8         | —           | 0.3 | 5<br>(工場) | 道        | 計画<br>検討中 |
| 土<br>〓<br>2 | 本 町     | 〃   | 〃           | 本町沢川                 | 162  | 0.47         | 1.7    | —                      | 18        | 2           | —   | 1<br>(工場) | 〃        | 〃         |
| 土<br>〓<br>3 | 〃       | 〃   | 〃           | パンケ<br>歌志内川<br>右6の沢川 | 163  | 0.1          | 1.0    | —                      | —         | 2           | —   | 1<br>(工場) | 〃        | 〃         |
| 土<br>〓<br>4 | 朝 駒     | 〃   | 〃           | パンケ<br>歌志内川<br>右4の沢川 | 165  | 0.73         | 10.9   | —                      | 58        | 1           | 0.1 | —         | 〃        | 〃         |
| 土<br>〓<br>5 | 緑が丘     | 〃   | 〃           | 左1の沢川                | 167  | 0.28         | 1.9    | —                      | —         | —           | —   | —         | 〃        | 〃         |
| 土<br>〓<br>6 | 下 鶉     | 〃   | 〃           | パンケ<br>歌志内川<br>右2の沢川 | 168  | 0.41         | 1.0    | —                      | 46        | —           | 0.4 | —         | 〃        | 〃         |
| 土<br>〓<br>7 | 東 町     | 〃   | 西山沢川        | 東町沢川                 | 90   | 0.19         | 1.0    | —                      | 20        | 2           | —   | —         | 〃        | 〃         |

<別表5> 「町内危険物取扱所（給油取扱所）一覧」

（平成17年10月1日現在）

| 貯蔵所<br>取扱所<br>の区分                    | 事業所名                | 所在地    | 最大貯蔵及び取扱数量 |           |           |           |       | 消火設備  |
|--------------------------------------|---------------------|--------|------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
|                                      |                     |        | 第1<br>石油類  | 第2<br>石油類 | 第3<br>石油類 | 第4<br>石油類 | アルコール |       |
| 地<br>下<br>タ<br>ン<br>ク<br>貯<br>蔵<br>所 | 上砂川岳温泉(旧)           | 奥沢     |            |           | 7,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 上砂川岳温泉(新)           | 奥沢     |            |           | 15,000    |           |       | 消火器   |
|                                      | ふるさと交流プラザ           | 奥沢     |            |           | 3,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 東町共同浴場              | 東町北5   |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 炭鉱館                 | 上砂川7   |            |           | 3,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 無重力プラザ              | 上砂川7   |            |           | 6,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 成寿苑                 | 本町北2   |            |           | 6,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | はるにれ荘               | 本町北2   |            |           | 10,000    |           |       | 消火器   |
|                                      | デｲｰﾋﾞｽﾞﾝﾀｰ          | 本町北2   |            |           | 15,000    |           |       | 消火器   |
|                                      | マイクログラス             | 朝駒2条3  |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 上砂川町民センター           | 中央南1条5 |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 白成舎                 | 中央南3条3 |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 上砂川郵便局              | 中央北2条4 |            |           | 1,900     |           |       | 消火器   |
|                                      | 鶉町共同浴場              | 鶉2条2   |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 緑が丘共同浴場             | 緑が丘西1  |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
|                                      | 下鶉共同浴場              | 下鶉南2条2 |            |           | 5,000     |           |       | 消火器   |
| 無重力実験センター                            | 本町北1                |        |            | 休止0       |           |           |       |       |
| 民具庄（旧郵便局）                            | 中央北1条5              |        |            | 休止0       |           |           |       |       |
| 移 動<br>タンク<br>貯蔵所                    | サンコー                | 中央北1条2 |            | 3,200     |           |           |       | 消火器   |
|                                      | サンコー                | 中央北1条2 |            | 3,000     |           |           |       | 消火器   |
|                                      | サンコー                | 中央北1条2 |            | 3,000     |           |           |       | 消火器   |
|                                      | 北日本石油               | 東鶉南1条3 |            | 3,000     |           |           |       | 消火器   |
|                                      | 高橋工務店               | 下鶉南1条1 |            | 2,000     |           |           |       | 消火器   |
| 給 油<br>取 扱 所                         | 北日本石油／地下タンク         | 東鶉南1条3 | 9,600      | 18,200    | 1,960     | 1,800     |       | 消火器   |
| 一 般<br>取 扱 所                         | マイクログラス／屋内貯蔵        | 朝駒2条3  |            |           |           |           | 4,000 | 大型消火器 |
|                                      | サンコー／地下タンク          | 中央北1条2 |            | 10,000    |           |           |       | 消火器   |
|                                      | 中央小学校／地下タンク         | 東鶉南1条4 |            | 5,000     |           |           |       | 消火器   |
|                                      | 上砂川中学校／地下タンク        | 鶉1条2   |            | 10,000    |           |           |       | 消火器   |
| 屋内タンク<br>貯蔵所                         | 砂川地区広域消防組合上<br>砂川支署 | 中央北1条4 |            | 1,900     |           |           |       | 消火器   |
| 屋外タンク<br>貯蔵所                         | 上砂川バイオ(株)           | 中町南2   |            |           | 15,000    |           |       | 大型消火器 |
|                                      | (株)サンコー上砂川営業所       | 本町北1   |            |           | 50,000    |           |       | 大型消火器 |
| 屋 内<br>貯 蔵 所                         | マイクログラス             | 朝駒2条3  |            |           |           |           | 900   | 消火器   |

## 第2節 水防計画

洪水、その他による水災時において、これを警戒し、防ぎよし、その被害を軽減するための組織及び活動等は、水防法に基づき別に定める「上砂川町水防計画」によるものとする。

## 第3節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される雪害の予防及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1. 雪害の種類

降雪により発生が予想される災害は、次のとおりである。

- (1) 交通の途絶
- (2) 送電・通信線の断線故障
- (3) 立木等の被害
- (4) 建築物の破損
- (5) 融雪による洪水

### 2. 雪害対策の体制

雪害に対する予防・応急対策は、特に雪害に関係のある機関が、相互連携のもとに、北海道地域防災計画及び雪害対策要綱並びに各機関が定める業務計画により、それぞれ所管業務について予防応急等の防災体制を確立するものとする。

### 3. 気象情報の収集

気象情報は札幌管区気象台から求めるほか、町内の降雪量は、砂川地区広域消防組合上砂川支署から、その観測情報を求めるものとする。

### 4. 道路交通の確保

降雪時における迅速・的確な除雪の実施は道路を管理するそれぞれの機関が実施するものとする。

#### (1) 北海道

北海道が管理し、冬期間の交通を確保する道道の除雪作業基準及び計画路線は次のとおりである。

| 区分  | 標準交通量          | 除雪目標  | 町内計画路線                            |
|-----|----------------|---|-----------------------------------|
| 第1種 | 1,000台/日以上     | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。<br>異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。                                    | ・赤平・奈井江線<br>・芦別・砂川線<br>(上砂川岳温泉から) |
| 第2種 | 300~1,000台/日以上 | 2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。<br>異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。                                  |                                   |
| 第3種 | 300台/日以下       | 2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。<br>異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。 |                                   |

## (2) 上砂川町

上砂川町が管理し、冬期間の交通を確保する町道の除雪作業基準及び計画路線は次のとおりである。

### ア. 作業基準

| 路 線 区 分 | 作 業 区 分  |
|---------|--|
| 第 1 種   | 左の路線区分を除雪の優先順位として、交通を確保するため必要最小限の幅員確保に努め、順次、待避所及び、車道の 2 車線確保作業や歩道の確保に当たるものとする。 |
| 第 2 種   |  |
| 第 3 種   |  |

### イ. 路線別除雪計画

建設水道課策定による「路線別除雪計画」によるものとする。

### ウ. 除雪体制の充実

町道の除雪は逐次機械力の充実を図りながら、迅速かつ能率的な作業の実施に努めるものとし、特に市街地域における路線の排雪作業について沿線住民の協力を要請し冬期間の安全交通の確保に努める。

### 直営除雪機械

| 区 分 | ト ラ ッ ク | タイヤショベル | スノーローダー | 計  |
|-----|---------|---------|---------|----|
| 町   | 2       | 3       | 2       | 7台 |

## 5. 建築物雪害対策

除雪による建物の倒壊・破損及び落雪による災害（事故）を防止するため屋根の雪おろし作業の推奨に努める。

## 6. なだれ防止対策

関係機関は、それぞれの所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生危険箇所に防止柵の施設を行い、また標止板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

# 第 4 節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

## 1. 気象状況の把握

融雪期においては、気象官署関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、降雨、既往の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

## 2. 重要水防区域等の警戒

第 3 章第 1 節に定める重要水防警戒区域その他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、地区住民等の協力を得て予想される危険区域の巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業、避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知徹底させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

### 3. 河川内の障害物の除去

町長及び河川管理者は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道導水路が著しく狭められ、融雪被害の発生が予想される場合、または流水により橋梁の流出を防止するため、融雪出水前に河道導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い流下能力の確保をはかる。

### 4. 道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞溜水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪・結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

### 5. 水防思想の普及徹底

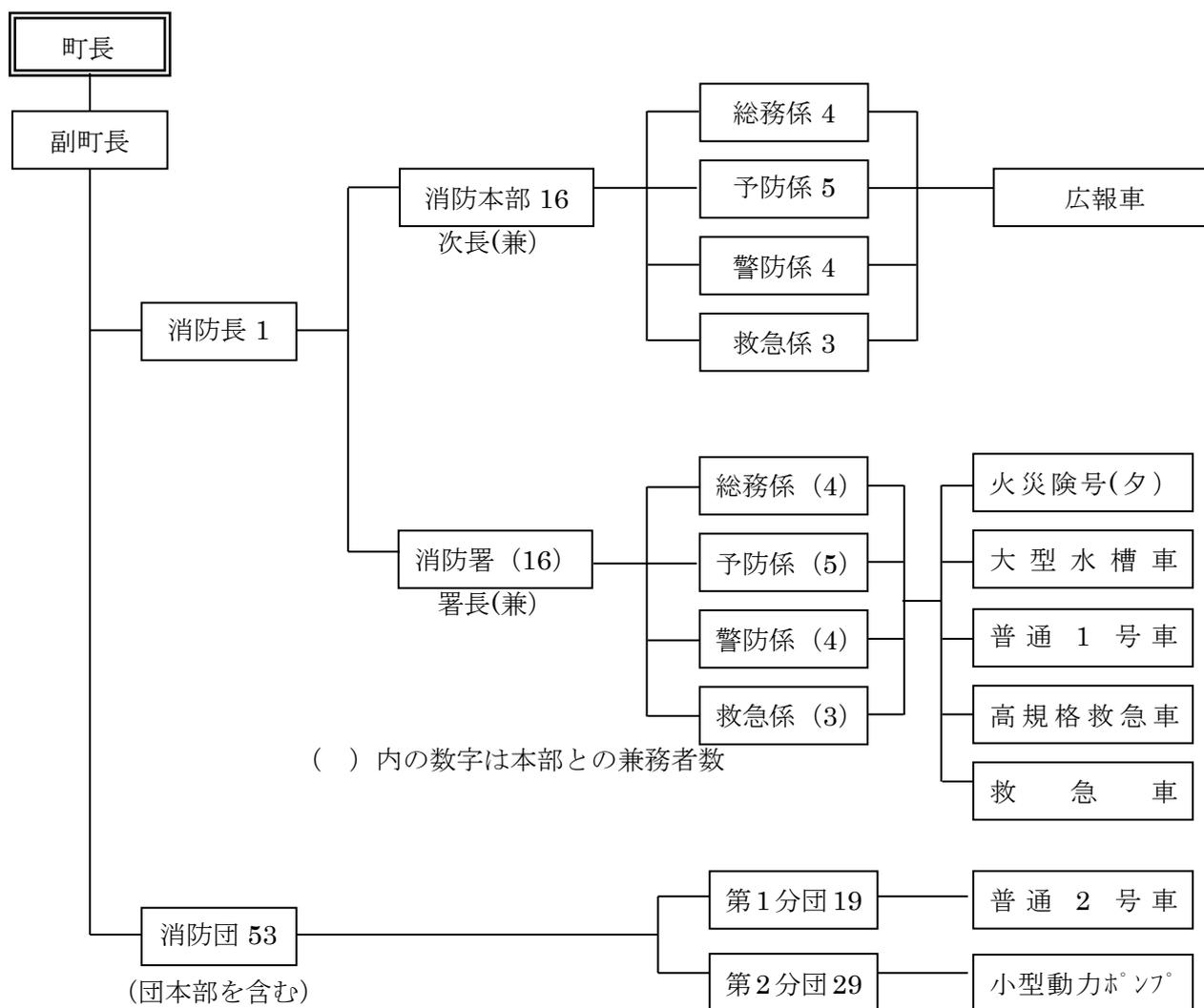
融雪出水に際し、住民の十分な協力を得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第 5 節 消防計画

火災・水災または地震などの災害に際して、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び警防計画、並びに消防施設計画は、本計画の定めるところによる。

### 1. 消防組織

#### (1) 消防組織図



(2) 分掌

砂川地区広域消防組合上砂川支署の分掌は次のとおりである。

署の事務分掌

| 係名  | 分掌事務   |
|-----|--|
| 総務係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公印の管守に関する事。</li><li>2. 文書の收受発及及び編さん保存に関する事。</li><li>3. 職員任免、服務、進退、賞罰、その他人事に関する事。</li><li>4. 給与、会計及び消防財産の管理に関する事。</li><li>5. 消防企画及び消防総合統計に関する事。</li><li>6. 消防の公務災害補償に関する事。</li><li>7. 隣接市町村及び警察との応援協力に関する事。</li><li>8. 消防団に関する事。</li><li>9. 上砂川町消防運営委員会に関する事。</li><li>10. 消防職員委員会の庶務に関する事。</li><li>11. 他の係に属さない事項。</li></ol> |
| 予防係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 火災予防に関する事。</li><li>2. 危険物の許可、検査及び取締りに関する事。</li><li>3. 建築物の許可または認可に関する同意に関する事。</li><li>4. 火災の原因及び損害の調査に関する事。</li><li>5. 予防統計調査に関する事。</li><li>6. 火災警報に関する事。</li><li>7. 防火管理者の資格講習に関する事。</li><li>8. 消防設備に関する事。</li><li>9. 関係団体の育成に関する事。</li></ol>  |
| 警防係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 消防計画に関する事。</li><li>2. 災害（火災を除く）の損害調査に関する事。</li><li>3. 消防技術の調査研究及び教養訓練に関する事。</li><li>4. 消防水利及び施設の維持改良に関する事。</li><li>5. 消防資機（器）材に関する事。</li><li>6. 消防統計調査に関する事。</li><li>7. 消防機械に関する事。</li><li>8. 機械取扱い職員及び団員の教養訓練に関する事。</li><li>9. 消防車両の整備計画に関する事。</li></ol>   |
| 救急係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 救急業務に関する事。</li><li>2. 救急統計調査に関する事。</li><li>3. 救急技術の調査研究及び教養訓練に関する事。</li><li>4. 救急資機（器）材に関する事。</li><li>5. 無線機器に関する事。</li></ol>   |

(3) 管轄区域

消防署及び消防団の町内管轄区域は次のとおりである。

(世帯・人口 平成 17 年 9 月末日 現在)

| 署 団 別 |            | 管 轄 区 域               |       |       |
|-------|------------|-----------------------|-------|-------|
|       |            | 地 区 名                 | 世帯    | 人口    |
| 消防署直轄 | 甲 部<br>乙 部 | 町全域                   | 2,418 | 4,683 |
| 消 防 団 | 第 1 分団     | 東鶉・中央・朝駒・本町・中町・東山及び東町 | 1,054 | 2,009 |
|       | 第 2 分団     | 鶉・緑が丘・鶉本町・下鶉          | 1,364 | 2,674 |

(4) 消防職員配置

消防職員の配置状況は次のとおりである。

(平成 17 年 10 月 1 日 現在)

| 階級別<br>機関別 | 監   | 司令長 | 司令  | 司令補 | 士長  | 副士長 | 士   | 計    | 備考 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 消 防 本 部    | 1   |     | 1   | 3   | 6   |     | 6   | 17   |    |
| 消 防 署      | (1) |     | (1) | (3) | (6) |     | (6) | (17) |    |
| 計          | 1   |     | 1   | 3   | 6   |     | 6   | 17   |    |

( ) は本部との兼務者

(5) 消防団員配置

消防団員の定数及び配置状況は次のとおりである。

(平成 17 年 10 月 1 日 現在)

| 階級別<br>団本部・分団別 | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 計  |
|----------------|----|-----|-----|------|----|----|----|----|
| 団 体 部          | 1  | 2   |     |      | 2  |    |    | 5  |
| 第 1 分 団        |    |     | 1   | 1    | 3  | 3  | 21 | 29 |
| 第 2 分 団        |    |     | 1   | 1    | 2  | 2  | 13 | 19 |
| 計              | 1  | 2   | 2   | 2    | 7  | 5  | 34 | 53 |

## 2. 消防施設設備状況

消防機械及び水利等施設状況は次のとおりである。

### (1) 消防機械

(平成 17 年 10 月 1 日現在)

| 区分<br>所属別 | 普通<br>ポンプ<br>自動車 | 水槽<br>付ポン<br>プ自動<br>車 | 広<br>報<br>車 | 救<br>急<br>車 | 高<br>規<br>格<br>救<br>急<br>車 | 小<br>型<br>動<br>力<br>ポン<br>プ付水<br>槽車 | 小<br>型<br>動<br>力<br>ポン<br>プ | 可<br>搬<br>式<br>発<br>電<br>器 | 空<br>気<br>呼<br>吸<br>器 | エ<br>ン<br>ジ<br>ン<br>カ<br>ッ<br>タ<br>ー | 泡<br>消<br>火<br>薬<br>剤 | 救<br>助<br>幕 | 簡<br>易<br>水<br>槽 | 無<br>線<br>電<br>話 |             |             | 計  |   |
|-----------|------------------|-----------------------|-------------|-------------|----------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|-------------|----|---|
|           |                  |                       |             |             |                            |                                     |                             |                            |                       |                                      |                       |             |                  | 基<br>地<br>局      | 移<br>動<br>局 | 携<br>帯<br>局 |    |   |
| 消防本部      |                  |                       | 1           |             |                            |                                     |                             |                            |                       |                                      |                       |             |                  |                  |             | 1           | 1  | 2 |
| 消 防 署     | 1                | 1                     |             | 1           | 1                          | 1                                   | 1                           | 4                          | 4                     | 1                                    | 20                    | 1           | 1                | 1                | 5           | 2           | 8  |   |
| 消 防 団     | 1                |                       |             |             |                            |                                     |                             |                            |                       |                                      |                       |             |                  |                  | 1           | 1           | 2  |   |
| 計         | 2                | 1                     | 1           | 1           | 1                          | 1                                   | 1                           | 4                          | 4                     | 1                                    | 20                    | 1           | 1                | 1                | 7           | 4           | 12 |   |

### (2) 消防水利

(平成 17 年 10 月 1 日現在)

| 区 分     | 基<br>準<br>個<br>数<br>A | 現 有 個 数          |             |             |        |   |                  |             |        | 合<br>計<br>B + C |
|---------|-----------------------|------------------|-------------|-------------|--------|---|------------------|-------------|--------|-----------------|
|         |                       | 基 準 適 合          |             |             |        |   | 基 準 未 満          |             |        |                 |
|         |                       | 防<br>火<br>水<br>槽 | 消<br>火<br>栓 | そ<br>の<br>他 | 計<br>B | 充<br>足<br>率<br>$\frac{B}{A} \times 100$ | 防<br>火<br>水<br>槽 | 消<br>火<br>栓 | 計<br>C |                 |
| 市 街 地   |                       |                  |             | —           |        |   |                  |             |        |                 |
| 準 市 街 地 |                       | 42               | 41          | —           | 83     |   | 5                | 16          | 21     | 104             |
| 計       | 150                   | 42               | 41          | —           | 83     | 67                                      | 5                | 16          | 21     | 104             |

### 3. 火災予防対策

火災の発生、並びに被害の拡大防止のため、次の事項を推進する。

#### (1) 予防査察計画

火災の発生を防止するため次により火災予防査察を実施するものとする。

##### ア. 定期査察

| 査察員の別   | 対 策               | 時 期      |
|---------|-------------------|----------|
| 消 防 署 員 | 一般住居              | 毎月 1 回   |
|         | 指定・特定防火対象物        | 毎月 1 回   |
|         | 消防用設備等            | 毎月 1 回   |
|         | 特定防火対象物の表示・公示の見直し | 10 月     |
|         | 危険物製造所等           | 4・6・10 月 |

##### イ. 臨時査察

| 査察員の別   | 内 容  |
|---------|--|
| 消 防 署 員 | 新築、増築及び改築に伴い防火対象物及び架設興業場を設置したとき。<br>新設、変更等に伴う危険物製造所等で要請のあったとき。<br>その他消防署長が火災予防上必要と認めて指定するとき。 |

##### ウ. 特別査察

| 査察員の別   | 内 容   |
|---------|---|
| 消防署員・団員 | 類似火災の続発で、査察を必要と認めたとき。<br>火災警報時、火災予防上必要と認めたとき。<br>その他消防署長が火災予防上必要と認めたとき。 |

#### (2) 予防広報計画

広報活動は火災予防、火災危険期及び気象状態の悪化等を広報し、町民の人命、財産の損害を最小限にすることを目的とし、次のとおり実施する。

##### ア. 広報車による啓蒙

- (ア) 全道火災予防運動時に全町的に火災予防の呼びかけ
- (イ) 火災危険期、気象状態悪化の時、火気使用の注意力を喚起
- (ウ) その他必要な事項について随時行う。

##### イ. 広報機関紙による広報

広報「かみすながわ」に4・10月火災予防の重点目標及び対策、予防運動行事予定等について掲載する。

##### ウ. 諸行事等による普及

- (ア) 春・秋の火災予防運動（4月20日～5月9日、10月15日～10月31日）
- (イ) 消防記念日（3月7日）
- (ウ) 救急の日（9月9日）
- (エ) 119の日（11月9日）

### 4. 警防対策

#### (1) 火災警報計画

消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、町長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令し、町内からの出火予防に万全を期するものとする。

##### ア. 火災警報発令基準

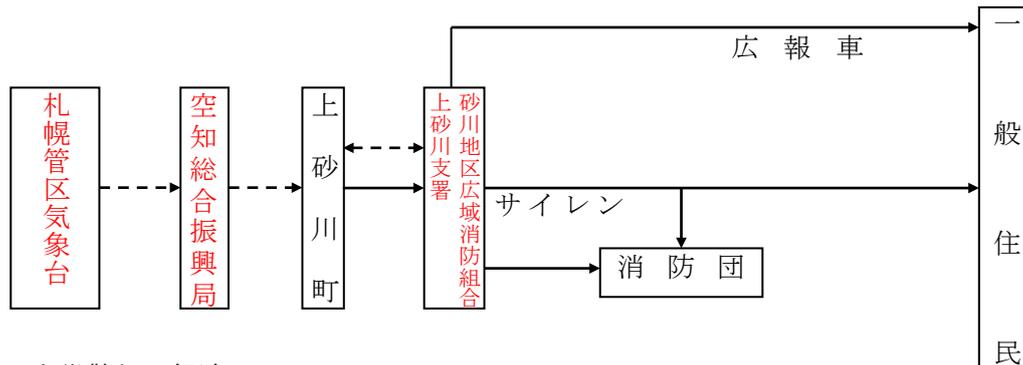
- (ア) 実効湿度 65%以下にして、風速 7m/s 以上となり最小湿度が 45%以下のとき。
- (イ) 実効湿度 60%以下にして、風速 7m/s 以上となり継続して 1 時間をこえるとき。

イ. 火災警報の伝達

第3章第1節「気象予警報の伝達計画」の別表1「気象及び災害予警報伝達系統図」とおりとする。

ウ. 伝達信号

|      | 火災警報発令                  | 火災警報解除                  |
|------|-------------------------|-------------------------|
| サイレン | <p>約 30 秒<br/>約 6 秒</p> | <p>約 10 秒<br/>約 3 秒</p> |



エ. 火災警報の解除

風速の減退または降雨等により、火災の危険が除去されたことを管理者が認めるとき解除される。

(2) 情報計画

ア. 火災発生情報

- (ア) 消防法第24条の規定に基づき、火災の通報を受けた消防機関は速やかに出動するとともに当該消防署長・消防団長に通報しなければならない。
- (イ) 通報を受けた消防署長・消防団長は出動計画に基づき関係消防機関の出動を命ずるとともに、火災状況及び出動状況を消防長に報告し、必要に応じて町長に報告するものとする。
- (ウ) 消防長は、出動計画並びに応援協定に基づき関係機関に出動を命じまたは要請する。

イ. 自然災害情報

水防法第9条の規定に基づき豪雨・融雪等により洪水のおそれのあるとき消防署長は随時危険区域を巡視し、水防上危険が認められるときは、消防長・消防団長並びに町長に情報を伝達するものとする。

(3) 召集計画

消防職員・消防団員の召集は、災害発生時・火災警報発令時・その他消防長及び消防団長が必要と認めるとき、次の召集基準に基づき召集される。

ア. 召集基準

- (ア) 第1号召集
  - 職員及び団員の全部
- (イ) 第2号召集
  - ・当務職員及び消防署長の指定する職員
  - ・当該区域を管轄する団員及び団長の指定する団員

イ. 召集方法

| 信号種別   |      | サイン |
|--------|------|-----|
| 火災信号   | 近火信号 |     |
|        | 出場信号 |     |
|        | 応援信号 |     |
| 山林火災信号 |      |     |
| 演習召集信号 |      |     |

(4) 出動計画

消防機関が火災を覚知したとき、または住民より判然としない通報や報告があったときそれぞれの区分に応じ出動する。

ア. 火災出動

火災出動は、方面別に第1種出動、第2種出動、第3種出動に区分し、その出動計画は別表1「火災出動計画」によるものとする。

イ. 偵察出動

偵察出動とは、火災とまぎらわしい事態を発見または通報を受けたとき、消防車で出動するものをいう。

ウ. 応援出動

応援出動とは、北海道広域消防相互応援協定に基づき出動要請があったときの出動をいう。

5. 教育訓練計画

適切な消防活動を推進し、充実強化を図るため、消防職員・消防団員の資質向上に必要な教育訓練を実施する。

(1) 一般教養

講習会・実務研修会など消防関係法令の改正時点や演習・訓練などのつとにこれらの開催に努める。

(2) 学校教育

消防職員・消防団員等の教養及び資質の向上を図るため、関係教育機関への派遣を行う。

(3) 訓練

火災またはその他の災害時において、諸活動が効果的に実践できるよう次の各種演習訓練を行う。

ア. 訓練教養

- (ア) 礼式訓練及び消防用機械器具操法訓練
- (イ) 機械運用及び放水訓練
- (ウ) 車輛走行訓練
- (エ) 不時召集演習訓練
- (オ) 出動訓練

- イ. 火災防ぎょ訓練
  - (ア) 建物火災防ぎょ訓練
  - (イ) 林野火災防ぎょ訓練
  - (ウ) 車輛火災防ぎょ訓練
  - (エ) 危険物火災防ぎょ訓練
- ウ. 水災防ぎょ訓練
- エ. 救助・救急訓練
- オ. 総合防災訓練

## 6. 相互応援計画

町内で発生した水火災または地震等の災害で、隣接市町から応援を必要とするときは、北海道広域相互応援協定に基づく申し合わせ事項により出動を要請する。

## 7. 救助・救急計画

各種災害・事故から人命を守るため、救急救命士の病院研修をはじめとして救急隊員の教育訓練を徹底し、救急技術の向上に努めるとともに、医療機関への連携整備を図り、傷病者が発生した場合、いち早く適切な処置を施し、迅速に搬送できる救急業務体制の充実に努める。

### (1) 出動

救急隊員の編成は甲部・乙部それぞれ8名とし、次に掲げる応急救護を必要とする事態が発生したとき出動するものとする。

- ア. 水災・火災若しくは地震などの災害により傷病者がでたとき。
- イ. 交通事故その他の事故により傷病者がでたとき。
- ウ. 行路病者及びこれに準ずる者がでたとき。
- エ. 道路または公衆の場に傷病者がでたとき。
- オ. ひとり暮らしの高齢者等から災害時要援護者緊急通報があったとき。
- カ. その他救急出動を必要とする傷病者がでたとき。

### (2) 医療機関との協力体制

町内の医療機関は、上砂川町立診療所、勤医協上砂川診療所であるが、傷病者または町内医療機関の状況によっては、町外の医療機関を利用することとし、救助・救援活動を円滑に推進するため医療機関と協議し次の事項等について定めておくものとする。

- ア. 傷病者の受け入れ体制
- イ. 救急患者の優先取り扱い及び時間外・休診日などの取り扱い
- ウ. その他必要事項

### 町外救急医療機関

(平成17年10月1日 現在)

| 名 称    | 代 表 名 | 所 在 地   | 電 話          | 収 容 能 力<br>(認可病床数) |
|--------|-------|---------|--------------|--------------------|
| 砂川市立病院 | 小熊 豊  | 砂川市西4北2 | 0125-54-2131 | 535                |
| 美唄労災病院 | 金田 清志 | 美唄市東5南2 | 0126-63-2151 | 300                |

### (3) 応急救護所の指定

医療機関の収容能力を超える大規模災害に対応し、町及び関係機関と事前に協議し、学校・生活館等応急救護所を別途指定し、体制を図るものとする。

8. 集団救急事故時の救急救護活動計画

この計画は、地震等の自然災害及び航空機の墜落事故、ガス爆発その他の災害または事故で、局地的、かつ、短時間に多数の死傷者が発生し、通常の出動体制では対応できないもの（以下「集団救急事故」という。）を対象として、救急隊等の効率的運用と関係機関の密接な連携を保持し、次に掲げる事態が発生したとき、総合力をもって迅速、かつ、安全に傷病者の救出救護を図るため、出動するものとする。

- (1) 傷病者が 10 人以上発生した場合。
- (2) 救急隊 3 隊以上を集中的に運用する必要がある場合。
- (3) その他消防長が必要と認めた場合。

<別表 1> 火災出動計画

第 1 種 火災の覚知と同時に出動

第 2 種 第 1 種出動車が出動途上で火煙を確認した際に出動

第 3 種 火災現場から消防署長の指示があった際出動

(平成 17 年 10 月 現在)

| 種別   |         | 第 1 種 |      |       |    | 第 2 種 |      |       |    | 第 3 種 |      |       |    |
|------|---------|-------|------|-------|----|-------|------|-------|----|-------|------|-------|----|
|      |         | 中央    | 鶉    | 本町    | 東  | 中央    | 鶉    | 本町    | 東  | 中央    | 鶉    | 本町    | 東  |
| 出動車等 | 地区別     | 中央    | 鶉    | 本町    | 東  | 中央    | 鶉    | 本町    | 東  | 中央    | 鶉    | 本町    | 東  |
|      | 出動車等    | 中央・東鶉 | 鶉・下鶉 | 本町・中町 | 東町 | 中央・東鶉 | 鶉・下鶉 | 本町・中町 | 東町 | 中央・東鶉 | 鶉・下鶉 | 本町・中町 | 東町 |
| 消防署  | 火災保険号車  | ○     | ○    | ○     | ○  | △     | △    | △     | △  | △     | △    | △     | △  |
|      | 大型水槽車   | ○     | ○    | ○     | ○  | △     | △    | △     | △  | △     | △    | △     | △  |
|      | 普通 1 号車 |       |      |       |    | ○     | ○    | ○     | ○  | △     | △    | △     | △  |
|      | 高規格救急車  |       |      |       |    |       |      |       |    | ○     | ○    | ○     | ○  |
|      | 救急車     |       |      |       |    |       |      |       |    | ○     | ○    | ○     | ○  |
|      | 広報車     |       |      |       |    |       |      |       |    | ○     | ○    | ○     | ○  |
| 消防団  | 普通 2 号車 |       |      |       |    | ○     | ○    | ○     | ○  | △     | △    | △     | △  |
|      | 小型動力ポンプ |       |      |       |    |       |      |       |    | ○     | ○    | ○     | ○  |

※ △は出動済車両及びポンプ

## 第 6 節 備蓄に関する計画

災害時において住民の生活を確保するための食料、飲料水等の確保及び応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備については、この計画の定めるとおりとする。

### 1. 食料等の確保

- (1) 町長は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄及び調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。
- (2) 町長は、防災週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低 3 日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

### 2. 防災資機材の整備

町長は、災害時に必要とされる資機材の整備の充実を図るとともに、寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

### 3. 備蓄倉庫の整備

町長は、防災資機材の備蓄倉庫の整備に努める。

## 第 7 節 防災知識の普及計画

災害関係職員及び住民に対する災害予防、災害応急対策等に関する防災知識の普及は、おおむね次により行うものとする。

### 1. 普及の方法

- (1) 学校教育及び社会教育を通じたの普及  
学校教育及び社会教育の場を通じ、災害の種類、原因等についての科学的知識、災害予防措置、避難方法その他これらに類する防災に関する教育の徹底を図る。
- (2) 職員及び関係者に対する普及  
あらゆる機会を利用し、防災関係機関の災害対策関係者に対し、防災体制の強化等防災知識の普及徹底を図る。
- (3) 無線通信、印刷物等による普及  
町民等に対し、広報、防災行政無線等により防災知識の高揚を図る。

### 2. 普及すべき内容

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 町地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害時の心得
  - ア. 災害情報等の聴取方法
  - イ. 停電時等の心構え
  - ウ. 避難の方法、場所、時期等の徹底
  - エ. 非常食糧、見廻り品等の準備
  - オ. その他災害の態様に応じとるべき手段

## 第 8 節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に推進するため、この計画の定めるところにより、災害予防責任者が単独または他の災害予防責任者と共同して防災訓練を実施し、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

### 1. 訓練実施期間

訓練は災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、または他の防災予防責任者と共同して実施するものとする。

### 2. 訓練の種類

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

#### (1) 水防訓練

水防工法、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通報伝達の訓練を実施する。

#### (2) 消防訓練

#### (3) 避難救助訓練

単独、若しくは総合訓練などや水防訓練、消防訓練と併せて実施するものとし、避難の指示伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食などの訓練を実施する。

#### (4) 災害通信連絡訓練

交通通信連絡網の途絶を想定し、「第 4 章第 2 節 災害通信計画」の事項について関係機関と事前に連絡をとり訓練を実施する。

#### (5) 非常召集訓練

災害の非常事態を想定し、防災担当者の外、災害対策本部員等の非常召集を行うと共に一般住民の協力を喚起し、訓練を実施する。

#### (6) 総合訓練

#### (7) その他防災に関する訓練及び実務研修

訓練効果の高い時期、及び場所を訓練目的にあわせて、それぞれ設定し実施するものとする。

### 3. 訓練方法

(1) 訓練はそれぞれの目的にあわせて別に実施要領を定め実施するものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、国、道及び関係機関団体が主催する各種訓練に積極的に参加するものとする。

## 第 9 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

### 1. 安全対策

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等が被害を受けることが多いことから、町及び社会福祉施設の管理者は、これら要配慮者の安全を確保するため、住民等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

### 2. 町の対策

防災関係者、福祉関係者との協力体制の整備や平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・更新を行うものとする。

#### (1) 実施責任者及び措置内容

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措

置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町長は、町の関係各課が保有する要介護認定者、障害者等の情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ア. 要介護認定者（介護度3・4・5）
- イ. 障害者1級・2級の第1種（心臓、じん臓機能障害のみを除く）の所持者
- ウ. 療育手帳（A）の所持者
- エ. 精神障害手帳（1級・2級）の所持者
- オ. その他上記以外で災害時の支援を希望する者

(4) 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、砂川地区広域消防組合上砂川支署、砂川警察署、上砂川町民生児童委員協議会、上砂川町社会福祉協議会、上砂川町自治会連絡協議会その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年1回の更新を行うものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7) 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所または居所
- オ. 電話番号その他の連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする事由
- キ. 全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(8) 避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けまたは、知ったときは、当該予報若しくは警報または通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をすることができる。

また、必要な通知または警告するにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告または指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(9) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人または、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

### 3. 社会福祉施設の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障害者等いわゆる避難行動要支援者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資材の整備に努める。

#### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等へ早期に通報ができるよう、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるよう努める。

#### (4) 防災教育及び訓練の充実等

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

### 4. 救助活動

町は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、状況に応じた適切な支援活動を行う。

#### (1) 要配慮者の発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の住所、連絡先を確認し、居宅に取り残された要配慮者の早期発見に努める。

#### (2) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア. 避難所への移動

イ. 病院への移送

ウ. 施設等への緊急入所

#### (3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

#### (4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

#### (5) 応援依頼

救助活動及び避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道や隣接市町村等へ応援を要請する。

## 第10節 自主防災組織指導育成計画

災害の防止並びに発生時の被害軽減を図るため、町や防災関係機関等が対策を講ずることは当然であるが、町民等が「自分達の地域は自分達で守る。」という精神のものに自主防災組織を結成し、活動することが極めて重要であり、その普及啓発及び指導育成計画は、本計画による。

### 1. 自主防災組織の普及

台風、地震、津波、火山噴火等の大災害発生時に、その被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動と相俟って、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられるところから、町は住民に対する防災思想の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため、既存の自治会等の組織を生かした自主防災組織の普及に努める。

### 2. 自主防災組織の育成指導

町は、地域の防災活動を推進するため、自治会等を中心とした自主防災組織の組織化及び組織の育成に努める。

また、町は、結成された自主防災組織が、災害時等に有効に活動できるよう組織の充実強化をはかるための指導を行う。

### 3. 自主防災組織の編成基準

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもと活動することが必要とされるので、町民が連帯感をもち、連携の取りやすい自治会単位等の地域の状況に応じて、適正な規模で編成する。

また、地域内の事業所等と協議のうえ、事業所等の自主防災組織と連携を密にする。

最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。

- ア. 情報連絡班 災害情報の収集伝達
- イ. 防火指導班 出火防止と消火器などによる初期消火
- ウ. 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導

### 4. 自主防災組織の活動基準

#### (1) 平常時の活動

##### ア. 防災知識の普及と向上

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である。そのため、地域の集会を利用するなど、防災に対する正しい知識の普及と向上を図る。

##### イ. 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人一人が適切な措置をとることができるようにするためには、日頃から防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが大切である。

訓練の実施にあたっては、地域の特性を加味した訓練とし、通常次のようなものとする。

##### (ア) 情報の収集伝達訓練

地域住民へ町及び防災関係機関からの情報の正確、迅速なる伝達訓練。

町及び防災関係機関へ地域の被害状況等の通報訓練。

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐための、消火器等による消火技術等の習得。

##### (ウ) 救出救護訓練

家屋の倒壊等により下敷きとなったものの救出活動、負傷者への応急手当の方法等の習得。

##### (エ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所までの迅速かつ安全な避難のための訓練。

##### ウ. 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因になることが多く考えられるので、町民各自が日頃点検を実施するほか、自主防災組織としても、定期的な点検を行う。

##### エ. 防災用資材等の整備

自主防災組織が災害時に素早い応急対策をとることができるようにするためには、活動

に必要な資材等をあらかじめ用意しておくことが望ましい。

## (2) 警戒宣言時及び災害時の活動

### ア. 情報の収集伝達・通報

自主防災組織は、災害時において町及び防災関係機関の提供する情報を地域住民に伝達、または地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町及び防災関係機関に通報するなどして町民の不安を解消し、町の指導のもと的確な応急活動を実施する。

このため、町及び防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者や伝達ルート、被害状況等の通報手段をあらかじめ決めておくものとする。

また、避難場所へ避難した後も、地域の被害状況、救助活動の状況等を必要に応じて通報し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

### イ. 消防活動の実施

家庭に対しては火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器、水バケツなどを使い、隣近所が協力して初期消火に努めるようにする。

### ウ. 救出救護活動の実施

家屋の倒壊等により下敷きとなったものが発生したときは、速やかに救出活動に努める。また、町及び防災関係機関が活動するまでの間、出来る限りの負傷者への応急手当を実施するとともに、医師の介護の必要とするものがあるときは、病院や救護所への搬送に努める。

### エ. 避難の実施

町長、警察官等から避難命令が出された場合は、地域住民に対して周知の徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人、その他自力で避難する事が困難な者に対しては、地域住民の協力のもと避難をさせる。

### オ. 給食・給水・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期化し、被災者に対する給食、給水、救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑にきめ細やかに実施するためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織は、町が実施するこれらの活動に積極的に協力する。

## 第4章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するため必要な災害関係情報の収集及び通信等については、この計画の定めるところによる。

### 第1節 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝達計画

#### 1. 予報(注意報含む)、警報、並びに情報等の種類及び発表基準

##### (1) 気象注意報、警報の種類及び発表基準

##### 注意報発表基準

|            |  |                  |
|------------|--|------------------|
| 強風(平均風速)   | 12m/s以上  |                  |
| 風雪(平均風速)   | 12m/s以上。雪による視程障害を伴う。                                       |                  |
| 大雨         | 1時間雨量  | 30mm以上           |
|            | 3時間雨量  | 50mm以上           |
|            | 24時間雨量   | 80mm以上           |
| 洪水(24時間雨量) | 80mm以上。ただし、融雪期には雨量と融雪量(相当水量)の合計                            |                  |
| 大雪         | 12時間降雪の深さまたは12時間積雪の差                                       | 30cm以上           |
|            | 雷  | 落雷等により被害が予想される場合 |
| 乾燥         | 最小湿度30%以下 実効湿度60%  |                  |
| 濃霧(視程)     | 200m以下   |                  |
| 霜(最低気温)    | 3℃以下   |                  |
| なだれ        | ①24時間降雪の深さ30cm以上<br>②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上                 |                  |
| 低温         | 5月～10月(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続<br>11月～4月(最低気温) 平年より8℃以上低い |                  |
| 着雪         | 気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続                                    |                  |
| 融雪         | 融雪に相当する水量と24時間雨量の合計が70mm以上                                 |                  |

##### 警報発表基準

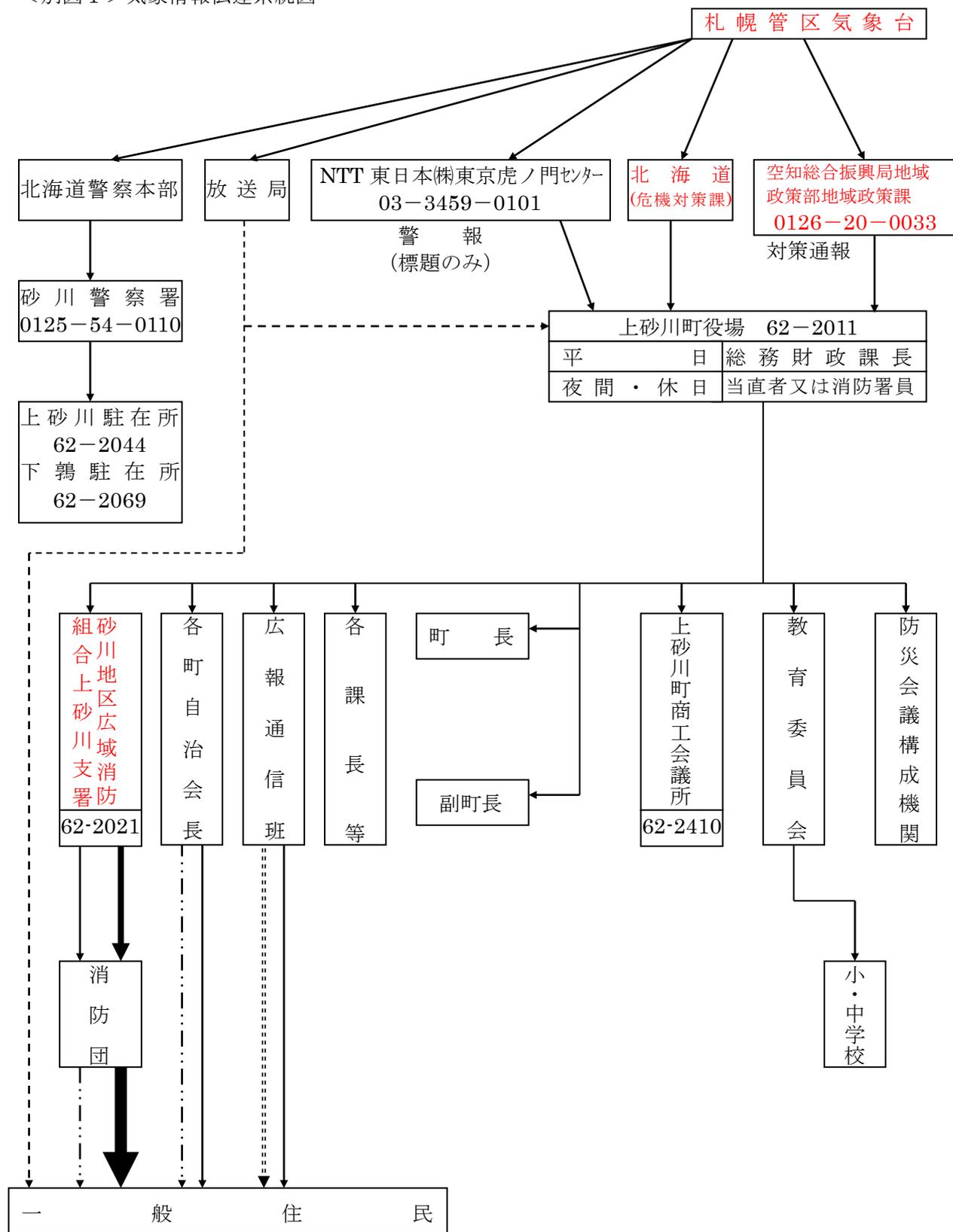
|           |                      |                                  |
|-----------|----------------------|----------------------------------|
| 暴風(平均風速)  | 18m/s以上              |                                  |
| 暴風雪(平均風速) | 16m/s以上。雪による視程障害を伴う。 |                                  |
| 大雨        | 1時間雨量                | 50mm以上                           |
|           | 3時間雨量                | 80mm以上                           |
|           | 24時間雨量               | 120mm以上                          |
| 洪水        | 3時間雨量                | 80mm以上                           |
|           | 24時間雨量               | 120mm以上。ただし、融雪期には雨量と融雪量(相当水量)の合計 |
| 大雪        | 12時間降雪の深さ            | 50cm以上                           |

## 2. 気象予警報等の伝達系統及び方法

気象情報は、次の別図1の予警報伝達系統図に基づき電話、無線その他最も有効な方法により通報し、または伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は管理部（総務財政課）が、勤務時間外は当直者または消防署員が受理する。
- (2) 管理部（総務財政課）が注意報及び警報を受理した場合は、別図2の規程による気象予警報・情報受理票に記載し直ちに町長、副町長、総務財政課長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するものとする。
- (3) 管理部は必要に応じて町内官公署、団体、学校及び一般住民に対し予警報発令に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。
- (4) 当直者または消防署員が予警報を受理したときは、別図2の気象予警報・情報受理票に記載するとともに、次に掲げる予警報等を受理した場合には、管理部長（総務財政課長）に報告して指示を受け、関係者に連絡するものとする。
  - ア. 気象警報～暴風、暴風雪、大雨または大雪
  - イ. 各種警報～浸水または洪水
  - ウ. その他～特に重要と認められる各種注意報

<別図1> 気象情報伝達系統図



《凡例》

|            |        |            |      |        |      |
|------------|--------|------------|------|--------|------|
| ————→      | 電話     | - - - - -> | 広報車  | .....→ | 無線   |
| - - - - -> | テレビラジオ | - - - - -> | 口頭伝達 | ————→  | サイレン |

<別図2> 気象予警報・情報受理票

|        |  |             |  |        |  |        |  |        |  |   |  |
|--------|--|-------------|--|--------|--|--------|--|--------|--|---|--|
| 町<br>長 |  | 副<br>町<br>長 |  | 課<br>長 |  | 主<br>幹 |  | 係<br>長 |  | 係 |  |
|--------|--|-------------|--|--------|--|--------|--|--------|--|---|--|

予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等受理票

|                     |  |  |  |             |         |     |
|---------------------|--|--|--|-------------|---------|-----|
| 平成 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 |  |  |  | 連 絡         | 電 無     | 話 線 |
| 発 信 機 関             |  |  |  | 受 信 機 関     |         |     |
| 発 信 者               |  |  |  | 受 信 者       |         |     |
| 予 警 報 の 種 類         |  |  |  | 発 表 解 除 時 刻 | 月 日 時 分 |     |
| 受 理 事 項             |  |  |  |             |         |     |
| 処 理 て ん 末           |  |  |  |             |         |     |

## 第 2 節 災害通信計画

### 1. 公衆電気通信施設の利用方法

災害時における通信連絡は、公衆電気通信施設を主通信系統とする。

#### (1) 電話による通信

「非常通信」または「緊急通信」の取扱いは、電気通信事業法第 8 条及び電話サービス契約第 107 条の規定に該当する場合に、NTT 東日本(株)北海道支店(102 番)に「非常」または「緊急」の旨を告げて通信を請求し、関係機関に通報するものとする。

#### (2) 電報による通信

災害時において緊急を要するため、電報を発信する場合は、「非常電報」である旨を電報取扱局に告げ、電報電信用紙の欄外余白に「非常」と朱書きして差し出すものとする。

### 2. 専用通信施設の利用

公衆で電気通信施設が利用できない状態になった時の関係機関相互の連絡は、次の専用通信施設を利用して行うものとする。

#### (1) 警察電話による通信

砂川警察署上砂川駐在所の専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う通信。

#### (2) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社滝川営業所を経て行う通信。

### 3. 無線通信施設の利用

1～2の通信施設の利用が困難となった場合または通話が混雑している場合等は、次の無線通信施設を利用する。

#### (1) 消防無線

砂川地区広域消防組合上砂川支署及び消防車に設置の無線を利用して行う。

#### (2) 防災行政無線

上砂川町役場に設置の防災行政無線を利用して行う。

#### (3) 総合行政情報ネットワーク通信

上砂川町役場に設置の総合行政情報ネットワーク通信を利用して行う。

### 4. 通信途絶時における措置

全域にわたり災害が発生し、上記 1～3 の通信施設の利用が困難となった場合は自動車、オートバイ等により連絡員を派遣し、口頭または移動用無線により連絡する等、臨機の措置を講ずるものとする。

連絡員については、管理部員及び通信広報部員をもってこれに充てる。

## 第 3 節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害が発生するおそれがあるときまたは災害が発生したときにおける情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 異常現象発見時における措置

異常現象発見時の通報は、電話、無線その他最も有効な方法により通報しなければならない。

### (1) 発見者の通報

異常現象（異常水位、地すべり、雪崩、堤防決壊、火災等）の発見者は、直ちにその状況を、次の最も近い機関に通報するものとする。

ア. 上砂川役場または近くにいる町職員

電話 62-2011

イ. 上砂川駐在所または近くにいる警察官

電話 62-2044

ウ. 砂川地区広域消防組合上砂川支署または近くにいる消防職員（団員） 電話 62-2021

### (2) 町への通報

異常現象を発見し、または地域住民から異常現象発見の通報を受けた警察官、消防職員（団員）は、直ちに役場に通報するものとする。

通報を受ける担当課は次の通りとする。

総務財政課（災害対策本部設置時にあたっては管理部） 電話 62-2011

責 任 者（総務財政課長または庶務係長）

### (3) 町長の各機関への通報

町長は、災害発生または異常現象発見の通報を受けた時は、直ちにその情報を確認し、災害の規模、内容等に応じて次の機関に通報するものとする。

|                     |                | 連絡責任者         |
|---------------------|----------------|---------------|
| 空知総合振興局地域政策部        | (0126) 20-0033 | [主幹（社会資本）]    |
| 空知総合振興局森林室          | (0126) 22-1155 | [ 室 長 ]       |
| 空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所 | (0125) 22-3434 | [ 出 張 所 長 ]   |
| 札幌管区气象台             | (011) 611-0170 | [ 防 災 気 象 官 ] |
| 上砂川駐在所              | 62-2044        | [ 所 長 ]       |
| 砂川地区広域消防組合上砂川支署     | 62-2021        | [ 支 署 長 ]     |
| 近隣市町                |                |               |
| 砂川市                 | (0125) 54-2121 | [ 総 務 課 長 ]   |
| 歌志内市                | (0125) 42-3211 | [ 総 務 課 長 ]   |
| 奈井江町                | (0164) 65-2111 | [ 総 務 課 長 ]   |

### (4) 一般住民に対する周知徹底

町長が災害の規模、内容等により被害が予想される地域の住民、団体等に周知徹底する必要と判断した場合は、「第4章第1節気象予警報等の伝達計画」により行うものとする。

## 2. 地区別情報等連絡責任者

災害の発生するおそれ、または災害が発生した場合、情報収集に万全を期するため各地区に情報連絡責任者（各自治会長等）をおき、情報の早期把握に努める。

## 3. 被害状況等の報告

災害が発生した場合、町長は、災害対策基本法第53条の規定に基づき、次に定める「災害情報等報告取扱要領」により空知総合振興局長に報告するものとする。

## 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を**空知総合振興局長**に報告するものとする。

### 1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、または広域的な災害で当該市町村が軽微であっても**振興局**地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

### 2. 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行なうものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共関係の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

##### ア. 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ. 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

##### ウ. 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3. 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

### 4. 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

<別表1>

| 災 害 情 報                           |  |                    |         |
|-----------------------------------|--|--------------------|---------|
| 報 告 日 時                           | 月 日 時現在  | 発受信日時              | 月 日 時 分 |
| 発 信 機 関<br>(市町村名等)                |  | 受 信 機 関<br>(市町村名等) |         |
| 発 信 者<br>(職・氏名)                   |  | 受 信 者<br>(職・氏名)    |         |
| 発 生 場 所                           |  |                    |         |
| 発 生 日 時                           | 月 日 時 分  | 災害の原因              |         |
| 気 象 等<br>の<br>状<br>況              | 雨 量<br>河川水位<br>潮位波高<br>風 速<br>そ の 他                        |                    |         |
| ラ イ フ ラ イ ン<br>関 係<br>の<br>状<br>況 | 道 路<br>鉄 道<br>電 話<br>水 道<br>(飲料水)<br>電 気<br>そ の 他          |                    |         |
| (1)災害対策本部<br>当の設置状況               | (名 称)<br>(設置日時) 月 日 時 分設置<br><br>(名 称)<br>(設置日時) 月 日 時 分設置 |                    |         |
| (2)災害救助法<br>の適用状況                 | 地区名  | 被害棟数               | 罹災世帯    |
|                                   |  |                    |         |
| (救助実施内容)                          |  |                    |         |

|          |               |         |       |         |           |     |  |
|----------|---------------|---------|-------|---------|-----------|-----|--|
| 応急措置の状況  | (3)避難の状況      |         | 地 区 名 | 避 難 場 所 | 人 数       | 日 時 |  |
|          |               | 自主避難    |       |         |           |     |  |
|          |               | 避難勧告    |       |         |           |     |  |
|          |               | 避難指示    |       |         |           |     |  |
|          | (4)自衛隊派遣要請の状況 |         |       |         |           |     |  |
|          | (5)その他措置の状況   |         |       |         |           |     |  |
|          | (6)応急対策出動人員   | (ア)出動人員 |       |         | (イ)主な活動状況 |     |  |
|          |               | 市町村職員   |       | 名       |           |     |  |
|          |               | 消防職員    |       | 名       |           |     |  |
|          |               | 消防団員    |       | 名       |           |     |  |
| その他(住民等) |               |         | 名     |         |           |     |  |
|          | 計             |         | 名     |         |           |     |  |
| その他      | (今後の見通し等)     |         |       |         |           |     |  |

(注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

| 災害発生日時                     |          | 災害の原因 |                           | 月                     | 日      | 時現在      |   |  |
|----------------------------|----------|-------|---------------------------|-----------------------|--------|----------|---|--|
| 災害発生場所                     |          |       |                           |                       |        |          |   |  |
| 発<br>言                     | 機関(市町村)名 |       | 受<br>言                    | 機関(市町村)名              |        |          |   |  |
|                            | 職・氏名     |       |                           | 職・氏名                  |        |          |   |  |
|                            | 発信日時     |       |                           | 発信日時                  |        |          |   |  |
| 項目                         |          | 件数等   | 被害金額(千円)                  | 項目                    |        | 被害金額(千円) |   |  |
| ①<br>人<br>的<br>被<br>害      | 死者       | 人     | ※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告 | ⑤<br>道<br>土<br>工<br>事 | 河川     | 断        |   |  |
|                            | 行方不明     | 人     |                           |                       | 海岸     | 断        |   |  |
|                            | 重傷       | 人     |                           |                       | 砂防設備   | 断        |   |  |
|                            | 軽傷       | 人     |                           |                       | 地すべり   | 断        |   |  |
|                            | 計        | 人     |                           |                       | 急傾斜地   | 断        |   |  |
| ②<br>住<br>家<br>被<br>害      | 全壊       | 棟     |                           | 木                     | 道路     | 断        |   |  |
|                            |          | 人     |                           |                       | 橋梁     | 断        |   |  |
|                            | 半壊       | 棟     |                           |                       | 被<br>害 | 小計       | 断 |  |
|                            |          | 人     |                           |                       |        | 河川       | 断 |  |
|                            | 一部破損     | 棟     |                           |                       |        | 道路       | 断 |  |
|                            |          | 人     |                           |                       |        | 橋梁       | 断 |  |
|                            | 床上浸水     | 棟     |                           |                       |        | 小計       | 断 |  |
|                            |          | 人     |                           |                       |        | 港湾       | 断 |  |
|                            |          | 人     |                           |                       |        | 漁港       | 断 |  |
|                            |          | 人     |                           |                       |        | 下水道      | 断 |  |
| 床下浸水                       | 棟        |       | 公園                        | 断                     |        |          |   |  |
|                            | 人        |       | 崖くずれ                      |                       |        |          |   |  |
|                            | 人        |       | 計                         | 断                     |        |          |   |  |
|                            | 人        |       | 漁                         | 沈没流出                  | 隻      |          |   |  |
| ③<br>非<br>住<br>家<br>被<br>害 | 全壊       | 棟     | 産<br>被<br>害               | ⑥<br>水<br>船           | 破損     | 隻        |   |  |
|                            |          | 棟     |                           |                       | 計      | 隻        |   |  |
|                            | 半壊       | 棟     |                           |                       | 漁港施設   | 断        |   |  |
|                            |          | 棟     |                           |                       | 共同利用施設 | 断        |   |  |
|                            | 計        | 棟     |                           |                       | その他施設  | 断        |   |  |
| 棟                          |          | 漁具(網) | 件                         |                       |        |          |   |  |
|                            | 棟        | 水産製品  | 件                         |                       |        |          |   |  |
|                            | 棟        | その他   | 件                         |                       |        |          |   |  |
|                            |          |       | 計                         |                       |        |          |   |  |
| ④<br>農<br>業<br>被<br>害      | 農地       | 田     |                           | ⑦<br>林                | 林地     | 断        |   |  |
|                            |          | 畑     |                           |                       | 地山施設   | 断        |   |  |
|                            | 農作物      | 田     |                           |                       | 林地     | 断        |   |  |
|                            | 畑        | 畑     |                           |                       | 林地     | 断        |   |  |
|                            | 農業用施設    | 断     |                           |                       | 林産物    | 断        |   |  |
|                            | 共同利用施設   | 断     |                           |                       | その他    | 断        |   |  |
|                            | 営農施設     | 断     |                           |                       | 小計     | 断        |   |  |
|                            | 畜産被害     | 断     |                           |                       | 一般     | 林地       | 断 |  |
|                            | その他      | 断     |                           |                       | 地山施設   | 断        |   |  |
|                            | 計        |       |                           |                       |        | 林産物      | 断 |  |
|                            |          |       | その他                       | 断                     |        |          |   |  |
|                            |          |       | 小計                        | 断                     |        |          |   |  |
|                            |          |       | 計                         | 断                     |        |          |   |  |

| 項 目  |           |         | 件数等 | 被害金額(千円) | 項 目   |              |      | 件数等 | 被害金額(千円) |
|--|-----------|---------|-----|----------|---|--------------|------|-----|----------|
| ⑧<br>衛生<br>被<br>害  | 水道        |         | 箇所  |          | ⑩ 社会教育施設被害                                  | 箇所           |      |     |          |
|  | 病<br>院    | 公立      | 箇所  |          | ⑫ 社<br>会<br>福<br>祉<br>職<br>業<br>等<br>被<br>害 | 公立           | 箇所   |     |          |
|  |           | 個人      | 箇所  |          |   | 法人           | 箇所   |     |          |
|  | 瀧<br>越    | 一般廃棄物処理 |     | 箇所       |   | 計            |      | 箇所  |          |
|  |           | し尿処理    |     | 箇所       |   | 鉄道不通         | 箇所   |     | —        |
|  |           | 火葬場     |     | 箇所       |   | 鉄道施設         | 箇所   |     |          |
| 計  |           |         | 箇所  |          | ⑬ 被害船舶(漁船除く)                                | 隻            |      |     |          |
| ⑨<br>商<br>工<br>業<br>被<br>害   | 商業        |         | 件   |          | そ<br>の<br>他                                 | 空港           | 箇所   |     |          |
|  | 工業        |         | 件   |          |   | 水道           | 戸    |     | —        |
|  | その他       |         | 件   |          |   | 電話           | 回線   |     | —        |
|  | 計         |         | 件   |          |   | 電気           | 戸    |     | —        |
| ⑩<br>公<br>立<br>文<br>教<br>施<br>設<br>被<br>害  | 小学校       |         | 箇所  |          |   | ガス           | 戸    |     | —        |
|  | 中学校       |         | 箇所  |          |   | ブロック塀等       | 箇所   |     | —        |
|  | 高校        |         | 箇所  |          |   | 都市施設         | 箇所   |     |          |
|  | その他文教施設   |         | 箇所  |          |   | 計            |      | —   |          |
|  | 計         |         |     | 箇所       |   |              | 被害総額 |     |          |
| 公共施設被害市町村数   |           |         | 団体  |          |   | 火災<br>発<br>生 | 建物   | 件   |          |
| 罹災世帯数  |           |         | 世帯  |          | 危険物   |              | 件    |     |          |
| 罹災災害者数   |           |         | 人   |          | その他   |              | 件    |     |          |
| 消防職員出動延人数  |           |         | 人   |          | 消防職員出動延人数                                   |              | 人    |     |          |
| 災害対策<br>本部の設<br>置状況  | 道 (総合振興局) |         |     |          |   |              |      |     |          |
|  | 市町村名      | 名 称     |     |          | 設置日時  | 廃止日時         |      |     |          |
|  |           |         |     |          |   |              |      |     |          |
| 災害救助<br>法適用市<br>町村名  |           |         |     |          |   |              |      |     |          |
| 補足資料 (※別葉で報告)<br>○災害発生場所<br>○災害発生年月日<br>○災害の種類概況<br>○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱注意<br>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況      ほか</li> </ul> |           |         |     |          |   |              |      |     |          |

<別表3>

| 被害区分   |      | 判 断 基 準  |
|--------|------|--|
| ① 人的被害 | 死者   | 当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。<br>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。<br>(2) C町のもものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)<br>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること  |
|        | 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。<br>(1) 死者欄の(2)(3)を参照   |
|        | 重傷者  | 災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。<br>(1) 死者欄の(2)(3)を参照   |
|        | 軽傷者  | 災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。<br>(1) 死者欄(2)(3)を参照   |
| ② 住家被害 | 住家   | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。<br>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。<br>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。<br>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする  |
|        | 世帯   | 生活をつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。<br>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。   |
|        | 全壊   | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。<br>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。 |
|        | 半壊   | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のももの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。<br>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。                                 |
|        | 一部破損 | 全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のももの。<br>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。   |
|        | 床上浸水 | 住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。<br>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。  |
|        | 床下浸水 | 住家が床上浸水に達しないもの。<br>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。  |

| 被害区分   |   | 判 断 基 準  |
|--------|---|--|
| 家被害    | 非住家   | <p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p> |
|        | 農地  | <p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>                      |
| ④ 農業被害 | 農作物   | <p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。(3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>   |
|        | 農業用施設   | <p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
| 害      | 共同利用施設  | <p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、共同利用施設 産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び 農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>  |
|        | 営農施設  | <p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>  |
|        | 畜産被害<br>その他   | <p>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p> <p>上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。</p>  |
| ⑤ 土木被害 | 河川  | <p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
|        | 海岸  | <p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>  |
|        | 砂防設備  | <p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
|        | 地すべり防止施設  | <p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
|        | 急傾斜地崩壊防止施設  | <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>  |
|        | 道路  | <p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
|        | 橋梁  | <p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
|        | 港湾  | <p>港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>  |
|        | 漁港  | <p>漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
|        | 下水道   | <p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>   |
| 公園     | <p>都市公園法施行令第 3 1 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園に設けられたもの。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p> |  |

| 被害区分        | 判 断 基 準                      |   |
|-------------|------------------------------|---|
| ⑥ 水産被害      | 漁船                           | 動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。                     |
|             | 漁港施設                         | 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。<br>(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。  |
|             | 共同利用施設                       | 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 |
|             | その他施設                        | 上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。  |
|             | 漁具(網)                        | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。   |
|             | 水産製品                         | 加工品、その他の製品をいう。(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。   |
| ⑦ 林業被害      | 林地                           | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。   |
|             | 治山施設                         | 既設の治山施設等をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
|             | 林道                           | 林業経営基盤整備の施設道路をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。   |
|             | 林産物                          | 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。   |
| ⑧ 衛生被害      | その他                          | 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。(1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。   |
|             | 水道                           | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
|             | 病院                           | 病院、診療所、助産所等をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。   |
|             | 清掃施設                         | ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
| ⑨ 商工被害      | 火葬場                          | 火葬場をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。   |
|             | 商業                           | 商品、原材料等をいう。(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。  |
| ⑩ 公立文教施設被害  | 工業                           | 工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。   |
|             | ⑪ 社会教育施設被害                   | 公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
| ⑫ 社会福祉施設等被害 | ⑪ 社会教育施設被害                   | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。   |
|             | ⑫ 社会福祉施設等被害                  | 老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                      |
| ⑬ その他       | 鉄道不通                         | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。   |
|             | 鉄道施設                         | 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
|             | 被害船舶(漁船除く)                   | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                      |
|             | 空港                           | 空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
|             | 水道(戸数)                       | 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。  |
|             | 電話(戸数)                       | 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。   |
|             | 電気(戸数)                       | 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。   |
|             | ガス(戸数)                       | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。  |
|             | ブロック塀等                       | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。   |
|             | 都市施設                         | 街路等の都市施設をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。  |
|             | 上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。 |   |

# 第5章 災害応急対策計画

災害が発生した場合、災害対策本部の組織体制を確立し、災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、本部職員等の動員を図るための伝達系統及び伝達方法並びに連絡責任者を具体的に定めるものである。

## 第1節 動員計画

災害時における本部職員等の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 動員の配備、伝達系統及び方法

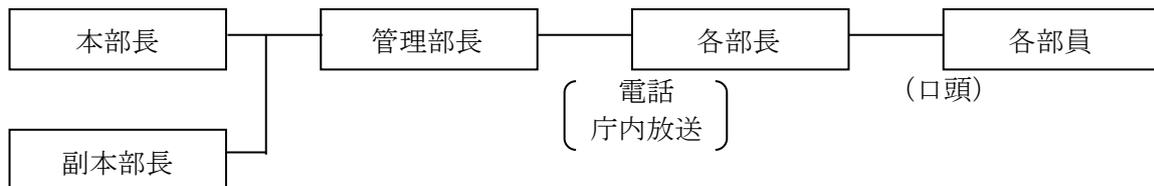
#### (1) 本部職員等に対する伝達

##### ア. 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

災害対策本部の設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により、管理部長は各部長に対し、庁内放送、電話等により第1非常配備または第2非常配備を指令するほか、緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

(伝達系統)



#### イ. 休日または退庁後の伝達方法

##### (ア) 各部員への連絡

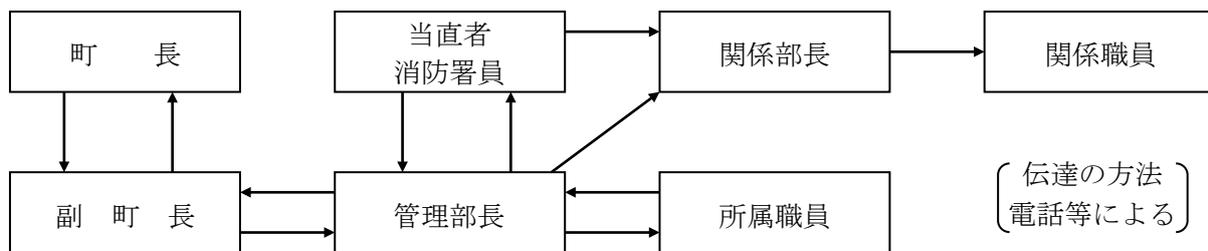
各部長は、所属の各部員の住所及び連絡方法等を把握しておき、直ちに動員できるよう措置しておくものとする。

##### (イ) 当直者または消防署員による非常伝達

当直者または消防署員は、次に掲げる情報を察知したときは管理部長に連絡して指示を受け、必要に応じて関係部長及び関係職員に通知するものとする。

- a. 災害発生のおそれのある気象情報等を関係機関から通報され、または察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- b. 災害が発生し、緊急に緊急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(当直者、消防署員による伝達系統)



(2) 職員の非常登庁

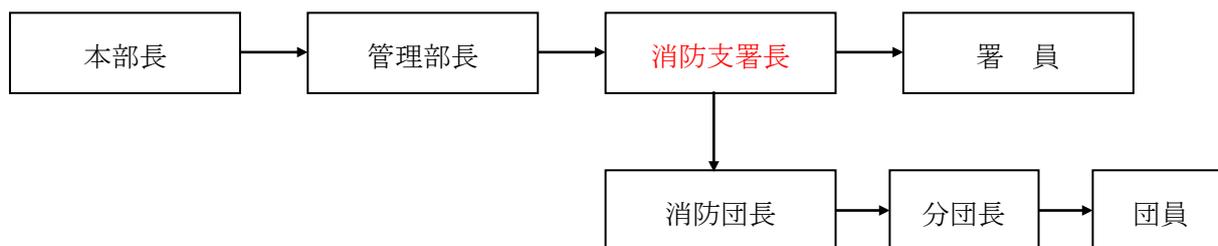
職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、または災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、または自らの判断により登庁するものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合は、電話、広報車等により周知し、職員がこの旨を知ったときは直ちに登庁するものとする。

(3) 消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制中、特に消防機関への伝達は、次に伝達系統により行うものとする。

(消防機関への伝達系統)



2. 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各部相互間の協力応援体制を確立するものとする。このため、各部長は、毎日部別の動員可能者数を管理部長に連絡し、応援を必要とする部は、管理部長を通じて必要数の応援を受けるものとする。

動員可能者調書

年 月 日分

| 部名 | 氏名 | 事務 |   | 技術 |   | 備考 |
|----|----|----|---|----|---|----|
|    |    | 男  | 女 | 男  | 女 |    |
| 部  |    |    |   |    |   |    |
|    |    |    |   |    |   |    |
|    |    |    |   |    |   |    |
|    |    |    |   |    |   |    |
|    |    |    |   |    |   |    |
| 計  |    | 人  | 人 | 人  | 人 |    |

### 3. 道、他市町村等に対する応援出動要請

#### (1) 要請の決定

応援のため道・他市町村等の職員の派遣を要請する必要がある場合は本部長が決定する。

#### (2) 要請の手続き

次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア. 派遣を要請する理由

イ. 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ. 派遣を必要とする期間

エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ. 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (3) 応援派遣職員の把握

応援派遣職員の把握は、直接関係部があたるが、応援の日数及び食糧、宿舍等受入れに必要な事項を管理部長を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

## 第2節 災害広報計画

災害時における住民及び報道機関等に対する災害情報の提供並びに広報活動の実施に関する事項については、この計画の定めるところによる。

### 1. 広報資料の収集要領

災害情報等の収集については「第4章第3節災害情報等の報告、収集及び伝達計画」によるほか、次の要領によって収集するものとする。

(1) 写真班派遣による災害現場の取材。

(2) 報道機関その他関係諸機関取材による写真の収集。

(3) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集。

### 2. 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 災害情報等の発表及び広報は、次に定めるところである。

| 主管対策部 | 発表責任者  | 広報対象                                      | 伝達方式  |
|-------|--------|---|---|
| 管理部   | 副本部長   | 報道機関                                      | 口頭または文書   |
|       | 通信広報部長 | ・一般住民及び被災者<br>・防災関係機関<br>・公共的団体<br>・関係施設等 | 広報車、チラシ等の印刷物、サイレンの吹鳴または地区別情報連絡責任者による。<br>電話または伝達員 |
|       | 管理部長   | 本部職員                                      | 庁内放送  |

#### (2) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害情報等は、そのつど報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

ア. 災害発生日時及び種別

イ. 災害発生時の場所

ウ. 被害状況

エ. 災害応急対策の状況

オ. 一般住民及び被災者に対する注意並びに協力要請

カ. 本部の設置または廃止

キ. その他の必要な事項

- (3) 一般住民及び被災者に対する広報内容  
一般住民及び被災者に対する広報は災害に推移をみながら行うものとし、その内容は、次のとおりとする。
- ア. 災害に関する情報並びに注意事項
  - イ. 災害応急対策の状況
  - ウ. 災害復旧対策の状況
  - エ. 災害地を中心とした交通に関する状況
  - オ. その他必要な事項
- (4) 道及び関係機関に対する情報の提供  
道及び関係機関に対し、災害情報資料等を提供し、災害実態に周知に努めるものとする。
- (5) 被災者相談所の開設  
町長は、必要と認めたときは、災害現地において被災者相談所を開設し、被災者の生活相談に応ずるものとする。

### 第3節 避難救出計画

緊急時に際し、危険地域にある住民を安全に避難させ、人命の保護を図るために必要な具体的な勧告、指示及び責任分担に関する事項は、この計画の定めるところによる。

#### 1. 避難計画

##### (1) 避難実施責任者

- ア. 町長（基本法第60条）  
災害の危険がある場合は、危険区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、または指示する。
  - イ. 警察官  
町長が指示するといとまがないとき、または町長から要請があったとき、避難のための立ち退きを指示する。その場合、直ちに町長に報告する。
  - ウ. 知事またはその命を受けた職員（基本法第72条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条）
    - (ア) 洪水等による避難の指示  
洪水等により著しく危険が切迫していると認められるとき、立退きを指示する。
    - (イ) 土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等）による避難の指示  
土砂災害による危険が切迫していると認められるとき、立退きを指示する。
- ※「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応しており、「指示」は「勧告」より拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表するものである。

##### (2) 避難の勧告、指示区分の基準

- ア. 事前準備の呼びかけ
  - (ア) 大雨、暴風または洪水の警報等が発令され、避難の準備を要すると判断されるとき。
  - (イ) 河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
  - (ウ) その他避難の準備または避難する必要があると認めるとき。
- イ. 避難勧告
  - (ア) 河川が危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
  - (イ) 地すべり、山崩れ等による危険が切迫しているとき。
  - (ウ) 河川の上流区域が水害を受け、下流の地域に危険が切迫したとき。
  - (エ) その他他人命保護上避難を要すると認められるとき。
- ウ. 避難指示
  - (ア) 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。
  - (イ) 災害が発生し、現場に残留者がいるとき。
  - (ウ) その他緊急に避難する必要があると認められるとき。

(3) 要配慮者の避難支援

高齢者や障害者等は迅速・的確な行動がとりにくいため、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を新設し、この段階でこれら要配慮者の避難を促す。

また、平常時より民生委員等を中心に地域の避難行動要支援者の状況を把握するとともに早期の安否確認が可能となる高齢者マップを作成して地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力・連携体制により避難誘導を支援する。

社会福祉施設等については、施設に入居する高齢者、障害者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知徹底を図る。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等に協力を要請する。

(4) 避難勧告、指示の伝達計画

ア. 勧告、指示事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難経路
- (ウ) 避難の理由
- (エ) 注意事項（避難後の戸締り、携行品、服装等）

イ. 伝達方法

- (ア) 避難信号による伝達  
上砂川水防計画第4章第3節水防信号に定めるものとする。
- (イ) 電話等による伝達  
関係住民に対し、電話等通じ伝達する。
- (ウ) 広報車による伝達  
町、消防機関または警察署等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- (エ) 伝達員による個別伝達  
避難を勧告、指示した時が夜間、停電時または風雨が激しいときで、各家庭に対する安全周知が困難である場合は、個別に伝達するものとする。

(5) 避難所の開設等

避難場所は、緊急避難のための一時避難場所と収容避難所のための避難所に区分し、災害の種類、規模、避難人口その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。

ア. 一時避難所（別表1 別図1）

イ. 避難所（別表2 別図2）

(6) 避難所の運営管理

- ア. 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、本部長が必要と認めたときは延長することができる。
- イ. 避難場所には本部長の指名する運営管理者及びに補助者を配置するものとする。
- ウ. 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容等にあたりとともに、民間団体の協力を得てその運営にあたるものとする。

(7) 避難誘導

避難者の誘導は、民生部または警察官がこの任にあたるものであるが、自主防災組織、民間団体等の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うものとし、特に老人、子供、婦女子及び病人を優先的に誘導するよう配慮するものとする。なお、本部長において必要と認めるときは、車両による集団輸送を行うものとする。

(8) 避難所の準備、携帯品の制限

避難の準備、携帯品の制限については、次の事項について周知徹底を図るものとする。

- ア. 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を安全にすること。
- イ. 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。

ウ. 避難者の携帯品は、必要最小限のものにとどめ、避難秩序を乱すことのないよう注意すること。

と。(現金、貴重品、食糧、タオル、石けん、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)

エ. 服装は身軽にし、防寒具または雨具を携行すること。

<別表 1>一時避難所

| 地区別                      | 名称           | 所在地        | 面積                    |
|--------------------------|--------------|------------|-----------------------|
| 下鶉・鶉本町<br>緑が丘・鶉<br>東鶉・中央 | 中央小学校グラウンド   | 東鶉1条2丁目2-1 | 11,400 m <sup>2</sup> |
|                          | 上砂川中学校グラウンド  | 鶉1条2丁目2-1  | 9,600 m <sup>2</sup>  |
|                          | 町営野球場        | 鶉1条1丁目1-1  | 12,400 m <sup>2</sup> |
| 朝駒・本町・中町<br>東山・東町        | 無重力プラザ前庭・駐車場 | 本町北1丁目1-2  | 3,400 m <sup>2</sup>  |

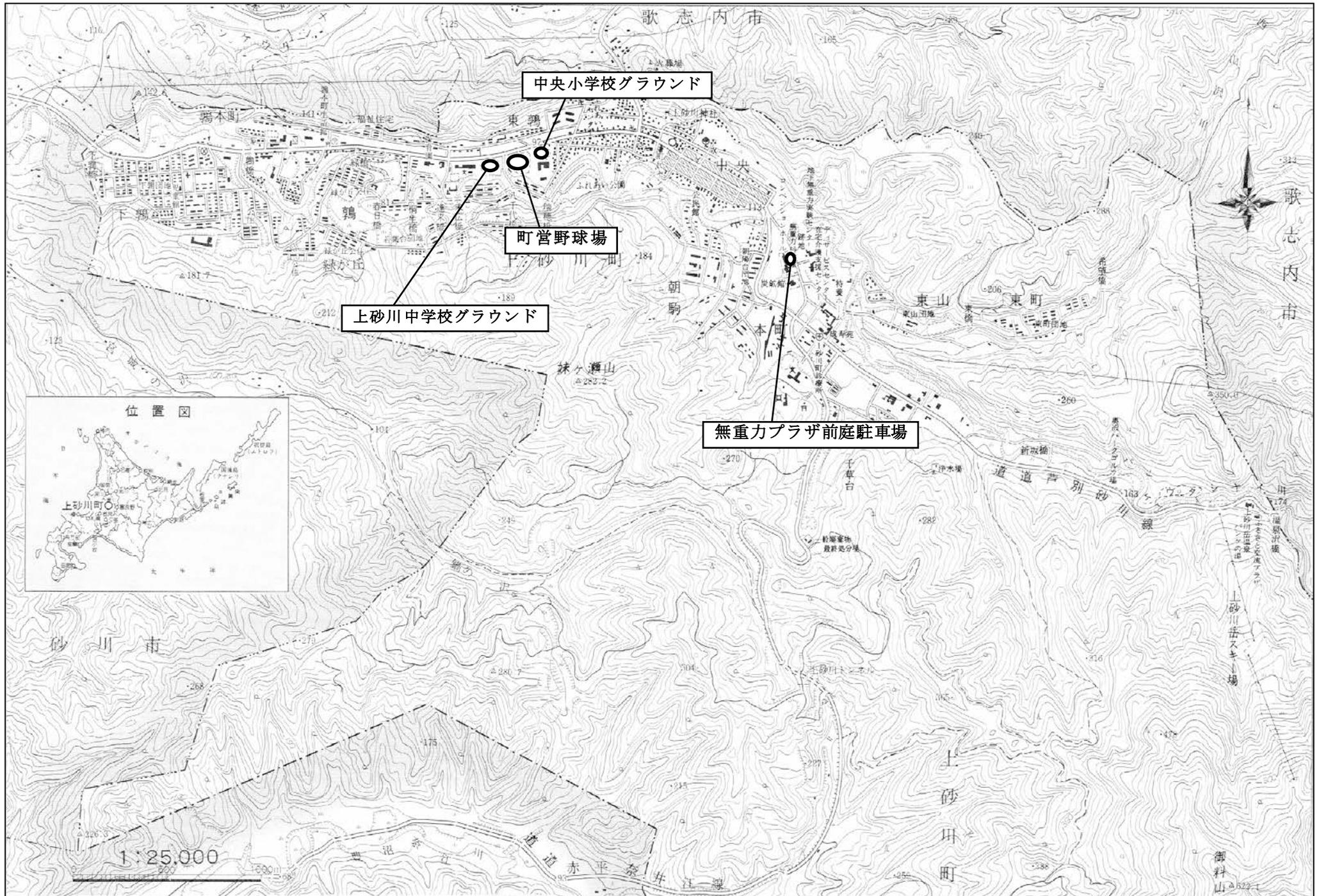
<別表 2>避難所

| 地区別 | 世帯数 | 人員数   | 施設名         | 収容人員  | 所在地      | 施設の電話番号 |
|-----|-----|-------|-------------|-------|----------|---------|
| 下鶉  | 599 | 1,131 | 下鶉生活館       | 110人  | 下鶉南3条1丁目 | 62-2558 |
| 鶉本町 | 150 | 311   | ○鶉本町生活館     | 150   | 鶉本町北3丁目  | 62-2436 |
| 緑が丘 | 231 | 389   | 緑が丘集会所      | 60    | 緑が丘4条2丁目 | 62-5394 |
| 鶉町  | 374 | 786   | 鶉若葉生活館      | 90    | 鶉2条2丁目   | 62-2676 |
|     |     |       | 双葉保育園       | 190   | 鶉1条3丁目   | 62-4257 |
|     |     |       | 上砂川中学校      | 1,800 | 鶉1条2丁目   | 62-2104 |
| 東鶉  | 289 | 542   | ○中央小学校      | 670   | 東鶉南1条4丁目 | 62-2050 |
|     |     |       | ○中央ふれあいセンター | 250   | 東鶉南2条2丁目 | 62-2457 |
| 中央  | 352 | 642   | 公民館         | 200   | 中央南3条3丁目 | 62-2242 |
|     |     |       | 町民センター      | 250   | 中央南1条5丁目 | 62-2116 |
|     |     |       | 体育センター      | 400   | 中央南1条5丁目 | 62-2880 |
|     |     |       | ○産業活性化センター  | 230   | 中央北2条1丁目 | 62-2410 |
| 朝駒  | 139 | 316   | ○朝駒集会所      | 120   | 朝駒3条1丁目  | 62-5390 |
| 本町  | 142 | 237   | ○無重力プラザ     | 470   | 本町北1丁目   | 62-3250 |
| 東山  |     |       | ○デイサービスセンター | 200   | 本町       | 62-6530 |
| 東町  | 108 | 211   | 東町生活館       | 80    | 東町北2条1丁目 | 62-2512 |
| 中町  | 9   | 20    |             |       |          |         |

※ ○印は耐震設計施設

# 災害時一時避難所

別図1









### (9) 避難状況等報告

避難事前準備、勧告・指示及び避難所の開所をした場合は、直ちに次の事項を道（**空知総合振興局**）に報告するものとする。

#### ア. 避難所の事前準備及び勧告・指示

- (ア) 発令者
- (イ) 発令の理由
- (ウ) 避難対象区域
- (エ) 発令日時
- (オ) 避難先

#### イ. 避難所の開設

- (ア) 避難所の開設の日時、場所及び施設名
- (イ) 収容状況及び収容人員
- (ウ) 炊き出し等の状況
- (エ) 開設期間の見込み

## 2. 救出計画

### (1) 救出実施責任者

本部長は、本部のみで救出の実施が困難な場合は、関係機関等の協力を得て救出を行う。

### (2) 救出対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- ア. 火災の際、火中に取り残された場合
- イ. 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合。
- ウ. 水害の際、家屋とともに流され、または孤立した場合。
- エ. 山崩れ、地すべり等により生埋めになった場合。
- オ. その他自動車等の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合。

### (3) 関係機関への要請

災害が甚大で、町のみでは救出困難な場合は、道・警察・消防機関・隣接市町に対し、協力を依頼するとともに必要に応じ北海道知事（**空知総合振興局**）を通じて、自衛隊の派遣を要請するものとする。

## 3. 費用及び期間

被災者の避難・救出のため費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね別記別表1のとおりである。

## 第4節 食料供給計画

災害時における被災者及び応急措置従事者に供給する**食料**の確保と供給の手続き等に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 主要**食料**の供給

#### (1) 実施責任者

**食料**供給の責任者は、町長（本部長）であり、災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施するものとする。

(2) 供給の対策

- ア. 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- イ. 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ウ. 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(3) 供給の方法及び手続き等

- ア. 町長は、災害が発生した場合またはそのおそれがある場合で炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について**振興局長**を通じて知事に要請するものとする。
- イ. 知事は、アの要請を受けたときは、別記1「災害時における応急用米穀の取扱い」により、北海道農政事務所**旭川地域センター長**と協議の上、応急用米穀を確保し、町長に供給するものとする。

なお、知事は、災害の状況により炊き出しによる給食が困難で乾パンによる給食を行う必要があると認めるときは、北海道農政事務所**旭川地域センター長**と協議の上乾パンを確保し、町長に供給するものとする。

## 2. 炊出しの方法

被災者に対する炊き出しの供給は町長が行うが、その事務は民生部が行うものとし、炊き出しは、日赤奉仕団、婦人団体等の協力を得て行うものとする。

(1) 炊き出しの対象者

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ. 災害応急対策に従事している者

(2) 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、次のとおりである。

| 区分 | 施設名     | 所在地         | 電話番号    | 備考 |
|----|---------|-------------|---------|----|
| 米飯 | 上砂川町公民館 | 中央南3条3丁目1-6 | 62-2242 |    |
|    | 上砂川中学校  | 鶉1条2丁目2-1   | 62-2104 |    |
|    | 中央小学校   | 東鶉1条2丁目2-1  | 62-2050 |    |

上記不足の場合は、町内炊出し可能な施設の協力を求める。

### 別記 1

#### 災害時における応急用米穀の取扱い (「主食用米穀の売却要領」 妙)

1. 知事は、地震、大火災、風水害、雪害等の非常災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況または給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)の数量等を北海道農政事務所**旭川地域センター長**(以下「**センター長**」という。)に通知するものとする。
2. **センター長**は、1の通知を受けたときは、管内の卸売業者の精米手持状況等を参酌の上、卸売業者に対し知事または知事の指定する者に対する売却を指示するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事または知事の指定する者に売却するものとする。

なお、災害救助法が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては別に定めるところによるものとする。

- (3) 副食及び調味料  
副食・調味料は必要に応じ最寄りの食料品店等より調達する。

### 3. 乳幼児対策

乳幼児に対する食料品は最寄りの食料品店等より調達する。

### 4. 費用及び期間

炊出しのための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。  
その内容はおおむね別記別表1のとおりである。

## 第5節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合の被災者に対する被服、その他生活必需品の供給は、町長が知事の委任により実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行うものとし、物資の調達が困難なときは知事にあっせん調達を要請する。

### 2. 実施の方法

- (1) 災害救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。
- (2) 町長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与または貸与を行うものとする。
  - ア. 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水の被害を受けた者。
  - イ. 災害により被服、寝具その他生活必需物資を喪失し日常生活を営むことが困難と思われる者。

### 3. 給与または貸与物資の種類

被災者に給与または貸与する救助物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- |          |   |         |
|----------|---|---------|
| ア. 寝     | 具 | オ. 炊事道具 |
| イ. 外     | 衣 | カ. 食器   |
| ウ. 肌     | 着 | キ. 日用品  |
| エ. 身の回り品 |   | ク. 光熱材料 |

### 4. 衣料、生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお調達困難の場合は道に依頼し、支給をうけるものとする。

### 5. 給与または貸与の方法

- (1) 地区取扱い責任者  
救助物資の給与または貸与は、各町自治会長の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 供給または貸与台帳の整備  
救援物資の供給または貸与にあたっては、物資受払簿及び物資給与受領簿を備え、その経過を明らかにするため次により処理するものとする。

物資受払簿

| 品名 | 単位呼称 | 枚 | 年 | 月 | 日 | 摘要 | 受 | 払 | 残 | 備考 |
|----|------|---|---|---|---|----|---|---|---|----|
|    |      |   |   |   |   |    |   |   |   |    |

注1.「摘要」欄に、購入または受入先及び払出先を記入すること。

2.「最終行」欄に、道からの受入分及び町調達分別に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

物資供給及び受領簿

|               |  |                         |  |
|---------------|--|-------------------------|--|
| 住家被害程度<br>区 分 |  | 供給の基礎と<br>なった世帯構<br>成員数 |  |
|---------------|--|-------------------------|--|

災害救助用物資として、下記のとおり受領しました。

年 月 日

住 所  
世帯主 氏 名 ㊟

| 給与年月日 | 品名 | 数量 | 備考 | 給与年月日 | 品名 | 数量 | 備考 |
|-------|----|----|----|-------|----|----|----|
|       |    |    |    |       |    |    |    |

(注) 罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最終に供給された物資の受領年月日とすること。

## 6. 費用及び期間

衣料、生活必需品等物資の給与または貸与についての費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

その内容は、おおむね別記別表1のとおりである。

## 第6節 給水計画

災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が不可能になった場合に、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

応急給水に責任者は町長であり、道との連絡を密にし、消防機関等の協力を得て浄水の確保と給水の万全を期するものとする。

災害救助法が適用された場合、町長が知事の委任により実施するものとする。

個人の備蓄として、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

### 2. 給水の方法

道滝川地域保健室の指示に基づき、関係機関に協力を求め、次により被災地への給水を行う。

#### (1) 水道施設に被害のない場合

上水道の水をポリタンク、給水タンク、消防タンク車等により運搬給水する。

#### (2) 給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車、給水タンクにより搬送給水する。

#### (3) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

道滝川地域保健室の指導を受け、湧水、表流水をろ過し、消毒滅菌を行い給水するほか、近隣市町村に要請し飲料水の提供を受ける。

### 3. 給水施設の応急復旧

在庫資材、発生資材をもって主要給配水管の配管工事を行う。

なお、消火栓、共用栓、医療施設等、民生安定と緊急を要するものを優先的に行う。

### 4. 復旧資材発注先及び復旧工事業者

| 業者名     | 電話           | 住所              |
|---------|--------------|-----------------|
| 柳川建設(株) | 0125-62-2309 | 中央北1条4丁目1-9     |
| 三鉦建設(株) | 0125-52-3111 | 砂川市東1条南18丁目1-31 |

### 5. 費用及び期間

給水のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

その内容は、おおむね別記別表1のとおりである。

## 第7節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、混乱し、または医療機関が著しく不足したため、被災地の住民が医療の途を失った場合または集団的に多数の死傷者が発生した場合、防災会議関係機関が迅速かつ確かな応急的救急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期するための対策は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

医療救護は、町長（民生部）が行い、この場合において空知医師会の協力を得て医療の救護に期する。

また、災害救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 2. 医療救護の対象者

#### (1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害または集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。なお、集団的に多数の傷病者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

#### (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し町長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた町長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開所、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示をするものとする。

### 3. 実施方法

(1) 医療及び助産は、原則として救急医療班を編成するとともに、応急医療救護所を設置して実施するものとする。

(2) 救急医療班は、診療所の他、開業医等の医療機関及び助産婦の協力を得て編成する。

(3) 救急医療班の編成基準は、医師1名、看護師2名、助産師1名、事務職員1名、補助者1名、計6名をもって編成する。

### 4. 組織と関係機関の業務の大綱

医療救護対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて災害現場に医療救護本部を設置して対処するものとする。

関係機関の業務の大綱は、次のとおりとする。

| 機関名 |                     | 業務の大綱   |
|-----|---------------------|---|
| 北海道 | 空知総合振興局             | 1. 医療救護についての総合調整<br>2. 医療救護についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が1市町村の場合を除く。）<br>3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請<br>4. 北海道医師会に対する出動要請<br>5. 厚生省北海道地方医務局に対する出動要請<br>6. 医療材料の整備<br>7. 自衛隊の派遣要請 |
|     | 上砂川町                | 1. 医療救護本部の設置（災害現場）<br>2. 応急救護所の設置及び管理<br>3. 空知医師会に対する出動要請<br>4. 医療材料の整備及び調達   |
|     | 砂川地区広域消防組合<br>上砂川支署 | 1. 医療救護本部の運営管理<br>2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送<br>3. 傷病者等の身元確認<br>4. 災害現場の警戒救急医療に関する必要な措置  |

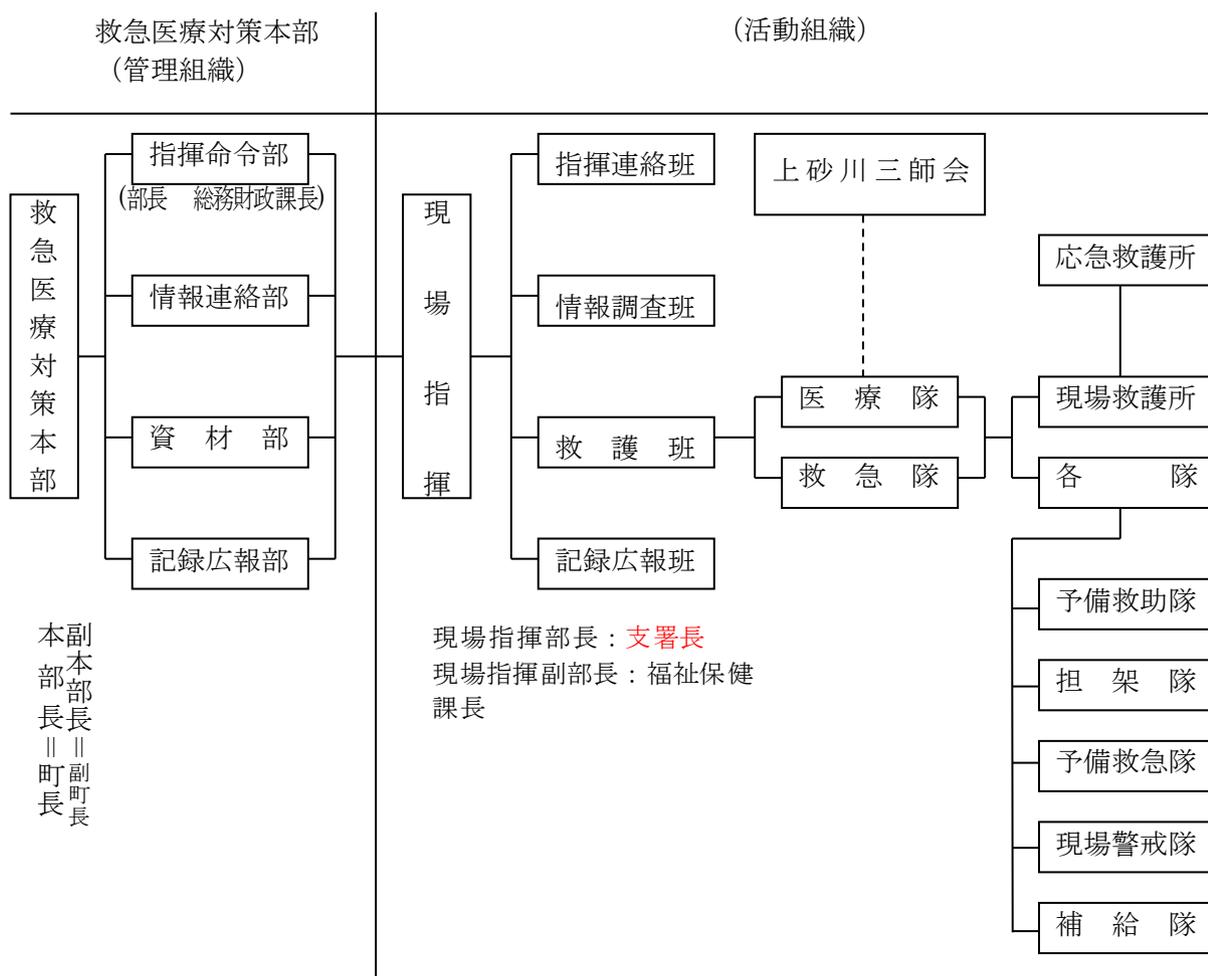
|                 |  |
|-----------------|--|
| 砂川警察署<br>上砂川駐在所 | 1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備<br>2. 交通路の確保<br>3. 傷病者等の身元確認<br>4. 死体の検視 |
| 上砂川三師会          | 1. 救護隊の出動による医療の実施<br>2. 医療施設の確保                              |

5. 医療救護対策本部

医療救護活動を迅速化かつ的確に実施するため医療救護対策本部を設置するものとする。

(1) 組織図

救急医療対策本部の組織は、次のとおりとする。



(2) 構成

ア. 本部長は町長、副本部長は副町長とする。

イ. 管理組織の構成

(ア) 指揮司令部の部長には、総務財政課長をもって充てる。

(イ) 各班、各隊員は消防職員及び町職員をもって構成する。

(ウ) 各班、各隊員は消防機関に属するものは消防長が、町長部局に属するものは町長があらかじめ定めておくものとする。

(3) 設置

ア. 医療救護対策本部は、町長が災害の発生により医療救護活動の実施が必要と認めるときに設置し、活動終了後適当と認める時期に廃止する。

イ. 設置場所は町役場とする。

(4) 事務分掌

管理組織の各部及び活動組織の各班、各隊の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

ア. 管理組織

(ア) 指揮司令部

- a. 本部職員の招集に関すること。
- b. 現場指揮本部に対する指揮命令及び連絡に関すること。
- c. 本部の運営に関すること。
- d. 各種要請及び報告の受理並びに処理に関すること。
- e. 通信統制に関すること。

(イ) 情報連絡部

- a. 医療機関との連絡に関すること。
- b. 関係機関、関係団体及び報道機関との連絡に関すること。
- c. 国・道及び他市町村との連絡に関すること。
- d. 情報及び資料の収集と整理に関すること。

(ウ) 資材部

- a. 資器材の確保及び現場への輸送に関すること。
- b. 給食の実施に関すること。

(エ) 記録広報部

- a. 記録及びその集計に関すること。
- b. 広報に関すること。

イ. 活動組織

(ア) 現場指揮本部

- a. 災害時には必ず設置するものとする。
- b. 設置場所は、災害現場近くで、災害の状況、各班、各隊の行動等を把握できる場所とする。
- c. 現場指揮部長を**支署長**とし、現場指揮副部長を福祉保健課長とする。

(イ) 指揮連絡班

- a. 出動各班に対する現場指揮本部長の指揮命令及び連絡事項の伝達に関すること。
- b. 医療救護対策本部への状況報告、各種連絡、資器材輸送、応援の要請等に関すること。
- c. 医療救護対策本部に対する関係機関、関係団体等の協力要請に関すること。
- d. 現場警戒区域の設定に関すること。
- c. 資器材の支給及び受領並びに給食の実施に関すること。

(ウ) 情報調査班

- a. 医療機関の傷病者等、受け入れ体制及び収容状況の把握に関すること。。
- b. 情報の収集に関すること。
- c. 資料の収集に関すること。
- d. 災害原因の調査に関すること。

(エ) 救護班

- a. 現場救護所の開設及び傷病者等の救護に関すること。
- b. 傷病者等に対する認識票（様式1）の管理及び取付けに関すること。
- c. 応急救護所の開設及び管理に関すること。

(オ) 記録広報班

- a. 傷病者等の救出及び救急状況の記録集計（様式2）に関すること。
- b. 傷病者等の救出及び救急状況に関する速報版（様式3）に関すること。
- c. 傷病者等の氏名、性別、収容先等の把握及び広報に関すること。
- d. 現場広報に関すること。



<様式2>

記録集計表

| 月日現在被災状況      | 死 亡 |         | 重 症 | 中 傷 | 軽 傷 | 合 計 | 収 容 所 | 出 動 名 |
|---------------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|               | 現 場 | 医 療 関 連 |     |     |     |     |       |       |
| 月 日 時 分<br>現在 | 男 人 | 男 人     | 男 人 | 男 人 | 男 人 | 男 人 |       |       |
|               | 女   | 女       | 女   | 女   | 女   | 女   |       |       |
|               | 計   | 計       | 計   | 計   | 計   | 計   |       |       |
|               |     |         |     |     |     |     |       |       |

<様式3>

速報版

| 取扱隊名 | 認 識 番 号 | 職 業 | 氏 名 | 年 齢 | 性 別    | 住所または傷病者等の特徴 | 傷 病 程 度    | 収 容 医 療 機 関 名       |
|------|---------|-----|-----|-----|--------|--------------|------------|---------------------|
|      | No.     |     |     |     | 男<br>女 |              | 死 重<br>中 軽 | 病 院<br>医 院<br>診 療 所 |
|      |         |     |     |     |        |              |            |                     |

- (カ) 医療隊  
主に傷病者等の応急手当にあたる。
- (キ) 救急隊  
消防機関の救急隊により主に傷病者等の応急手当及び搬送にあたる。
- (ク) 現場救護所  
現場救護所は傷病者等に対する応急手当の実施及び搬送区分を決定する機関として、災害現場の直近に設置するものとする。
  - a. 設置場所は、災害の状況に応じて決定する。
  - b. 現場指揮本部の医療隊、救護隊、日本赤十字社からの派遣医師等により構成する。
  - c. 現場指揮本部の指揮下にあつて傷病者等に対する応急手当、搬送可否の決定及び搬送順位の決定を行う。
- (ケ) 応急救護所  
傷病者等の数により医療機関へ搬送しきれない、または医療機関の収容能力が限界となったときは救急医療の確保のため臨時医療機関として設置するものである。  
第5章第3節の避難所の開設等に定めてある施設を予定するものとする。
- (コ) 予備救助隊  
搬出器具を装備した車両及び、少人数の隊員で編成し、災害現場において傷病者等の救出及び救助にあたる。
- (サ) 担架隊  
傷病者等搬送用担架と少人数の隊員で編成し、傷病者等を現場救護所または応急救護所へ搬送する。
- (シ) 予備救急隊  
救急自動車またはこれに準ずる車両及び少人数の隊員で編成し、傷病者等を現場救護所から医療機関へ搬送する。
- (ス) 現場警戒隊  
現場警戒区域設定用ロープ、拡声機、照明器具等を装備した10人程度の隊員で編成し、単独で若しくは警察官の協力により現場警戒区域を設定してこれを守り、災害の拡大を警戒しまたは救助活動を容易にするほか、現場の混乱を防止する。
- (セ) 補給隊  
車両と少人数の隊員で編成し、救助活動に必要な資器材、食糧等を救急医療対策本部その他の場所から、現場指揮本部その他必要な場所へ輸送する。
- (ソ) 医療隊の編成と出動
  - a. 救急医療には医療隊を編成して救助にあたる。
  - b. 医療隊は、空知医師会に出動を要請し、医師1人、看護師2人、事務員1人及び補助者1人の計5人をもって編成する。
  - c. 総務財政課長及び支署長は、災害の規模、場所等に応じて、これに対応する人員、機械力を勘案し、出動体制を決定するものとするが、消防機関の救急隊の出動は、おおむね非常時の出動体制とする。
  - d. 空知医師会は災害に規模等を考慮し、適宜歯科医師及び薬剤師の協力を求め、救急医療の万全を期するものとする。
  - e. 傷病者等が多数であること及び救急隊による傷病者等の搬送にも限界があることから、現場救護所または応急救護所へ医療隊を派遣し、救急医療を実施することを原則とする。

## 6. 空知医師会への出動要請

町長は空知医師会に対し出動を要請するときは、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害発生の原因及び状況
- (3) 出動の時期及び場所
- (4) 出動を要する人員及び資器材
- (5) その他必要事項

7. 応急救護所の設置

(1) 設置場所

応急救護所は、必要に応じて学校、生活館等の施設を利用して臨時に医療救護所を設置し、罹災者の医療にあたるものとする。

(2) 応急救護所の名称

「上砂川町災害対策現地応急救護所」と称する。

8. 医薬品等の確保

医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は民生部救護班において行う。町長は医薬品、衛生材料及び医療器具が不足し、または確保が困難若しくは不能なときは、北海道知事に斡旋を要請して確保に努める。

9. 関係機関の応援要請

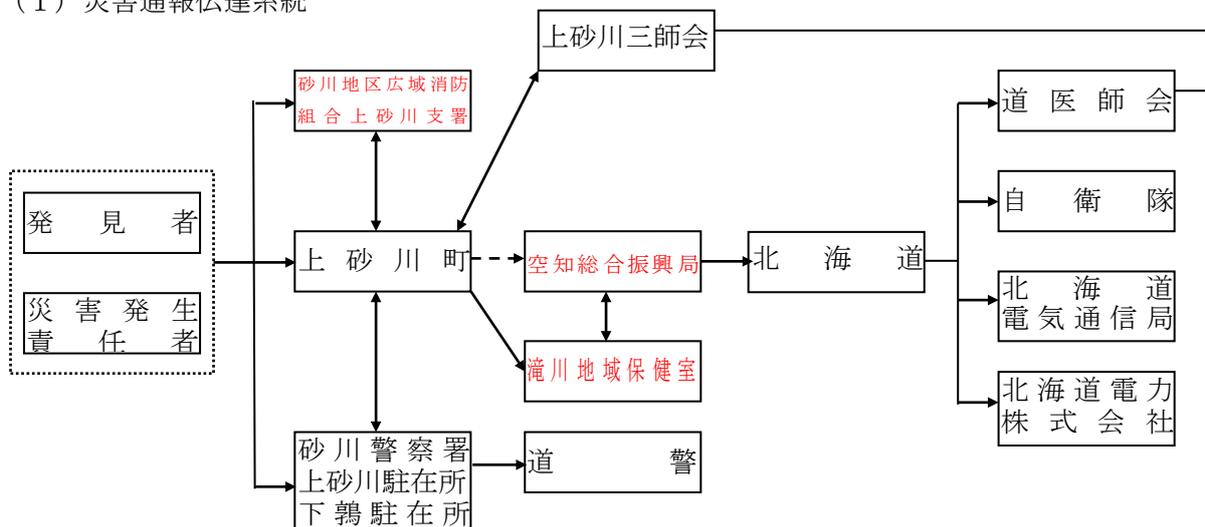
災害の規模が大きく、その診療能力を超える傷病者が出た場合等においては、日赤救護班の派遣を空知支庁に要請する。

また、他市町への応援要請は第3章第5節消防計画の「6. 相互応援計画」により要請するものとする。

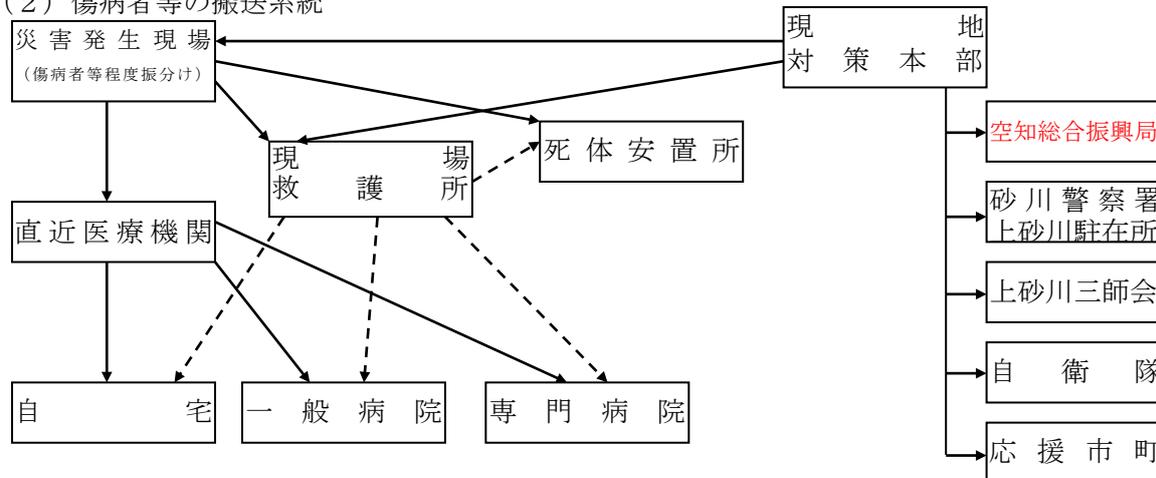
10. 災害通報伝達及び傷病者等の搬送系統

災害発生時の第一報の受信機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。

(1) 災害通報伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



11. 傷病者等の搬送

傷病者等の搬送は、救急隊によるほか、必要に応じ一般病院車の出動も要請して実施する。

搬送にあたっては、現場救護所の順位決定に従い搬送するものとし、搬送中における医療の確保に十分留意する。

## 12. 傷病者等の収容

傷病者の収容は、第一には第3章第5節消防計画の7の(2)に定める救急指定医療機関に収容するものとし、必要に応じ他の医療機関または応急救護所を設置して収容する。

## 13. 災害現場の警戒体制

砂川警察署上砂川駐在所の協力を得て必要な区域を警戒区域と設定し、及びこれを守り、災害の拡大防止と現場の混乱を防ぎ、容易な救助活動に十分配慮するものとする。

## 14. 自衛隊の災害派遣

第5章第19節自衛隊派遣要請計画による。

## 15. 医療機関の状況

町内における診療所の現況は、次のとおりである。

### (1) 診療所

| 診療所名      | 診療科目    | 所在地         | 電話      |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 勤医協上砂川診療所 | 内科、小児科  | 東鶉南1条1丁目1-5 | 62-2204 |
| 上砂川町立診療所  | 内科、放射線科 | 本町北2丁目1-5   | 62-4088 |

### (2) 助産師

町内において助産師が不在の場合は、砂川市立病院産婦人科（0125-54-2131）へ緊急搬送の措置をとるものとする。

## 16. 経費の負担及び損害補償

### (1) 経費の負担

ア. 町が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、町が負担するものとする。

イ. 災害救助法が適用された災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲において道が支弁するものとする。

ウ. 企業体等の施設内に発生した災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主、若しくは管理者または災害発生の第一原因者が負担するものとする。

### (2) 実費弁償

ア. 要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額または災害対策基本法の規定に準じた額に従って、前項に定めるところにより道・町または企業体等がこれを弁償するものとする。

イ. 救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医薬器具の消耗破損については、前項に定めるところにより道・町または企業体等がその実費を時価で弁償するものとする。

### (3) 損害補償

ア. 救急医療活動のため出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、道・町または企業体等は、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

## 17. 救急医療活動報告書の提出

空知医師会の医師は、知事または町長の要請により医療隊を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を知事または町長に提出するものとする。

### (1) 出動場所

### (2) 出動の期間及び時間（人員別）

### (3) 出動者の種別及び人員

### (4) 受診者数（死亡、重症及び軽症別）

### (5) 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等の内容（数量及び額）

### (6) 救急医療活動の概要

### (7) その他必要事項

## 第 8 節 防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び清掃の実施は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

被災地の防疫は、町長（民生部）が実施するものとするが、被害が甚大で防疫活動が困難なときは、道及び関係機関の応援協力を得て実施するものとする。

### 2. 防疫班の編成

- (1) 被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は民生部があたり、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成するものとする。

### 3. 防疫の種別及び方法

- (1) 被災地の消毒方法  
浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール水または石灰水等により実施する。
- (2) 家屋等の消毒
  - ア. 汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水など用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導するものとする。
  - イ. 便所は、石灰酸水、クレゾールまたはホルマリン水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳またはクロール石灰水を十分かくはんさせ、1 週間以上放置したのち処理するものとする。

|         |   |                   |
|---------|---|-------------------|
| か性石灰末   | } | し尿貯留量の 30 分の 1 以上 |
| 石灰乳     |   | し尿貯留量の 5 分の 1 以上  |
| クロール石灰水 |   |                   |

- (3) 検病及び検水の調査並びに健康診断  
避難所、浸水地域等感染症の発生が予想される危険地域については、**空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室**の協力により、検病または検水の調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

### 4. 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、知事の指導により対象者の範囲及び期日を定めて臨時予防接種を実施するものとする。

### 5. 患者等に対する措置

町長は、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置を講ずるものとする。

### 6. 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査等  
避難者に対しては少なくとも 1 日 1 回検病調査を実施するものとし、調査の結果、健康診断を行う必要がある場合は、**空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室**に連絡し、健康診断を受けさせるものとする。
- (2) 清潔方法、消毒法等の実施  
避難者に衣服等の日光消毒等を行う指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒を行い、便所、炊事場及び洗濯場の消毒のほか、クレゾール石鹼液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。
- (3) 集団給食  
給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底

させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

## 第9節 清掃計画

災害地におけるごみの収集、し尿のくみ取り処分、へい獣の処理等の清掃に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

災害地における清掃は、町長（民生部）が実施するが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道または隣接市町村の応援を要請して実施するものとする。

### 2. 清掃班の編成

清掃作業を効率的に実施するため、民生部がごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理にあたるものとする。

### 3. 清掃の方法

清掃作業は、被災程度の大きな所から順次実施するものとする。

(1) ごみの収集処分の方法

ア. 収集

災害地の収集にあたっては、町長（民生部）が実施する災害の状況により住民の協力を得て実施するものとする。なお、食物の残廃物及び感染症の源となるものから順に収集するものとする。また、清掃能力により完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出勤を要請し、収集に万全を期するものとする。

イ. 処分

前期の収集物は、町のごみ処理場に収集投棄するものとするが、必要に応じ焼却等の環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

(2) し尿の収集処分の方法

ア. 収集

被災地域の被害程度の大きな所から順次収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。

くみ取り車または運搬車により収集が不可能な地域については、災害の状況により野外に仮設便所を設置するものとする。

イ. 処分

し尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により、完全処理が不可能な場合は、民生部の指導により地下投棄等環境衛生上支障のない方法により実施するものとする。

(3) 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が判明しないときまたは所有者において処理することが困難なときは、**空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室**の指導を受け町長が処理するものとする。

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、集中焼却または埋却処理するものとし、移動し難いものについては、**空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室**の指導を受け、臨機の措置を講ずるものとする。

### 4. 放浪犬の処理方法

放浪犬は、捕獲をして保健所に抑留した後、住民に対し、放浪犬を抑留している旨の周知を図るものとする。

### 5. 飼養動物の取り扱い

(1) 動物の管理者は、動物の愛護の及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基

づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

- (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規程により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。

## 第10節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって死亡したと推定される者及び行方不明となった者の搜索並びに死体の処理、埋葬等に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

死亡したと推定される者及び行方不明となった者の搜索並びに死体の収容処理、埋葬等の責任者は町長（民生部）であり、消防機関、警察官と協力して行う。災害救助法が適用された場合は、知事の委任により実施するが、死体の処置のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日赤道支部が行うものとする。

### 2. 行方不明

#### (1) 実施担当

行方不明者の搜索は、町（民生部）、消防機関または警察官と協力して搜索班を編成し、実施するものとする。なお、被災の状況により地域住民の応援を得て実施するものとする。

#### (2) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他の市町村に漂着をしていると考えられる場合において、関係市町村に対して搜索を依頼するときは、次の事項を明示して応援を要請するものとする。

ア. 行方不明者が埋没し、または漂着していると思われる場所。

イ. 行方不明者数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣等。

### 3. 死体の処理

#### (1) 実施担当

死体の処理及び埋葬は、町長（民生部）が必要に応じ、関係地域住民の協力を求めて実施するものとする。

#### (2) 変死体の届出

変死体については、直ちに警察に届け出るものとし、検視後において処理にあたるものとする。

#### (3) 関係者への連絡

死体の身元が判明している場合は、原則として遺族または親族に連絡して引き渡すものとする。

- (4) 死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所（町内の寺院、公共建物、公園等死体の収容に適切な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

### 4. 死体の埋葬

災害の際に死亡した者で、本部長が必要と認めた場合は、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたるとともに埋葬にあたっては土葬とする。

- (3) 被災地以外で漂流した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

### 5. 費用及び期間

行方不明者の搜索及び死体の処理並びに埋葬のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね別記別表1のとおりである。

## 第 11 節 障害物除去計画

水害、その他の災害によって、道路、住民またはその周辺に運ばれた土砂、流木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の生活に支障のないよう処理する場合に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 障害物の除去の責任者は町長（建設部）が行い、災害救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により実施するものとする。
- (2) 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとする。なお、災害の規模、障害の内容等により、各管理者は、相互に協力して交通の確保を図るものとする。

### 2. 障害物の除去対象

住民に著しい支障及び危険を与え、または与えると予想される場合に行うものとし、その概要は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するために速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流水をよくし、溢水を防止し、または河岸の欠壊を帽子するため必要と認める場合。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合。

### 3. 障害物の除去の方法

- (1) 本部の応急対策資材器具を使用するが、その状況に応じ自衛隊、または土木建築業者の協力応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、応急的な除去に限るものとする。

### 4. 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地、またはグラウンドを利用し集積するものとする。
- (2) 工作物は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から 14 日間、その工作物名等を公示するものとする。

### 5. 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、破損するおそれのある時は、その保管に不相当の費用、手数を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

売却の方法、手続きは、競争入札または随時契約により行うものとする。

### 6. 費用及び期間

障害物の除去のための費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

その内容は、おおむね別記別表 1 のとおりである。

## 第 12 節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救助並びに救助のための資器材及び物資の輸送を迅速確実に行うために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

災害時における輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。町の災害時輸送の統括は、建設部が行うものとする。

## 2. 輸送の方法

- (1) 災害時の輸送は、一時的には自機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、時間、災害の状態により自機関の所有する台数では不足する場合、または他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に要請し、または民間車両の借り上げを行い輸送に支障のないようにする。
- (2) 災害時に車両等による陸上輸送が困難な場合は、空中輸送等の措置を講ずる。
- (3) 町内におけるヘリコプター発着可能地点は、次のとおりである。

| 施設名          | 所在地        | 面積                    | 施設管理者<br>及び電話番号      |
|--------------|------------|-----------------------|----------------------|
| 中央小学校 グラウンド  | 東鶉1条2丁目2-1 | 11,400 m <sup>2</sup> | 上砂川町教育委員会<br>62-2011 |
| 上砂川中学校 グラウンド | 鶉1条2丁目2-1  | 9,600 m <sup>2</sup>  | 同上                   |
| 旧町営野球場       | 鶉1条2丁目2-1  | 12,400 m <sup>2</sup> | 同上                   |

- (4) 災害の状況により車両等による輸送が困難な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。労務者の確保は、同章第13節 労務供給計画によるものとする。

## 3. 車両の確保

### (1) 町有車両

町有車両は、次のとおりである。

| 所属    | 車種     | 台数 | 所属       | 車種      | 台数 |
|-------|--------|----|----------|---------|----|
| 総務財政課 | 乗用車    | 1  | 教育委員会    | ワゴン車    | 1  |
| 町民生活課 | 交通誘導車  | 1  | 建設水道課    | 乗用車     | 1  |
|       | 普通トラック | 1  |          | 乗用ジープ   | 1  |
|       | 軽乗用車   | 1  |          | トラック    | 3  |
|       | じん介車   | 1  |          | タイヤショベル | 3  |
| 福祉保健課 | 福祉バス   | 1  |          | ロータリー車  | 2  |
|       | 通園バス   | 1  | 福祉医療センター | ワゴン車    | 1  |
|       | ライドバン  | 2  |          | マイクロバス  | 1  |
|       | ワゴン車   | 1  |          | 軽乗用車    | 1  |

### (2) 町有車両以外の車両調達先

町有車両以外の主な車両調達先は、次のとおりである。

#### 車両の調達先

| 所有者名   | 所在地            | 電話番号         | 備考    |
|--------|----------------|--------------|-------|
| 北星ハイヤー | 砂川市東1条南15丁目1-7 | 0125-54-3155 | 乗用車4台 |

## 第13節 労務供給計画

災害応急対策に必要な労務供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（管理部）が行うものとする。

### 2. 民間団体への協力要請

#### (1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団を動員し、次に被災地区以外の住民の協力を得、特に必要な場合に労務者を雇い上げることができる。

## (2) 動員要請

災害の状況により奉仕団または労働者を必要とするときは、各部長は次の事項を示し、管理部を通じて要請し、雇い上げるものとする。

- ア. 応援を必要とする理由
- イ. 作業の内容
- ウ. 作業場所
- エ. 就労予定期間
- オ. 所要人員
- カ. 集合場所
- キ. その他参考事項

## 3. 奉仕団の編成及び活動

奉仕団体は、第2章第4節住民組織等に掲げる団体等によって編成し、活動するものとする。

## 4. 労務者の雇い上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、または特殊作業のため労力が必要なときは労務者を雇い上げるものとする。

### (1) 労務者雇い上げの範囲

- ア. 被災者の避難に必要なとき。
- イ. 医療助産の移送に必要なとき。
- ウ. 被災者の救出のための機械等の操作に必要なとき。
- エ. 飲料水の供給のための運搬、薬品の配給等に必要なとき。
- オ. 救援物資の支給に必要なとき。
- カ. 行方不明者の捜索または死体の収容処理若しくは埋葬に必要なとき。

### (2) 滝川公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇い上げができないときは、次の事項を付して滝川公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとする。

- ア. 職業別、性別、所要労務者数。
- イ. 作業場所及び作業内容。
- ウ. 期間及び賃金等の労働条件
- エ. 宿泊施設の状況。
- オ. その他必要事項。

## 第14節 文教対策計画

学校施設が被害を受け、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 実施責任者

- (1) 小中学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は教育委員会（文教部）が行うものとする。
- (2) 各学校ごとの災害発生時の対応については、学校長が具体的な応急計画を作成して行うものとする。また、災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施するものとする。

### 2. 応急教育実施計画

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

#### (1) 休校の措置

- ア. 授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあっては教師が地区別に付添う等の措置を講ずるもの

- とする。
- イ. 登校前の措置  
休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車等確実な方法で児童生徒に周知徹底するものとする。
- (2) 施設の確保と復旧対策
- ア. 応急復旧  
被害の規模により応急修理の出来る場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。
- イ. 校舎の一部が使用不能になった場合は、特別教室、屋内運動場等を利用するものとする。
- ウ. 校舎の大部分または全部が使用不能になった場合は、最寄りの学校その他公共施設を利用するほか必要に応じ生活館等を利用するものとする。
- エ. 仮校舎の建設  
前期ア～ウにおいて施設の確保ができない場合は、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずることとする。
- (3) 応急教育対策
- ア. 災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に、授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。
- イ. 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。  
(ア) 教科書及び学用品の損失状況を考慮し、学習内容程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。  
(イ) 教育の場所に町民センター等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化と児童生徒の保健等に留意する。  
(ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ集団下校または父母の協力による引率登下校を実施する等通学の安全について遺漏のないように指導する。  
(エ) 学校が避難場所に充てられた場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに収容により授業の効率が低下しないよう留意する。
- ウ. 災害復旧については教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。
- (4) 教職員の確保  
当該学校の教職員は、学校長の指示によりその処置にあたるものとする。なお、当該学校だけで実施が不可能なときは、町教育委員会は、道教育委員会（空知教育局）と密接な連絡をとり、近隣の学校教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。
- (5) 衛生管理対策  
学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。
- ア. 校舎内、特に水飲場及び便所は常に清潔にして毎週 1 回の消毒を実施する。
- イ. 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶する。
- ウ. 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。
- エ. 必要に応じて児童生徒の健康診断を行う。
- (6) 学校給食等の措置
- ア. 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり応急修理を行い、給食継続を図るものとする。
- イ. 給食用物資が被災したときは、必要に応じ、関係機関と連絡の上、緊急配送を行い、または、応急調達に努めるものとする。
- ウ. 衛生管理には、特に注意し食中毒等の事故防止に努めるものとする。

### 3. 教科書の調達及び支給

#### (1) 学用品の調達

災害のため就学上欠くことのできない学用品を喪失し、またはき損し、しかも物品販売機構等の一時混乱により、直ちに入手することのできない状態にある小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、町長（教育委員会）が学校長と協議して応急対策を進める。

- (2) 学用品給与対象者  
次の事項に該当する者
  - ア. 災害によって住家に被害を受けた小中学校児童生徒。(この場合の住家の被害の程度は、全壊・全焼・流失・半壊・半焼・土石流または床上浸水である。)
  - イ. 学用品がなく、就学に支障を生じている小中学校児童生徒。
- (3) 学用品購入計画  
教育委員会は、学校長の協力を受け、学用品購入（配分）計画を立てるものとする。
- (4) 学用品の品目
  - ア. 教科書及び教材
  - イ. 文房具
  - ウ. 通学用品
- (5) 学用品給与の費用及び期間  
学用品給与のための費用及び期間については、おおむね別記別表 1 のとおりである。
- (6) 帳簿等の整備  
学用品を給与したときは、次の関係書類等を整備、保存しておかなければならない。
  - ア. 学用品購入（配分）計画表
  - イ. 学用品交付簿
  - ウ. 学用品出納に関する帳簿
  - エ. 学用品購入関係支払証拠書類

#### 4. 費用及び期間

費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。その内容は、おおむね別記別表 1 のとおりである。

#### 5. 社会教育施設の確保

- (1) 応急対策  
被害の程度により応急修理の可能なものは速やかに修理し、施設の確保に努める。
- (2) 収容施設への提供  
災害が発生し、収容を要する被災者がでた場合、若しくは学校施設が被災した場合、これらの避難所または応急教育施設として優先的に開放提供するものとする。

## 第 15 節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策については、次のとおりとする。

### 1. 実施責任者

避難場所の設置による被災者の応急収容、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び災害公営住宅の建設については、町長が実施する。

災害救助法による救助は道知事が行い、町長はこれを補助する。ただし災害救助法第 30 条第 1 項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

### 2. 実施の方法

- (1) 避難場所の設置  
町長は、第 5 章第 3 節「避難救出計画」の定めるところにより、避難場所を開設する。
- (2) 応急仮設住宅の建設  
町長は、必要により災害のため住家が滅失したり災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設する。
  - ア. 入居対象者  
次に条件に該当していなければならない。
    - (ア) 住宅が全壊、全焼または流出した者であること。
    - (イ) 居住する住家がない者であること。

- (ウ) 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者であること。
  - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
  - ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

イ. 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 5 連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てまたは木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(3) 住宅の応急修理

町長は、必要により災害のため住家が半焼または半壊した罹災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施する。

ア. 応急修理を受ける者

(ア) 住宅が半壊または半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力で応急修理ができない者であること。

イ. 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 3. 資材の調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

## 第 16 節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨当の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

### 1. 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度の判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

### 2. 危険度判定の支援

町長は危険度判定実施本部を設置したときは、知事に対し、判定士の派遣等を依頼する。

### 3. 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の 3 区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

| 区分    | 表示方法          |
|-------|---------------|
| 危険宅地  | 赤のステッカーを表示する。 |
| 要注意宅地 | 黄のステッカーを表示する。 |
| 調査済宅地 | 青のステッカーを表示する。 |

#### 4. 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

## 第 17 節 災害警備計画

災害に関する北海道警察の諸活動は、本計画の定めるところによる。

### 1. 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合においては、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

### 2. 災害の予警報の伝達に関する事項

- (1) 警察署長は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に**遺漏**のないように処置するものとする。
- (2) 警察官は、災害対策基本法第 54 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するとともに、警察署長に報告するものとする。

### 3. 事前措置に関する事項

- (1) 町長が行う警察官の出動要請  
町長が災害対策基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、警察署長を経て**北海道警察**本部長に対して行うものとする。
- (2) 町長の要求により行う事前措置  
警察署長は、町長からの要求により、災害対策基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。この場合にあっては、町長が当該措置の事前処理を行うものとする。

### 4. 災害時における災害情報の収集に関する事項

- (1) 警察署長は、町長、その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。
- (2) 警察署長は、災害情報を収集及び報告の迅速な処理を図るため、あらかじめ所属の職員などから、災害情報の収集、報告責任者を指定しておくものとする。

### 5. 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について警察措置上必要な事項の広報を行うものとする。

### 6. 避難に関する事項

- (1) 警察官は災害対策基本法第 61 条または、警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示または、警告を行うものとする。
- (2) 警察官が災害対策基本法第 61 条または警察官職務執行法第 4 条により避難の指示または警告を行う場合は、上砂川町防災計画の定める避難先を示すものとする。  
ただし、災害の種別、規模、現場の状況により上砂川町防災計画により難しい場合は、適宜の措置を構ずるものとする。この場合において、警察署長が町長に対して通知したときは、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- (3) 警察官が避難の指示または警告を行う場合は、状況の許す限り、次の各号に掲げる事項を

あきらかにしてこれを行うものとする。

ア. 避難すべき時期

イ. 避難すべき理由

ウ. 避難先における給食・休養の準備状況

エ. 避難後の財産保護措置

- (4) 避難の誘導にあたっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに避難した地域に対しては状況の許す限り警ら、検問所の設置を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努めるものとする。

## 7. 救助に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出及び負傷者、病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに状況に応じて町長の行う**災害応急活動**に協力するものとする。

## 8. 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が災害対策基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通報するものとする。警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後処理は町長が行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が災害対策基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。

## 9. 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の**必要な通信施設または資材の配備については、北海道警察各部**とあらかじめ打ち合せておくものとする。

## 10. 災害時における交通規制に関する事項

- (1) 警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路が災害による欠壊等危険な状態が発生し、またはその状況により必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする。

- (2) 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき、一時的に歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限するものとする。

# 第 18 節 下水道対策計画

災害時における下水道施設の流失、埋没及び破損の防止及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

## 1. 実施責任者

災害時における下水道施設の応急復旧等は、町長（建設部）が実施する。

## 2. 応急措置の準備

あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資器材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

災害の発生が予想されるときは、逐次施設等を巡回監視し、応急対策の万全を期するものとする。

## 3. 応急措置及び応急復旧の実施

災害が発生したときは、逐次施設の防護措置を講ずるとともに、状況により、関係団体等の協力を求めるものとする。また、下水道施設が使用不能になった場合は、広報車等で住民にその旨周知するとともに、必要に応じて野外に仮設便所を設置するものとする。

災害が終局したときは、速やかに状況に即した方法により、応急復旧を実施するものとする。

## 第 19 節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請に関する事項は、この計画の定めるところによる。

### 1. 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命または財産の保護のため必要があると認められた場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

### 2. 災害派遣要請の要領

#### (1) 要請方法

町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（**空知総合振興局長**）に依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合で口頭または電話等で依頼したときは、その後速やかに文書別紙 1 を提出する。

また、人命に緊急救助に関し、依頼するいとまがないとき、また通信の途絶等により知事（**空知総合振興局長**）に依頼できないときは、直接自衛隊滝川駐屯地（連隊長）に通知することができる。ただし、この場合、速やかに知事（**空知総合振興局長**）に連絡し、その後速やかに文書別紙 1 を提出するものとする。

ア. 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由。

イ. 派遣を必要とする期間。

ウ. 派遣を希望する人員、航空機等

エ. 派遣を希望する区域（図面添付）及び活動内容

オ. その他参考事項（作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等）

#### (2) 担当部及び要請先

災害派遣要請は、管理部が行うものとし、関係書類の提出先は、**空知総合振興局地域政策部**地域政策課であり、自衛隊への連絡先は、陸上自衛隊滝川駐屯地（電話 22-2141）である。

### 3. 災害派遣部隊の受入れ体制

#### (1) 受入れ準備の確立

**空知総合振興局長**から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

##### ア. 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受け入れのために必要な措置をとる。

##### イ. 連絡職員の指名

派遣部隊及び**空知総合振興局**との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

ウ. 応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他必要な事項について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

#### (2) 派遣部隊到着後の措置

##### ア. 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援、作業計画等について協議し、調整のうえ、必要な措置をとる。

##### イ. **空知総合振興局**への報告

派遣部隊到着後その他必要に応じて、次の事項を**空知総合振興局**に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

#### 4. 派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書をもって知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは電話等で依頼し、その後文書別紙2を提出するものとする。

#### 5. 経費等

ア. 次の費用は、町において負担するものとする。

（ア）資材費及び機器借上料

（イ）電話料及びその施設費

（ウ）電気料

（エ）水道料

（オ）汲取料

イ. その他の経費については、自衛隊と協議の上定めるものとする。

<別紙1>

上砂 号  
平成 年 月 日

空知総合振興局長

様

上砂川町 ㊟

## 自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、下記のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由

2. 派遣を必要とする期間

平成 年 月 日 時 分から

3. 派遣を必要とする人員等の概数

人員 人

車両 台

4. 派遣を希望する区域

5. 活動内容

6. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

<別紙2>

上砂 号  
平成 年 月 日

空知総合振興局長

様

上砂川町 ㊟

## 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

平成 年 月 日付け上砂 号で要請したこのことについて、  
のため撤収方要請します。

記

1. 撤収日時  
平成 年 月 日 時 分から
2. 撤収地域

## 第 20 節 ボランティアの受け入れ計画

大規模な災害が発生したときに、災害ボランティアの活動が充分にその力を発揮できるように、現地の受け入れ体制及び活動の統率等については、本計画による。

### 1. 受け入れ窓口

- (1) 町外からのボランティアの受け入れ窓口は、民生部とする。
- (2) 窓口である民生部では、以下の受け入れ状況の把握と記録を行うものとする。

| 項 目                     | 備 考       |
|-------------------------|-----------|
| 団体名、所属名、出身地名、連絡先等       | (氏名、勤務先等) |
| 責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法等 |           |
| 人数、性別、年齢等               |           |
| 専門分野、有資格者、支援内容、活動経験等    |           |
| 装備品、携行品等の内容、数量等         |           |
| 滞在可能(予定)期間              |           |
| その他必要特記事項               |           |

### 2. ボランティアの町における活動の管理、統率

受け入れ手続き終了後のボランティアの町内における活動については、民生部が担うものとする。

- (1) あらかじめ、災害対策本部及び各避難所等により要請のある必要活動の内容とその緊急度、優先度について把握しておく。
- (2) 活動内容、場所、人数、期間、必要性等に応じて、ボランティアの派遣先を決定、指示し、活動中の食事、宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うとともに、派遣後はその活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。

### 3. ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障害者等の介護または看護の補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策のための物資及び資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

### 4. ボランティア活動に対する支援

町長は、日本赤十字北海道支部、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう支援に努めるものとする。

---

## 第 6 章 地震災害対策計画

---

### 第 1 節 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合の応急対策計画は、地域防災計画（地震災害対策編）によるものとする。

# 第7章 事故災害対策計画

航空災害、道路災害、危険物等災害など大規模な事故による災害についての防災対策に必要な事項は、この計画に定めるところによる。

## 航空災害対策・道路災害対策・危険物等災害対策

多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

## 第1節 航空災害対策計画

本町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早朝に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、航空事業者、防災関係機関、町が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を実施するための計画は、本計画の定めるところによる。

航空事業者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

### 1. 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、別図のとおり。

### 2. 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報について正確、適切に提供する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

### 3. 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第3章第5節「消防計画」及び第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより実施する。

#### 4. 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第7節「医療及び助産計画」及び第6章第1節「救急医療対策計画」の定めるところにより実施する。

#### 5. 消防活動

航空災害時における消防活動については、第3章第5節「消防計画」及び第7章第4節「林野火災対策計画」に基づき速やかに火災の発生状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化を住民の生命、身体の保護を図る。

#### 6. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

航空災害時における行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第5章第10節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。

#### 7. 災害警備及び交通規制

航空災害時における災害警備及び交通の確保については、第5章第17節「災害警備計画」の定めるところにより実施する。

#### 8. 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第8節「防疫計画」及び第5章第9節「清掃計画」の定めるところにより実施する。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

#### 9. 自衛隊派遣要請

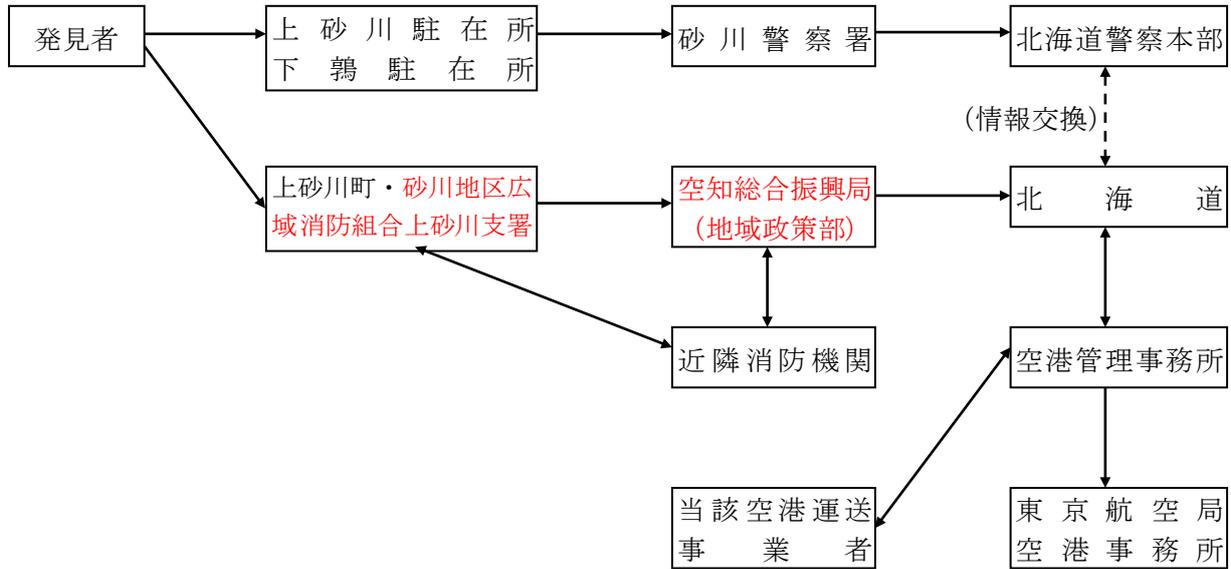
町長は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、道知事（[空知総合振興局長](#)）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### 10. 広域応援

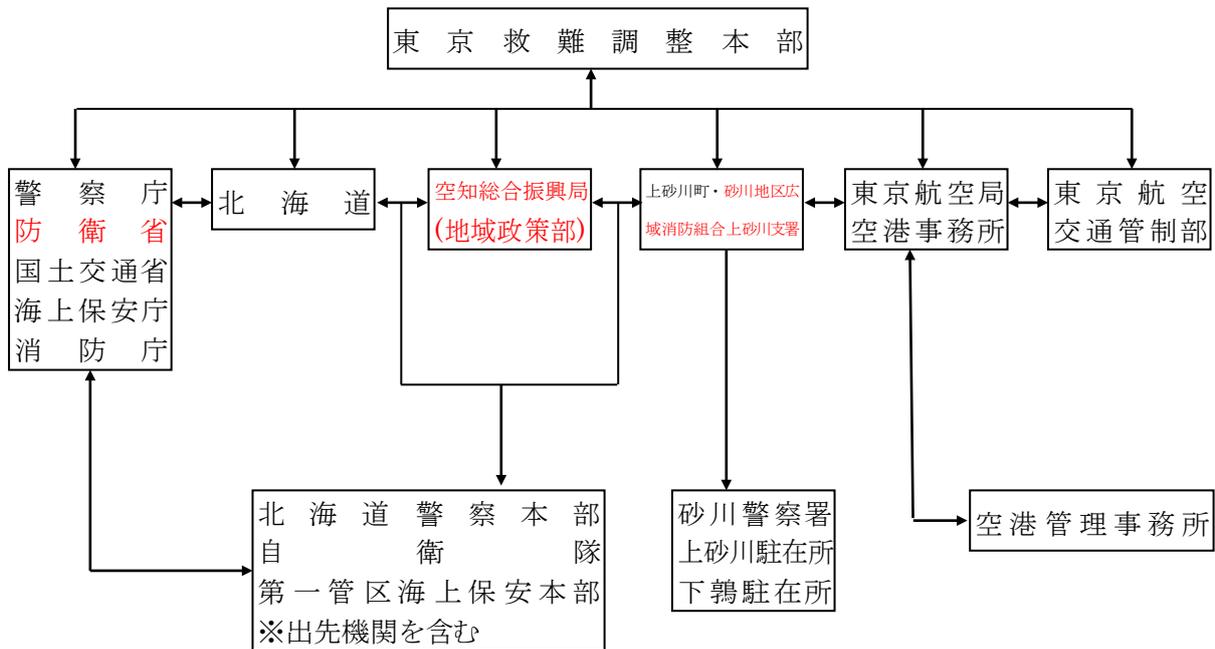
町長は、航空災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第5節「消防計画」の6. 相互応援計画により、道知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

上砂川町航空災害情報通信連絡系統図

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は通常、東京空港事務所に設けられる。

## 第2節 道路災害対策計画

本町の地域において、道路構造物の被災または道道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故（以下「道路災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道路管理者、防災関係機関、町が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を実施するための計画は、本計画に定めるところによる。

道路管理者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急体制を実施するものとする。

### 1. 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は別図のとおり。

### 2. 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報について正確、適切に提供する。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

### 3. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第3章第5節「消防計画」及第5章第3節「避難救出計画」の定めるところにより実施する。

### 4. 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第7節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

### 5. 消防活動

道路災害時における消防活動については、第3章第5節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

### 6. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

道路災害時における行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第5章第10節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。

## 7. 災害警備及び交通規制

道路災害時における災害警備及び交通の確保については、第5章第17節「災害警備計画」の定めるところにより実施する。

また、町及び他道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のために必要な交通規制を実施する。

## 8. 防疫及び廃棄物処理等

道路災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第8節「防疫計画」及び第5章第9節「清掃計画」の定めるところにより実施する。

## 9. 自衛隊派遣要請

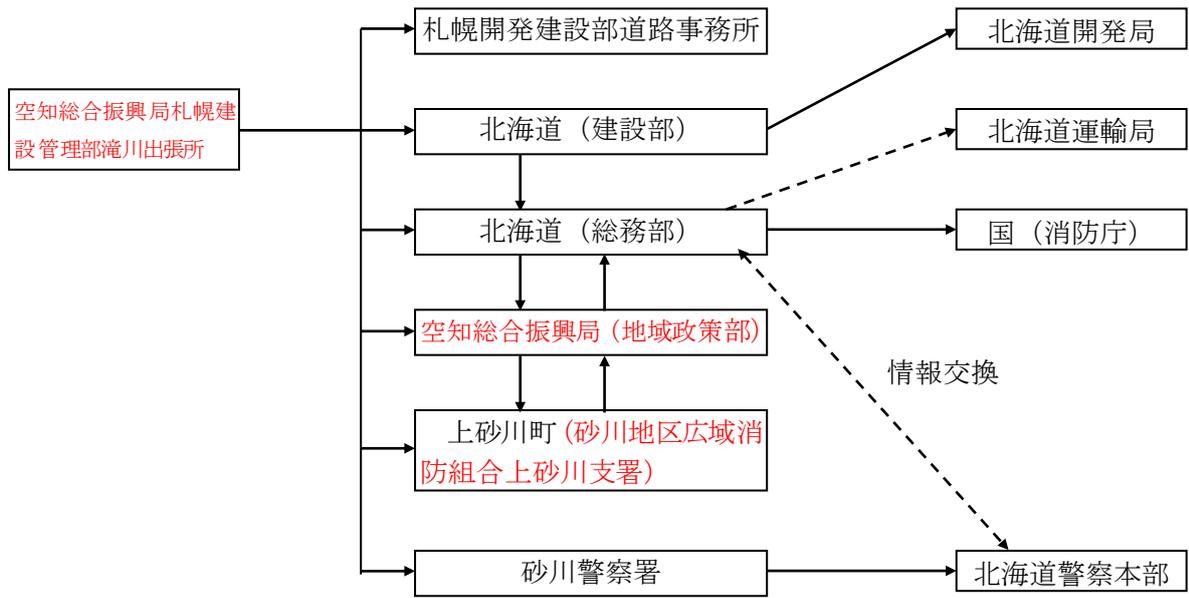
町長は、道路災害に規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、道知事（[空知総合振興局長](#)）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

## 10. 広域応援

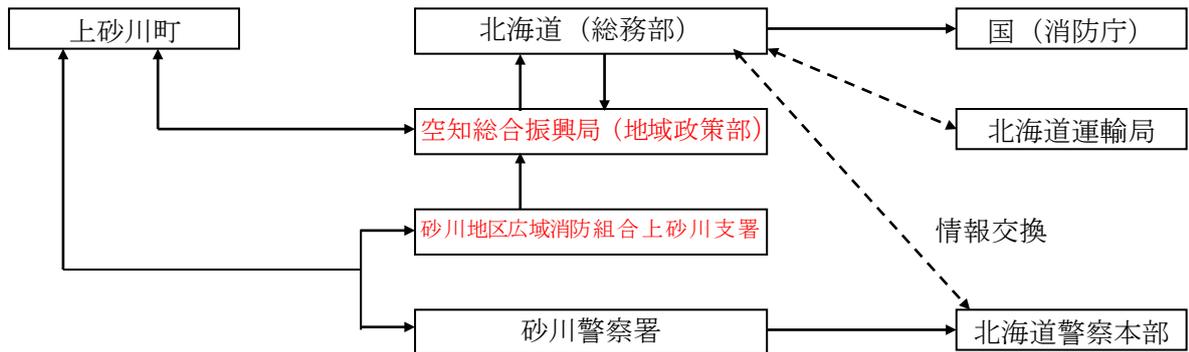
町長は、道路災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第2節「消防計画」の6. 相互応援計画により、道知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

上砂川町道路災害情報通信連絡系統図

(1) 道の管理する道路の場合



(2) 市町村の管理する道路の場合



### 第3節 危険物及びその他の災害対策計画

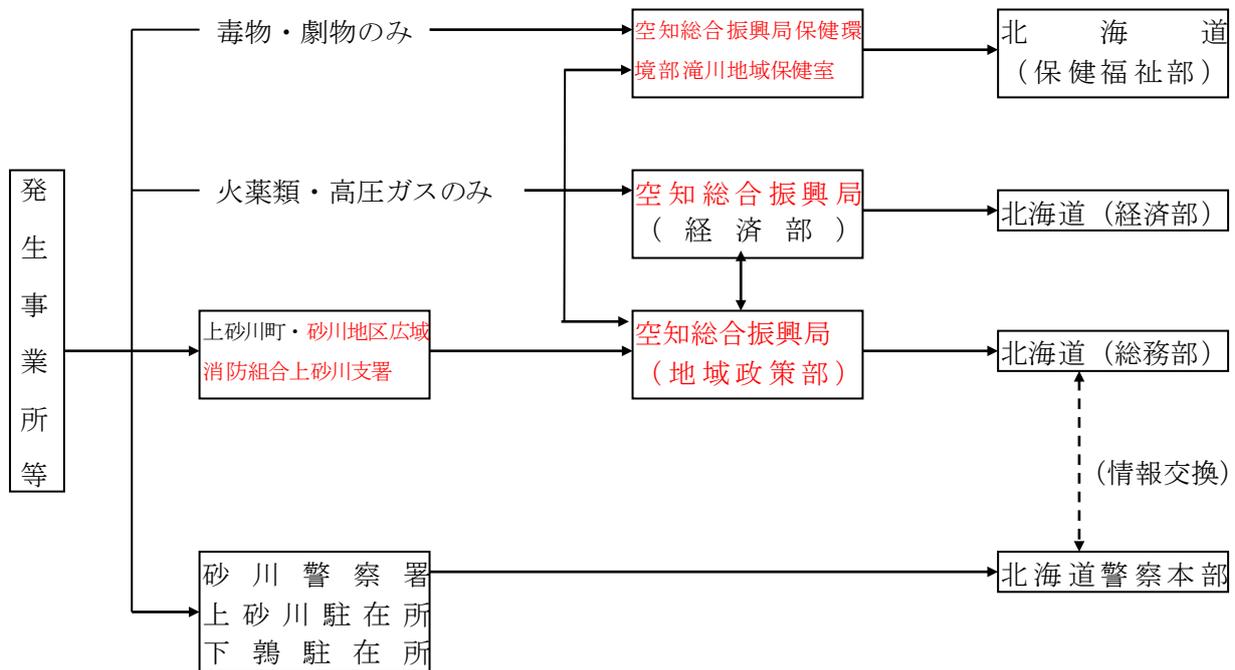
危険物施設等の災害対策は、第3章第5節「消防計画」により、対処する。

危険物施設の設置場所（町別危険物施設分布状況）は、第3章第1節「重要警戒区域及び整備計画」別表5による。

また、町及び各防災関係機関は、近年の社会、産業の高度化、複雑化、多様化に伴い発生する大規模な火災や爆発及び放射性物質の大量放出等その他の災害に対しても、早期に初動体制を確立して、相互に連携、連絡、協力し、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じて個別災害対策として検討して行くものとする。

上砂川町危険物処理情報通信連絡系統図



### 第4節 林野火災予消防計画

本町の林野を火災から保護するための予防及び、消火処置に必要な対策は本計画の定めるところによる。

#### 1. 実施体制

林野火災の予消防対策は、次の機関で構成する林野火災予消防対策協議会においてこれに当たり相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導など予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

##### (1) 実施及び協力機関

上砂川町、砂川地区広域消防組合上砂川支署、上砂川町消防団、空知総合振興局、空知総合振興局森林室、砂川警察署、同上砂川駐在所、陸上自衛隊滝川駐屯地、森林愛護組合、猟友会上砂川部会、教育委員会、山林所有者、造林業者、町内各学校

##### (2) 林野火災予消防業務担当者の決定

各予防実施機関においては、相互の連絡情報交換、実施指導・その他予防対策の円滑なる推進を図るため、別に業務担当者及び代理者を定めておくものとする。

(3) 林野火災予防期間の設定

林野火災が発生しやすい時期を設定し予防期間と定め、特別警戒に努めるものとする。

ア. 山林予防実施期間

(4月～6月中に設定)

イ. 強調期間

火入れ許可の制限 (4月～5月中に設定)

## 2. 森林火災気象通報

(1) 通報の種類

| 通報の種類          | 説明                        | 通報符号 |
|----------------|---------------------------|------|
| 情報             | 何日ごろ山火事が発生しやすいから注意してください。 | サケイ  |
| 異常乾燥<br>強風 注意報 | 山火事が発生しやすく甚だ危険です。         | サケロ  |
| 注意報解除          | 今まで通報した注意は解除します。          | サケン  |

(2) 伝達系統

林野火災気象通報伝達系統図は別表1による。

## 3. 林野火災予防対策

林野火災のほとんどが人為的なものであるところから関係機関は次により予防の推進を図るものとする。

(1) 警防思想の普及

林野火災に対する関心をより一層向上させるため、次の要領で警防思想の普及に努めるものとする。

ア. ポスター、チラシ、町広報紙などの配布による普及宣伝

イ. 懸垂幕掲出、町広報車による啓発

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間中(4月～6月)の火入れは、極力避けるよう指導し、火入れ対策として、の事項を徹底し推進を図る。

ア. 火入れをする場合は、必ず森林法第21条第1項の規定により町長の許可を取り、許可付帯条件の遵守を励行させる。

イ. 町長は火入れ許可をした場合、速やかに消防本部、担当区域労務分所に火入れ者氏名、火入れ場所、許可期間を連絡する。

ウ. 火入れ責任者が火入れをする場合は、消防本部に連絡するものとする。

エ. 警報発令中、または気象条件の急変の際には一切の火入れを中止させる。

オ. 火入れ責任者は、火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるとともに、1～3日位の監視を励行する。

(3) 一般入林者対策

登山・ハイキング・山菜採取などの目的で入林する者に対し、特に入林許可証の交付を受けて入林するよう指導し、許可条件の遵守を励行する。

ア. 入林許可書交付場所

入林許可書交付場所の一般周知を図り、無許可入林者の防止に努めるものとする。

入林許可書交付場所～上砂川町役場企画産業課産業経済係

#### (4) 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、危険期間中、次の体制を取り山火予防に万全を期するものとする。

ア. 火気責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置するものとする。

イ. 事業箇所に火気責任者が指定する喫煙所並びに、たき火、ゴミ焼き箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。

ウ. 火気責任者は、あらかじめ事業所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を期するものとする。

#### 4. 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短期間に最も容易に消し、危険物を除去して、火災の拡大防止に努めることにあるので、関係機関は、次の次項について留意し、火災発生の際は、関係機関相互協力して、早期消火を図るものとする。

##### (1) 林野火災発生通報

火災の発見者は電話その他最も迅速な方法により別表2「林野火災発生通報系統図」に基づき通報するものとする。

##### (2) 関係機関への通報及び協力要請

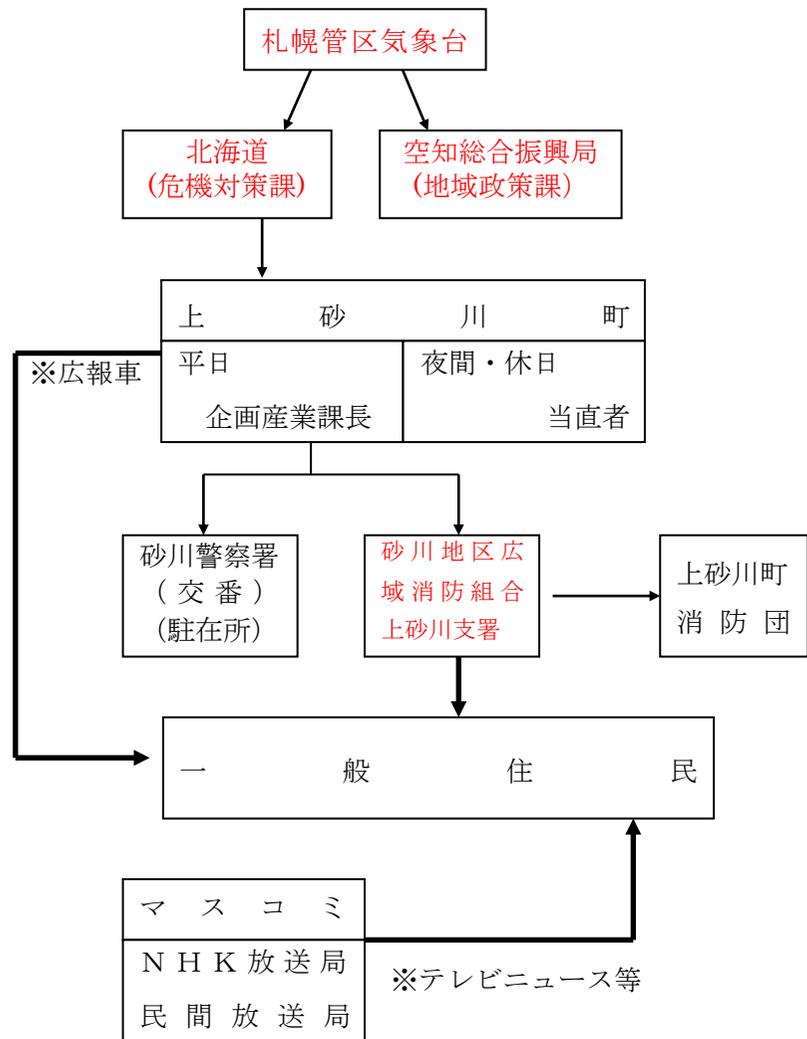
町は、林野火災の発生通報を受けたとき、直ちに関係機関に連絡通報し、消火作業の協力を要請すること。

##### (3) 協力機関への出動

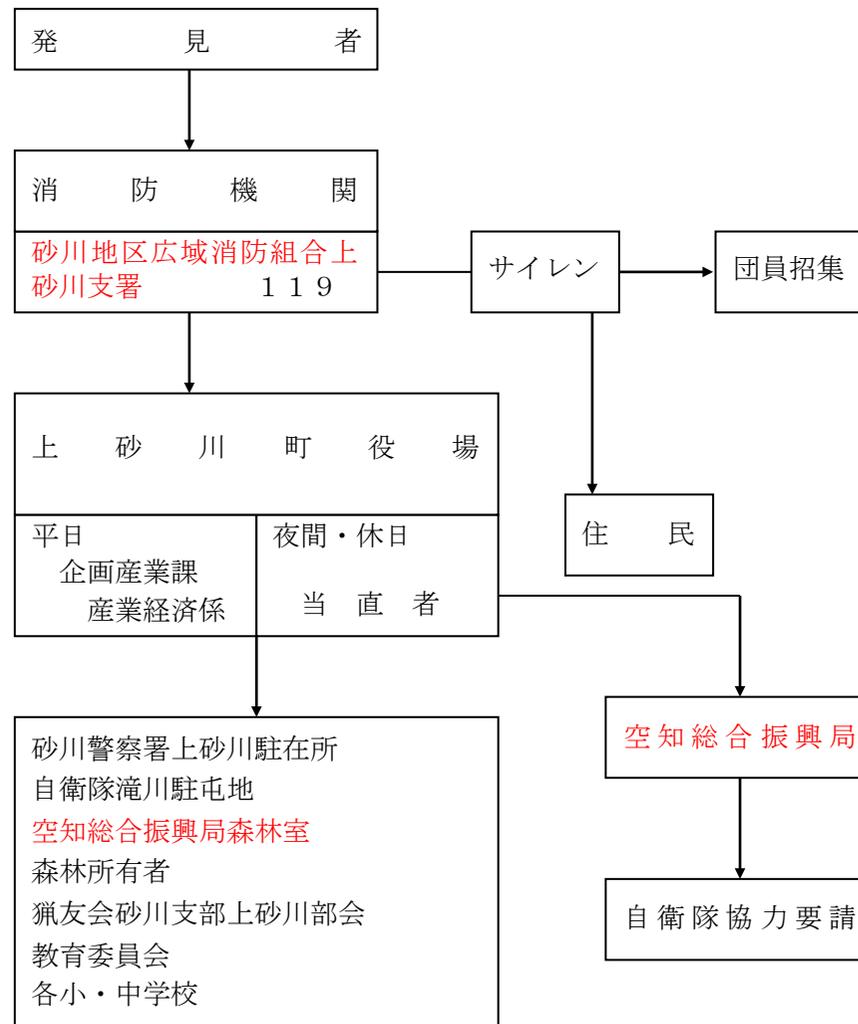
ア. 火災発生において、地元関係機関で消火困難となったときは、消防応援協定に基づく関係市町等への出動要請を行うものとする。

イ. 町長は必要ある場合、[空知総合振興局](#)に対し陸上自衛隊の災害派遣を要請する。

林野火災気象通報伝達系統図



林野火災発生通報系統図



## 第8章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、被害の程度も十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

### 1. 実施責任者

町長その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するも

### 2. 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早急復旧を図ることとして状況に応じて次のとおり実施するものとする。

#### (1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最低限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

#### (2) 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備はその後適切な補強及び改修工事を実施する。

#### (3) 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければさらに被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

### 3. 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ. 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- エ. 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ. 下水道災害復旧事業計画
- カ. 公園災害復旧事業計画

#### (2) 農林水産施設災害復旧事業計画

#### (3) 上水道災害復旧事業計画

#### (4) 住宅災害復旧事業計画

#### (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### (6) 医療施設災害復旧事業計画

#### (7) 学校教育施設災害復旧事業計画

#### (8) 社会教育施設災害復旧事業計画

#### (9) その他災害復旧事業計画

### 4. 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部若しくは一部を負担し、または補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画の定める基準による。

## 5. 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 6. 応急金融対策

### (1) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は次によるものとする。

#### ア. 生業資金の貸付け

町は、被災した生活困窮者の再起を図るため、次に掲げる貸付資金等を確保するものとする。

- ①災害救助法による生業資金
- ②世帯更生のための災害援護資金及び母子福祉資金
- ③応急援護資金
- ④国民金融公庫資金

#### イ. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯または母子世帯が災害による住宅の滅失、破損等のために居住することができなくなった場合で、住宅の補修等の資金を必要とする世帯に対しては、次の資金の導入に努めるものとする。

- ①世帯更生資金の災害援護資金または災害復興住宅建設補修資金
- ②母子福祉資金の住宅資金

### (2) 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

## 上砂川町防災会議条例

〔昭和 37 年 12 月 22 日  
条 例 第 28 号〕

改正

昭和 40 年 6 月 17 日条例第 14 号

昭和 56 年 6 月 29 日条例第 15 号

平成 12 年 3 月 17 日条例第 3 号

平成 18 年 9 月 29 日条例第 16 号

平成 24 年 3 月 22 日条例第 6 号

平成 24 年 9 月 18 日条例第 10 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、上砂川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所管事務及び組織を定めることを目的とする。

(所管事務)

**第 2 条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上砂川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 上砂川町水防計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 砂川地区広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 砂川地区広域消防組合上砂川消防団長

- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (11) その他公共的団体等のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、20人以内とする。

7 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和40年6月17日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和56年6月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年3月17日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年9月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年3月22日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年9月18日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

# 上砂川町防災会議運営規程

〔昭和38年9月18日  
防災会議訓令第1号〕

改正

平成19年3月23日防災会議訓令第1号

(趣旨)

**第1条** 上砂川町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び上砂川町防災会議条例（昭和37年条例第28号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

**第2条** 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

**第3条** 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

**第4条** 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

(会長への委任)

**第5条** この規程に定めるもののほか、防災会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**（平成19年3月23日防災会議訓令第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する

# 上砂川町災害対策本部条例

昭和37年12月22日  
条例第29号

改正

平成24年9月18日条例第10号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、上砂川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第4条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

**附 則**（平成24年9月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

# 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市町会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれからの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務または業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事または他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事または他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の機関
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 第2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合または緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

北 海 道  
北 海 道 知 事      堀 達也

北 海 道 市 長 会  
北 海 道 市 長 会 長      桂 信雄

北 海 道 町 村 会  
北 海 道 町 村 会 長      佐々木 隆人

別 表

| 地 域 区 分 | 構 成 市 町 村  |
|---------|------------|
| 石 狩 支 庁 | 石狩支庁管内の市町村 |
| 渡 島 支 庁 | 渡島支庁管内の市町村 |
| 檜 山 支 庁 | 檜山支庁管内の町   |
| 後 志 支 庁 | 後志支庁管内の市町村 |
| 空 知 支 庁 | 空知支庁管内の市町村 |
| 上 川 支 庁 | 上川支庁管内の市町村 |
| 留 萌 支 庁 | 留萌支庁管内の市町村 |
| 宗 谷 支 庁 | 宗谷支庁管内の市町村 |
| 網 走 支 庁 | 網走支庁管内の市町村 |
| 胆 振 支 庁 | 胆振支庁管内の市町村 |
| 日 高 支 庁 | 日高支庁管内の町   |
| 十 勝 支 庁 | 十勝支庁管内の市町村 |
| 釧 路 支 庁 | 釧路支庁管内の市町村 |
| 根 室 支 庁 | 根室支庁管内の市町村 |

# 中空知地域救急医療相互応援協定書

災害に際して応急的に行われる救急医療の相互応援に関し、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町（以下「関係市町」という。）と芦別市医師会、赤平市医師会、滝川市医師会、空知医師会、空知歯科医師会及び道薬剤師会北空知支部（以下「関係医師会」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

## （救急医療の応援）

第1条 関係市町において、災害に際し行われる救急医療の対応が当該災害発生地市のまたは町の体制を超える場合には、関係市町に要請し、関係医師会の応援を求めることができる。

## （応援の要請）

第2条 前条の規定による要請は、応援を要請しようとする市長または町長（以下「要請者」という。）が、応援を得たい医師会の属する区域の市長または町長（以下「受請者」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請を受けた受請者は、直ちに当該医師会に対し、応援の要請を行うものとする。

3 要請者は、事態が急迫し、応援を得たい医師会に直接要請した方が効果的と判断したときは、前項の規定にかかわらず当該医師会に直接要請することができる。この場合にあつては、受請者に対し、事後速やかに報告しなければならない。

4 前各項の要請は、応援活動が円滑に行われるよう災害の状況、被災者の人員及び被災程度並びに応援を得ようとする医師、看護師等の人員及び必要な器具機材等の情報を付して行うものとする。

## （医師会の応援）

第3条 前条の規定により、受請者または要請者から応援を求められた関係医師会は、特別な事情があり求めに応じられない場合を除き、要請に応じるものとする。

## （応援者の指揮）

第4条 関係医師会の応援者は、要請者が指定する者の指揮を受け、救急医療に従事するものとする。

## （医療の範囲）

第5条 関係医師会の応援者が行う救急医療の範囲は、災害救助法で規定する医療の範囲とする。

## （費用の支弁）

第6条 関係医師会の応援者が当該応援に要した費用及び旅費等は、要請者が支弁する。

2 前項の費用の範囲及び旅費等の額は、災害救助法に規定する費用の範囲及び額とする。

## （損害の補償）

第7条 要請者は、第3条の規定により応援に応じた者が当該業務に従事したため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、災害救助法に規定する基準により、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

## （契約期間）

第8条 この協定の期間は、昭和62年6月2日から昭和63年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに協定者のいずれからもこの協定に何らかの意思表示がなされないときは、この協定は、当該期間満了の日の翌日から1ヵ年更新されるものとし、以後もま

た同様とする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項については、協定者で協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書を16通作成し、協定者署名押印のうえ、各1通を保管する。

昭和62年6月2日

協定者

|            |       |
|------------|-------|
| 芦別市長       | 東田耕一  |
| 赤平市市長      | 親松貞義  |
| 滝川市長       | 吉岡清栄  |
| 砂川市長       | 中川徳男  |
| 歌志内市長      | 森永大   |
| 奈井江町長      | 北良治   |
| 上砂川町長      | 長谷山英夫 |
| 浦臼町長       | 友成一夫  |
| 新十津川町長     | 山口諭   |
| 雨竜町長       | 田中直吉  |
| 芦別市医師会長    | 吉村外茂二 |
| 赤平医師会長     | 相馬寛   |
| 滝川市医師会長    | 坪谷六郎  |
| 空知医師会長     | 大西洋平  |
| 空知歯科医師会長   | 篠原常夫  |
| 道薬剤師会空知支部長 | 辻本薫   |

# 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合または災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災または地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊または救急隊による応援
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、または発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除

く。)

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市長等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援隊派遣)

第8条 前条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特定の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を称するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

以下構成市町等の長を略す。

別表

| 地 域              | 構 成 市 町 等  |
|------------------|--|
| 道<br>西<br>地<br>域 | 函館市, 森町, 八雲町, 長万部町, 渡島西部広域事務組合, 渡島消防事務組合, 渡島東部消防事務組合, 桧山広域行政組合   |
| 道<br>南<br>地<br>域 | 室蘭市, 苫小牧市, 登別市, 伊達市, 白老町, 西胆振消防組合, 胆振東部消防組合, 日高東部消防組合, 日高中部消防組合, 日高西部消防組合  |
| 道<br>央<br>地<br>域 | 札幌市, 小樽市, 夕張市, 美唄市, 芦別市, 江別市, 赤平市, 三笠市, 千歳市, 歌志内市, 恵庭市, 北広島市, 上砂川町, 石狩北部地区消防事務組合, 羊蹄山ろく消防組合, 岩内寿都地方消防組合, 北後志消防組合, 滝川地区広域消防事務組合, 岩見沢地区消防事務組合, 深川地区消防組合, 砂川地区広域消防組合, 南空知消防組合           |
| 道<br>北<br>地<br>域 | 旭川市, 増毛町, 上川北部消防事務組合, 士別地方消防事務組合, 上川南部消防事務組合, 大雪消防組合, 上川中部消防組合, 富良野地区消防組合, 北留萌消防組合, 留萌消防組合, 稚内地区消防事務組合, 利尻礼文消防事務組合, 南宗谷消防組合  |
| 道<br>東<br>地<br>域 | 釧路市, 帯広市, 根室市, 留辺蘂町, 網走地区消防組合, 北見地区消防組合, 紋別地区消防組合, 遠軽地区広域組合, 美幌・津別消防事務組合, 斜里地区消防組合, 西十勝消防組合, 北十勝消防事務組合, 東十勝消防事務組合, 池北三町行政事務組合, 南十勝消防事務組合, 釧路北部消防事務組合, 釧路東部消防組合, 釧路西部消防組合, 根室北部消防事務組合 |

別記別表 1

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

| 救助の種類                          | 内 容 等   | 期 間                              | 基 本 額   |         |         |         |  |
|--------------------------------|---|----------------------------------|---|---------|---------|---------|--|
| 避難所の設置                         | 現に被害を受けまたは受けるおそれのある者を、一時的に収容し保護する。  | 7日以内                             | 100人1日当たり<br>31,000円以内                            |         |         |         |  |
| 福祉避難所の設置                       | 高齢者等で特別な配慮を必要とする者を収容する。   |                                  |   |         |         |         |  |
| 応急仮設住宅の供与                      | 住家が全壊（全焼、流出）し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、簡単な住宅を仮設し供与する。                   | 着工～20日以内<br>供与～完成の日から            | 規格～1戸当たり<br>平均 29.7㎡<br>基本額～1戸当たり<br>2,498,000円以内 |         |         |         |  |
| 福祉仮設住宅の供与                      | 高齢者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とする者に対して設置する。  | 2年以内                             |   |         |         |         |  |
| 炊出しその他による食品の供与                 | 避難所に収容された者等、日常の食事に支障のある者に対し、炊出し等により、一時的に被災者の食生活を保護する。                                 | 7日以内                             | 1人1日当たり<br>1,020円以内                               |         |         |         |  |
| 飲料水の供給                         | 現に飲料水（飲料水及び炊事のための水）を得ることのできない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。                                  | 7日以内                             | 当該地域における<br>通常の実費                                 |         |         |         |  |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与          | 住家被害等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのご程度の被服、寝具等を給与または貸与する。 | 10日以内                            | 別表金額の範囲内  |         |         |         |  |
| 《別表》                           |   |                                  |   |         |         |         |  |
| 区分                             |   | 1人世帯                             | 2人世帯  | 3人世帯    | 4人世帯    | 5人世帯    | 6人以上1人増すごとの加算  |
| 全壊、全焼<br>流失                    | 夏   | 17,700円                          | 22,700円   | 33,500円 | 40,100円 | 50,900円 | 7,400円   |
|                                | 冬   | 29,200円                          | 37,700円   | 52,700円 | 61,800円 | 77,500円 | 10,600円  |
| 半壊、半焼<br>床上浸水                  | 夏   | 5,800円                           | 7,700円  | 11,600円 | 14,000円 | 18,000円 | 2,400円   |
|                                | 冬   | 9,200円                           | 12,200円   | 17,400円 | 20,600円 | 25,900円 | 3,400円   |
| ※ 夏季は4月1日～9月30日、冬季は10月1日～3月31日 |   |                                  |   |         |         |         |  |
| 医療                             | 医療の途を失った者に対し、救護班等により応急的処置を行う。（救護班の派遣によることを原則）…日赤委託                                    | 14日以内                            |   |         |         |         | 救護班～実費<br>病院等～国保診療<br>報酬の額以内                                     |
| 助産                             | 災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者に対し、分娩の介助及び前後の処置を行う。…日赤委託                   | 分娩の日から<br>7日以内                   |   |         |         |         | 救護班～実費<br>助産師～慣行料金の<br>8割以内                                      |
| 災害にかかった者の救出                    | 現に生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索、救出する。  | 3日以内                             |   |         |         |         | 当該地域における<br>通常の実費  |
| 災害にかかった住宅の応急修理                 | 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理することができない者に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に修理する。                         | 1ヵ月以内                            |   |         |         |         | 1世帯当たり<br>531,000円以内   |
| 学用品の給与                         | 住家被害等により、就学上欠くことのできない学用品を喪失または毀損し、直ちにこれら入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限の学用品を給与する。    | 教科書等～<br>1ヵ月以内<br>文房具等～<br>15日以内 |   |         |         |         | 教科書等～実費<br>文房具等～<br>小学生1人当たり<br>4,100円以内<br>中学生1人当たり<br>4,400円以内 |
| 埋葬                             | 災害の際に死亡した者に対し、応急的な埋葬を実施する。  | 10日以内                            |   |         |         |         | 1体当たり<br>大人 179,000円以内<br>小人 143,200円以内                          |
| 死体の捜索                          | 行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索する。  | 10日以内                            |   |         |         |         | 当該地域における<br>通常の実費  |

| 救助の種類  | 内 容 等   | 期 間              | 基 本 額   |
|--|---|------------------|---|
| 死体の処理  | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。…日赤委託   | 10日以内            | 1体当たり<br>洗浄、消毒等<br>3,300円以内<br>一時保存(場所)<br>5,000円以内 |
| 障害物の除去   | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている者で、自らの資力をもってこれを除去することができない者に対し、日常生活に必要欠くことのできない部分の障害物を除去する。 | 10日以内            | 1世帯当たり<br>141,000円以内                                |
| 輸送費及び賃金<br>職員等雇上げ費                                 | 上記の救助の実施に必要な物資等の輸送及び賃金職員等の雇い上げを行う。  | 各々の救助の実施が認められる期間 | 当該地域における<br>通常の実費                                   |
| これらの基準により難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定することができる。 |   |                  |   |